

令和3年6月定例会

# 農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
4、付託事件 .....	3
5、経過	

## (産業労働部)

### 分科会

産業労働部長予算議案説明 .....	3
予算議案に対する質疑 .....	4
予算議案に対する討論 .....	12

### 委員会

産業労働部長所管事項説明 .....	12
雇用労働政策課長補足説明 .....	14
陳情審査 .....	15
議案外所管事項に対する質問 .....	20

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	50
2、出席者 .....	50
3、経過	

## (水産部)

### 分科会

水産部長予算議案説明 .....	50
漁港漁場課長補足説明 .....	51
予算議案に対する質疑 .....	53
予算議案に対する討論 .....	61

### 委員会

水産部長所管事項説明 .....	61
陳情審査 .....	64
議案外所管事項に対する質問 .....	68

## (第3日目)

1、開催日時・場所 .....	97
2、出席者 .....	97
3、経過	

(農林部)

分科会

農林部長予算議案説明 .....	97
農山村振興課長補足説明 .....	98
農政課長補足説明 .....	99
農産加工流通課長 .....	100
森林整備室長 .....	100
予算議案に対する質疑 .....	101
予算議案に対する討論 .....	108
委員会	
農林部長所管事項説明 .....	109
農産園芸課長補足説明 .....	111
林政課長補足説明 .....	112
陳情審査 .....	113
議案外所管事項に対する質問 .....	114

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:水産部)
- ・分科会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:農林部)

6 月 18 日

( 委員間討議 )

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年6月18日

自 午前 10時33分  
至 午前 10時45分  
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

委員	長	久保田将誠	君
副委員	長	山口 経正	君
委員		溝口芙美雄	君
	”	坂本 智徳	君
	”	外間 雅弘	君
	”	西川 克己	君
	”	山口 初實	君
	”	川崎 祥司	君
	”	吉村 洋	君
	”	山本 由夫	君
	”	堤 典子	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 10時33分 開会

【久保田委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、西川委員、山本委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和3年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 10時34分 休憩

-----  
午前 10時44分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

-----  
午前 10時45分 散会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月1日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時44分  
於 委員会室 4

新産業創造課長 福重 武弘 君  
新産業創造課企画監 黒島 航 君  
(海洋・環境産業担当)  
経営支援課長 吉田 憲司 君  
若者定着課長 宮本浩次郎 君  
雇用労働政策課長 井内 真人 君  
雇用労働政策課企画監 川口 博二 君  
(産業人材対策担当)

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 久保田将誠 君  
副委員長（副会長） 山口 経正 君  
委 員 溝口芙美雄 君  
" 坂本 智徳 君  
" 外間 雅広 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 川崎 祥司 君  
" 吉村 洋 君  
" 山本 由夫 君  
" 堤 典子 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君  
産業労働部政策監 村田 誠 君  
(産業人材育成・県内定着  
促進・働き方改革担当)  
産業労働部政策監 三上 建治 君  
(新産業振興担当)  
産業労働部次長 宮地 智弘 君  
産業労働部参事監 森田 孝明 君  
(大学連携推進担当)  
産業政策課長 松尾 義行 君  
企業振興課長 末續 友基 君  
企業振興企画監 香月 康夫 君  
(企業誘致推進担当)

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）

第97号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）

（関係分）

報告第4号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）

（関係分）

報告第6号

令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正

予算（第2号）

報告第7号

令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正

予算（第2号）

報告第8号

令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算

（第4号）

報告第9号

令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計

補正予算（第2号）

報告第10号

令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資

金特別会計補正予算（第2号）

報告第13号

令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予

算（第1号）

報告第17号

令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算

（第4号）（関係分）

## 7、付託事件の件名

農水経済委員会

### (1) 議案

なし

### (2) 請願

なし

### (3) 陳情

- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・長崎県長崎市飲食店時短要請 感染の広がりステージ5、県内全域に「医療危機事態宣言」発令に伴い酒類業者に対する支援金の支給を求める要望書
- ・要望書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について
- ・芦辺港瀬戸浦の防波堤の防護柵の延長工事についての要望
- ・令和4年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・要望書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
- ・令和4年度 国政・県政に対する要望書
- ・「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【久保田委員長】ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件はございませんが、陳情10件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきまして、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分ほか8件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、理事者側から、今回の委員会から新たに出席することになった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【廣田産業労働部長】おはようございます。

産業労働部の新任幹部職員のうち、今回の委員会から新たに出席する職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

【久保田委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【久保田分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

産業労働部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。



資料といたしましては、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料でございます。お手元にご用意いただければと思います。

資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、報告第4号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）』」のうち関係部分、報告第10号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）』」であります。

これらは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております、令和2年度予算の補正を3月31日付けで知事専決処分させていただくものであり、その概要についてご説明いたします。

一般会計の歳入予算、歳出予算は記載のとおりであり、この歳出予算の主な内容は、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金の実績確定に伴う長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業費21億9,027万5,000円の減、中小企業向け制度資金の貸付額の実績確定に伴う金融対策貸付費139億2,282万円の減などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、歳入予算、歳出予算は記載のとおりであり、この主な内容は、高度化資金償還金の増などによるものであります。

最後に、「令和2年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分については、合計38億7,579万7,000円を計上しており、その内容は、記載のとおりでございます。

繰越の主な理由は、国の経済対策及び新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業実施

等に想定を超える期間を要したこと等により、事業の年度内完了が困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

令和2年度長崎県一般会計補正予算の概要という資料の25ページにあります産業人材育成奨学金返済アシスト事業費について、お尋ねをいたします。これは数年前から取り組んでおられるものと承知をしておりますが、現在どういった状況で、利用状況といたしますか、ご説明いただきたいと思っております。

【宮本若者定着課長】アシスト事業につきましては、平成28年度から事業を実施しております、まず予算絡みのところでいきますと、基本的には、企業からの寄附金と県の一般財源を用いまして、それを基金に積み立てております。その積立額につきましては、この5年間で3億6,800万円程度になっております。その内訳が、企業からの寄附金と県の一般財源というところになっております。

一方で、奨学金を返済して、返済支援を受ける学生といたしますか、卒業した後に実際は支援をするんですけれども、その認定状況でいきますと、今まで5年間、令和2年度、今回認定したばかりのものも含めると、毎年55人を認定しておりまして、275人を認定しているところであります。

実際これをいつ支援するのかといいますと、長崎県内の対象企業に就職して3年を経過した時に、まず1回目の支援を行うこととしております。制度ができて、ちょうどこの令和3年3月末で3年を迎え、今年度、初めて4年目に突入した卒業生がいらっしゃいますので、今年度から実際の支援が始まるということになります。ちょっと細かいんですけども、3年たった後に一回、支援額の半分を補助して、6年いると、もう半分というふうになっています。ちなみに今年度、いわゆる支援をもらえる人が9人の予定で、もともと認定を受けた時に15人いて、9人が実際補助ということで、その差し引きの6人というのが、例えば県内には残ったけれども対象業種外に就職したり、あるいは結果として県外に就職したり、そういった状況でございます。今回の補正予算に関しましては、この25ページでいきますと、もともと寄附金2,000万円、一般財源4,000万円で、毎年6,000万円を予定はしているんですけども、若干、寄附金のほうが2,000万円に届きませんで、その数字が大体この178万4,000円、事務費もちょっと入っていますけれども、そういったところの届かなかった分の減というところになっております。

【川崎委員】細かく説明、ありがとうございます。

長崎出身の人材を県内に定着ということで、奨学金の返済アシストですから、非常に期待をしているところでありましたけれども、先ほどは、今年度でいけば、15人認定だったものが、6名の方は、なかなか対象業種にならなかったということですので、やはり認定の時期に、しっかりと学生の皆様にもご理解をいただいて、県内就職、指定された業種にしっかりと定着できるようなフォローということも必要なのかな

ということを感じました。少し先を見た事業なので難しい部分があるかと思えますけれども、そういったところが大事なポイントというか、課題が見えてきたんじゃないかと思えますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

この寄附については、7ページの若者定着課の労働費寄附金、ここの部分はその対象の寄附額でしょうか。確認です。

【宮本若者定着課長】ここのページが、まさにそのとおりでございます。ただ、少し数字がわかりにくくて、繰り返し申しますけれども、アシスト基金で、いわゆる歳出として基金に積み立てるお金は寄附金と一般財源を積み立てるんですけども、寄附金のほうが、技術的な話ですけれども、県内企業からの寄附金は、若者定着課の歳入として受けるというふうになっております。県外企業が、例えば長崎県出身の社長さんで東京で活躍されている人とかが寄附するような企業については、企画部のほうが歳入計上課になっておりまして、ただ、その県外の社長さんが、これは奨学金返済のために使ってくださいと言った場合には、歳入課は私どもではありませんけれども、若者定着課で、積立てを行っております。今回ここで専決額が1,097万円となっていますのは、県内からは結果として少なかったと、ただ一方で、歳入計上課が変わりますけれども、県外からいただいた分は、歳出としては、積立金として私どものほうで計上いたしますので、入りと出が数字が非常に複雑になっていますけれども、そういったところになっております。それがどこに相当するかというと、若者定着課から見たから場合には、この7ページのそこが相当するということになります。

【川崎委員】ようやく意味がわかりました。企業版ふるさと納税として受けた分が、いわゆる

若者定着課じゃないところのほうに入っているのでは。私は、1,097万円も、やっぱりなかなかご理解がいただけてなかったのかなというふうなことを感じたわけですが、それで理解をいたしました。

逆に、県外の企業は、そういった意味で非常に積極的にやっていただいて、もともと県内の企業にメリットがあるものだと思っはいるのですが、寄附をしていただいている企業数というのはおわかりになりますか。

【久保田分科会長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時12分 休憩

-----  
午前10時12分 再開

【久保田分科会長】 再開します。

【宮本若者定着課長】 この5年間の累計でございますけれども、同じ企業が2回とかありますが、県内が123社でございまして、県外が90社でございまして。一つは、企業版ふるさと納税は税額控除が大きいとか、そういったところで寄附がしやすい環境というところもあるかとは思っています。数とすれば、県内企業からのほうが多い状況にはなっております。

【川崎委員】 わかりました。ぜひ県内の企業にもご協力を積極的に働きかけていただいて、企業版ふるさと納税のほうにメリットがあるということであれば、そういった仕組みも県内企業に向けても何か考えなければいけないのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、31ページの人材確保総合支援事業費、就職氷河期世代人材マッチング事業費のことでありますが、これも本当に一生懸命取り組んでいただいて、ありがたいところではありますが、実績はいかがでございでしょうか。

【川口雇用労働政策課企画監】 就職氷河期世代については、国と県、連携して取り組んでいるところですが、実績としては、県の事業としては、正規雇用実績が131名就職ということになっております。

【川崎委員】 一度試算をしていただいたことがあったと思うんですが、いわゆる県内の対象者がざくっと1万人というようなことも報告をいただいたことがありました。うち131名と。それ以外の方もおられるのかもわかりませんが、そう考えていくと、より一層力を入れていくべきことなのかなと考えておりますので、だんだん年齢も進んでいって、就職もしづらいような状況になってこようかと推測もされますので、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたく、よろしく願いします。

最後に、32ページのプロフェッショナル人材戦略拠点事業費でございまして、これは人材を求める中小企業の方に、ある組織を介して人材を紹介するという事業と承知をしておりますが、こちらについては、どの程度マッチングが進んで、つまり、中小企業の方が求める人材がきちんと採用まで至っているのか、お尋ねをいたします。

【川口雇用労働政策課企画監】 令和2年度の目標は23名でした。これに対して、33名確保ができていますということでございます。

【川崎委員】 ありがとうございます。そうすると、目標に対しては、大きくクリアをしているという状況ですね。

ある意味、Uターン、Iターン施策にもつながってくるかと思われ、そこで中小企業の方が、より活性化ができれば、非常に素晴らしい取組かと思われ、引き続き、よろしく願いをいたします。

【久保田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】1~2点。

関係議案説明資料の2ページで、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業 21億9,000万円の減、せっかく予算の手当てをしたのに、ここまで減少してしまったという、その中身について、お知らせいただければと思います。

【松尾産業政策課長】ただいまご質問がございました長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業費でございますけれども、これはいわゆる第3波、令和2年12月から令和3年1月の感染拡大を受けまして、県下全域の飲食店に1月20日から2月7日までの時短営業を要請し、これに協力していただいた飲食店に対して協力金を支給したものでございます。

当初の算定といたしまして、スナック、バー、カラオケボックス、それから一般食堂と、「食品衛生法」に基づきます食品営業許可を受けている店舗を想定して、こちらが県下に約1万店舗あるということで当初算定をしたところでございます。この時は、一日当たり4万円で、19日間で76万円という一律の支給でございました。この際用いた1万店につきまして、その中には20時以降の営業は行っていない昼間だけの店舗、あとテイクアウト、デリバリーの専門であったり、それから一定営業許可というのが最長7年までということで、大体5年ぐらいの期間があると伺っておりますけれども、既に事業をやっていないとか、そういったこともございまして、正確な数値が把握できなかつた。

昨年の4月から5月にかけて、いわゆる第1波の時に、休業要請を行った際には、飲食店だけではなく、スナック、クラブ、遊興施設などを含んで約5,600件の実績がありました。この時は1事業者30万円限りということであり

ました。今回の第3波におきましては、国の制度もそうですけれども、各店舗ごとの支給ということになりましたので、そこでもまた数字がつかめていないという部分がございます。結果的に、今回7,155店舗の申請ということでございまして、当初の想定1万店舗からすると、数値としてはかなり落ちたという状況で、当初の予算立てをする際に、そういった数値の把握ができていなかったということでの減額ということでございます。

【吉村委員】今、産業政策課長の説明もそれなりにわかるんですけれども、新型コロナの感染防止という、今までに、少なくとも私が生きてきた間にあまり経験がない、そういうところで素早い対応とか、的確な把握をしなければいけないのに、それは国の対応の遅れもある、そこが予算を持ってこない、地方自治体単独ではできないということもよくわかるんですけども、やはりどうしても場当たり感というか、時間がないのでばたばたとやりましたというのが見え隠れして、予定のところに行き渡らなかつたということがあるんじゃないかというのが懸念されるわけです。

だから、この概要のところ、所要見込みに基づく補正と書かれると、見込みに基づいて補正をしたのかなと、もうちょっと表現を変えてほしいと思うのですが、見込みがうまくできなかったのを補正をせざるを得ないようになったということだろうと思います。

だから、的確な見込みをきっちりやって、それが関係各所に行き渡るように、今後の方策として徹底していただきたい。そうしなければ、営業許可の話がさっきも出ておりましたが、結局、現況でもやめていく人がかなり出て、それを守っていかないと、次、ポストコロナと言う

けれども、そういう時に、そういう店舗がなくなっておいたらポストコロナも何もないわけですから、そこら辺に苦心していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

もう一点、その下の139億円ですけれども、これもいつも言うわけですが、元の分母も大きいんですけれども、139億円減額補正となった中身ということについても、ご説明をいただければと思います。

【吉田経営支援課長】県の制度融資におきまして、銀行が貸付けを行う原資の一部を県が預託をしているという部分でございます。通常、2月補正で、大体見込みの中で多い分については落としていくということをしておりまして、例年ですと五、六十億円ぐらい落としているような状況でございます。令和2年度は、コロナ禍の中で、この緊急資金繰り支援資金、特に国の実質無利子化の制度等の活用もありまして、年末、年度末、そのあたりの需要がどう動くのか、これは感染状況にもよるんですけれども、そういったところで緊急資金繰り支援資金については2月補正を行わなかったということで、この139億円ほどは、丸々緊急資金繰り支援資金用に積んでいたお金ということになっております。

【吉村委員】中身は、構造はわかっているんだけれども、その枠を大きく取ってもらっていたというのはありがたいんだけれども、それがそこまで使う必要がなかったという、多めに取っておったものだからこうという話になるんだろうけれども、その裏側には、もう借りられないとか、そういうところがなかったのかというような検証はされたのかなと思っておりますが、いかがですか。

【吉田経営支援課長】県の制度融資で言うところの緊急資金繰り支援資金、あるいは国の実質

無利子化、これは日本政策金融公庫の分も含めて無利子化の対応等を行っている中で、国からも、通常よりもきちんと事業者のことを考えて積極的に融資に取り組むように、相談に対応するように、あるいは融資後のリスクについても、条件変更についても、しっかりと対応するようにという通知文書も何度か出たりしております。私どもも、日々金融機関や信用保証協会と話をする中で、ぎりぎりのところまで踏み込んでやっているとお聞きをしております、一定そういう実態があると認識をしております。

一方で、国の実質無利子というのは、金融機関にとっては、保証がつくということで、金融機関の負担は生じないんですけれども、もし代位弁済になった時は、県とか保証協会には損失補償が生じてきます。今回、コロナ禍で、国のほうでその割合を、県や保証協会の負担割合を下げてはいただきますけれども、それでも2%とか3%というところが損失補償が生じた際の負担となりますので、そこは一定審査をしながら、なおかつ国や国内の状況をしっかり見極めながら対応していただいたということで理解をしております。

【吉村委員】経営支援課長の言うのはよくわかります。ただ、そこをすぐすんなり素直に「わかりました」では通らせ切れないところもあって、こういう質問になるんだけれども、焦げついたら代位弁済をしなければいけないと。だから、そういうリスクもあるんですよ、そういう中で、いろんな申入れは県としてもやっております。でも、やっぱりそこは数%であったり、国の生活困窮者への貸付制度とかを考えると、国も、あらかじめ何割かは焦げつくの見込んで貸していいですよなんていう話が聞こえてきたりするじゃないですか。そうすると、そこら

辺も、そこまで言わないけれども、もうちょっと踏み込んでやってもらえないものかなと。それを信用保証協会に対しても言ってほしいけれども、国に対しても、そこら辺、もう少し柔軟に対応できるようにやってもらえないかという申入れをもう少し強くやってほしいと思うわけです。だから、そこら辺、今後とも念頭に置いてやっていただきたいと思います。

それから、さっき忘れていたんだけど、産業政策課長、いろんな残が残ったと。周知徹底もできなかったというのもあるだろうし、その周辺状況を考える時に、もう一つ、50%の壁。前年度、前々年度比 50%減だったら出します、これが市町だったら大体 20%になっているわけです。だから、県は今、国に合わせていると言うけれども、市町に合わせてくれれば、市町と一緒に上乗せができるという、この前のものでも、できるのになと思うわけです。50%、50%と下がってきていると、それは事業は成り立たないわけだから、それが 20%下がっても、50%の後、20%下がっても、これもいよいよというところなんだけれども、市町がそこまでやっている。国から直接市町に行く交付金でやっているものだから、そこで主体が市町になるのだけれども、そこら辺は市町とも連携を取って、連携ができてよかったという思いはあるんです。だけれども、それなら一緒に減少率も合わせていただけるともっとありがたいと、感謝度合いがアップするんだけど、そこら辺はどうでしょうか。

【松尾産業政策課長】こうした事業を今まで1年以上やっておりまして、確かに50%以上というのがかなりハードルが高いというお話は数々いただいてきた中でございます。事業継続支援給付金のことでもございますけれども、第3波の

際には、全市町と協力して、ほとんどのところが、ベースとしましては50%以上のところに共同して、私どものほうから10万円、市から10万円ということで、さらに市町のほうでそこに上乗せをしていただいたり、横出しをしていただいたということで、大半が20%以上にしていただいたと思います。財源のことを言うのもあれなんですけれども、はじめから20%から要件にするかということ、なかなかちょっと難しいところもありますので、前回のように、これはまだ現状ではそう明確なことは申し上げられませんが、市町と連携して、上乗せなり何なりして20%とか30%、そういったところからやっていくというような形が今後も取れば、一緒にやっていければ、そういったことを考えていきたいと思っておりますけれども、私ども単独ということになると、50%ということで今のところは考えております。

【吉村委員】結局、予算もあるし、いろいろ悩みはいっぱいあると思うけれども、行政の一つの力として、苦しい中、頑張っている県下のいろんな事業者が元気が出るためには、その思い切りとか、判断、そういうものがやっぱり必要と思うので、そういう意味では、早い判断で、迷わずに、いい結果に結びつくところを考えてもらいたいと思うし、それから市町と一緒にやってやるというのは、一回の手続で2つ分の支援がもらえるということで、申請の簡素化にもつながって、そこら辺を市町の窓口をお願いすれば手続もスムーズに済むので、市町の率に合わせて、市町窓口で県と一緒にやっていくというようなことで今後はいろんな取組を構築していただきたいと思うんですが、最後に産業労働部長、どうですか。

【廣田産業労働部長】事業者に対する事業継続

に係る支援のご質問でございますけれども、事業者に対する支援ということになりますと、国の事業があり、県の事業、そして市町の事業ということで、それぞれの役割分担の中で構築しております。それで、財源といたしましては、当然、県なり市町については国の交付金を活用してやるということになります。

それで、この間、市町との連携ということも私たちが念頭に置いて市町と話をしてまいりました。それで、先ほど申し上げた第3波の分については、市町との連携の下にやれたということでございます。その過程の中で、市町でそれぞれのお考えがあるということがございました。

そういうことから、県は50%として、市町のところが30%なり、20%なり、50%で県と同じというところもあったのは事実でございます。

そこで、これは今回の事業継続に係る支援金だけではないんですけれども、全体のコロナ対策ということになりました時に、市町においては、大方給付金的なものが非常に多かったという思いを感じております。私ども県においては、事業継続に対する給付金というものは当然行いましたけれども、それ以外に、感染対策に係る設備関係の整備に係る支援でありますとか、事業再構築に係る支援、そういった多岐にわたる事業を構築したわけでございます。そういったことから、事業継続も一つの事業者支援でございますけれども、それ以外にも、事業再構築なり、そういった多岐にわたる支援事業を限られた交付金の予算の中で編成をしたわけでございます。

ただ、今後につきましては、委員言われる市町の連携ということは、私どもも非常に大切なことだと十分認識いたしておりますので、今後とも引き続き、市町の意見を伺いながら、連携で

きる事業があれば連携をやっていくということに対応してまいりたいと考えております。

【久保田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本(由)委員】私も今の事業継続支援給付金の中で、議案外でと思ったんですけれども、今出ましたので、ここでさせていただきます。

説明資料のほうで言うと12ページになりますけれども、長崎県事業継続支援給付金事業費13億4,368万5,000円ということで、これは結局、繰越で一旦確定をさせるというような形だと思んですけれども、現在、各市において、もう既に申請が終わったところ、それから終わっていないところというのが島原市、南島原市、そういったところがまだ7月まで申請をしていると思んですけれども、直近で何件申請が出ているのか、そして今回、この数字にした根拠というのを教えていただけますでしょうか。

【松尾産業政策課長】当初、算定としまして、1万5,000件程度想定をしておりますので、これが経済センサスをもとに、事業者へのアンケート等をこちらでも取ったりしておりますので、特に落ち込みが大きいと思われる卸・小売でありましたり、生活関連、そういったところの事業者数の3割ないし5割の事業者を見込んで1万5,000件と、当初はそういった考えでございました。

先ほど委員おっしゃられましたとおり、始まりましたのが、市町によりますけれども、早いところで2月、3月から、それから4月になって受付を開始した市町もございます。言われましたとおり、大半は5月、6月で大体終わるんですけれども、7月まで申請期間を延長してやっていたところもございます。

現状としましては、申請件数が9,663件ということで、今後の見込みも含めまして、1万

1,000件程度になるかと考えております。当初の1万5,000件から考えますと、7割程度の申請ということになっております。

【山本(由)委員】わかりました。

この業種別の申請状況、大体この業種が多いとかというふう傾向がありましたら、ご説明をお願いします。

【松尾産業政策課長】まだ全部終わっておりませんが、今来ている分につきまして大体の業種を見ましたところ、全県下的に多いのが、卸・小売が2割程度ということで最も多い状況でございます。次に、理容室や美容室、クリーニング業などの生活関連サービス、こうしたところが次いで多いという格好になっております。例えば離島でありましたら、水産業関係の数値が極端に多いといったような地域もあることから若干差はありますけれども、全体として見ますと、卸・小売、それから生活関連サービスといったところが多くなっております。

【山本(由)委員】ありがとうございます。

島原市の例を申し上げますけれども、島原市は、実はまだ申請を続けているんですけれども、先週現在で489件ということで、予算に対する執行率で言うと76%ぐらいということで、少し高いのかなと思うんですけれども、一方で、先ほど吉村委員が言われたんですけれども、売上減少率が20%から50%というところについて、ほかの市でもありますけれども、島原市においても20%から50%については、市単独で10万円という形で支給しております。この集計がしてありまして、結局、20%以上減少したところ、50%以上も含んで申請している中で、この20%から50%の部分が36%ということで、50%以上が64%ぐらいと。20%から50%というのが36%ということで、思っていたよりも低いなど。

結局、50%以上でやりますよ、それをどんどん広げると、ものすごい数になるんじゃないかと思っていたんだけど、これはあくまでも島原市の例なので全体かどうかわかりませんが、意外にこの層がそんなになかったかもしれないというふうに思います。

お話ありましたけれども、業界団体等から、50%未満のところにも何とか支援がいただけないかというふうな話で、先ほどご答弁ありましたけれども、各市において、7月末には大体出そろうと思っておりますので、その中で、こういった50%未満のところには大概のところはしているんだろうと思っておりますので、そういったデータ的なものを取っていただいて、思ったより予算の範囲内で行えるんじゃないかというふうなことがあれば、ぜひご検討いただきたい。この50%以上についても、執行率で言うと大体70%ぐらいではないか、結果論ですけども30%ぐらい余裕があったということであれば、そういった枠的なものは可能ではないのかなと思うんです。ですから、そういったところで、そういうデータ的なところも含めて、50%未満の事業者の支援というのをご検討いただけないか。先ほどご答弁ありましたけれども、再度お願いします。

【松尾産業政策課長】委員ご指摘のとおり、当初はなかなか数字の把握というのができなかったところがございますけれども、協力金にしても、この事業継続の給付金にしましてもデータ、実績というのが大体出てまいりましたので、そうしたところで、今おっしゃられたとおり、事業継続支援給付金のほうは当初が16億円ほど組んでおりましたので、そこからいくと額的には落ちております。そうしたところも含めて、最終的な実績を見ながら、例えば20%まででき



るかどうかわかりませんが、そういったところの研究もしてまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】ぜひご検討をお願いしたい。せっかく今回いろんな形で実態が見えてきた部分があるんだろうなと。今まで数字だけ見えていたものが、実際やってみたら、非常に現実的な話が出てきたらというふうに思いますので、そこも含めたところのデータの蓄積をしていただければと思いますので、併せてよろしくをお願いします。

【久保田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、報告議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第4号のうち関係部分、及び報告第10号は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおり、それぞれ承認すべきもの決定されました。

【久保田委員長】次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について質問を行います。

産業労働部長より、所管事項説明をお願いい

たします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の主な報告事項についてご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係説明資料と、その追加1、追加2がございます。お手元にご用意いただければと思います。

本日ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について、佐世保重工業株式会社（SSK）への支援について、経済・雇用の動向について、県内企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について、グリーン社会の実現に向けた県内産業の振興について、海洋エネルギー関連産業の創出について、企業誘致の推進について、食料品製造業の振興について、サービス産業の振興について、事業承継の推進について、若者の県内就職促進について、「第11次長崎県職業能力開発計画」の策定について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであります。

このうち、新たな動きについて、主なものをご説明申し上げます。

当初版の1ページをお開きください。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援につきましては、「感染拡大防止と県民生活の安全・安心確保」及び「県内の社会経済活動の回復・拡大」の両立を図るため、県議会でご承認をいただきました施策を中心とし、これまで各種施策を講じてきたところであります。

資金繰り支援、製造業への支援、飲食店等のサービス産業事業者への支援、雇用の維持・創出への支援に関する主な実績につきましては、

記載のとおりであります。感染症流行の先行きが見通せない状況にあることから、今後とも個人消費や企業生産の動向、雇用環境など、県内中小企業に与える影響を注視し、国の施策も最大限活用しながら、それぞれの分野において適時適切に必要な施策を講じてまいります。

次に、3ページの中段をお開きください。  
（佐世保重工業株式会社（SSK）への支援について）

去る2月、事業の再構築及び希望退職者の募集を発表されましたSSKにつきましては、希望退職者を5月末で取りまとめられたところであり、現在、県としては、希望退職者の県内における早期再就職に向けて、佐世保市、ハローワーク、産業雇用安定センターなど関係機関と連携して、受け入れ先となる企業への求人の促進を行っているところであります。

また、関連する協力企業においては、今後受注の減少が想定されるため、県産業振興財団による商談会等の取引マッチングを強化するとともに、新たな受注を獲得するための設備投資等について、国や県の支援制度の紹介などを行っております。

今後とも、関係機関と情報共有を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

5ページをお開きください。中段でございます。  
（グリーン社会の実現に向けた県内産業の振興について）

国においては、昨年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、グリーン社会や脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言され、12月には「グリーン成長戦略」を策定のうえ、経済と環境の好循環を生み出すための政策を推進する

こととされております。

こうした中、「グリーン成長戦略」において成長産業と位置付けられる半導体関連産業については、県内でも事業拡大の動きが続いております。去る4月16日には、半導体材料のシリコンウェーハ製造で世界屈指のシェアを誇る株式会社SUMCO及びSUMCO TECHXIV株式会社から、大村市にある工場に、高精度ウェーハの生産に対応した新たな設備投資を行うとの発表がなされており、100人以上の雇用創出が期待されるところであります。

また、4月20日には、諫早市のソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社長崎テクノロジーセンターの増設棟の竣工式が行われました。同工場は、スマートフォンのカメラに使用される半導体画像センサーで世界のトップシェアを誇る最新鋭の工場であり、1,000人規模の新たな雇用に繋がっているものと考えております。

さらに、5月28日、竣工した同工場をさらに拡張する旨の発表があり、今回の増設についても、数百名規模の新たな雇用が期待されることから、県としては、こうした規模拡大の動きを半導体関連産業の更なる集積に結び付けるため、引き続き、立地環境の整備や人材確保にかかる支援等に努めてまいります。

7ページをお開きください。上段でございます。

（海洋エネルギー関連産業の創出について）

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国において再生可能エネルギーの最大限の導入が図られております。そうした中、本県には、広大な海域があり、洋上風力発電の導入ポテンシャルが高い地域であることや、造船関連産業が集積していることから、海洋エネルギー関連

産業を本県の新たな基幹産業とすることを目指し、専門人材の育成をはじめ、中核企業を中心とした企業群の創出やアンカー企業の誘致に向けた取組等を推進しております。

洋上風力発電の商用フィールド創設については、令和元年12月に再エネ海域利用法に基づき、五島市沖が国内初の促進区域に指定されたところですが、去る6月11日、国から商用事業を実施する事業者を選定した旨の発表がありました。

全国に先駆け、本県海域において浮体式の商用事業が実施されることは、海洋エネルギー関連産業の基幹産業化を目指す本県にとって大きな弾みになるものであり、本県での海洋エネルギー関連産業のサプライチェーン構築につながるよう、五島市や関係機関と連携しながら、取り組んでまいります。

9ページをお開きください。中段でございます。

（若者の県内就職促進について）

令和3年3月に卒業した高校生の県内就職率については、キャリアサポートスタッフによるきめ細かな就職支援に加え、秋口以降の未内定者に対するフォローアップに取り組んだことや、コロナ禍における地元志向の高まりなどにより、速報値で、前年比3.9ポイント増となる69.5%となっており、過去最高であった令和2年3月卒の65.6%をさらに上回る見込みとなっております。

一方、大学生においては、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、これまで対面式で実施してきた企業面談会等をいち早くオンライン対応に切り替え、学生と企業の交流機会を確保するなどの対策を講じたことや、コロナ禍における地元志向の高まりなどもあり、令和

3年3月卒の県内大学生の県内就職率は、前年同期比3.0ポイント増となる40.8%と5年ぶりに上昇に転じたところであります。

引き続き、若者の県内就職促進に向け全力を傾注してまいります。

その他の項目につきましては、記載のとおりでございます。

また、本日お手元にお配りいたしました追加2につきましては、最新となる5月の有効求人倍率の発表が一昨日6月29日であったため、時点修正を行ったものであります。

なお、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、補足説明資料「令和4年度政府施策に関する提案・要望について」、補足説明資料「第11次長崎県職業能力開発計画の策定について」のあわせて3種類を事前に配付させていただきます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】 ありがとうございます。

次に、雇用労働政策課長より補足説明を求めます。

【井内雇用労働政策課長】 私からは、第11次長崎県職業能力開発計画の策定について、説明をさせていただきます。

資料につきましては、令和3年6月定例県議会農水経済委員会補足説明資料（産業労働部）の、説明事項が「第11次長崎県職業能力開発計画の策定について」でございます。よろしいでしょうか。

こちらの1ページをお開きください。

まず、1番としまして、職業能力開発計画の

位置づけなどがございます。

国が策定します職業能力開発基本計画に基づきまして、各都道府県におきましては、職業能力開発の基本となる計画を策定するよう、職業能力開発促進法に定められております。

計画策定の事項としては、労働力の動向、職業能力開発の目標、さらに施策の基本となる方向性などとなっており、計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間となっております。

次に、2番、県の計画策定に向けた今後のスケジュールでございます。

今回、県議会農水経済委員会に素案を報告させていただきました後、事業主あるいは労働者の代表で構成される長崎県職業能力開発審議会における議論でありますとか、パブリックコメントの結果などを踏まえ最終案を作成し、再び9月議会に報告をしました上で、10月の完成を目指すものでございます。

2ページ目をお開きください。

上段に計画のねらいを記載しております。新型コロナウイルスの影響が残る不安定な雇用情勢の中、デジタル化の進展、あるいは職業人生の長期化などの環境変化を踏まえまして、本県産業人材の育成や一人ひとりの職業人生の実現に向けた能力開発を推進する、基本的な方向性を示すものとしまして、今回の計画を策定するものでございます。

3ページをご覧ください。

計画策定の視点、方向性として、3点ございます。

1つ目でございます。新型コロナの影響が続く中、これに対応した職業能力開発が必要であるということがございます。

次に、2つ目でございますが、デジタル化、あるいは新たな基幹産業の創出など、産業構造

や社会環境の変化があっておりまして、これらに対応できる訓練が必要であること。

そして3つ目としまして、生産年齢人口の減少などがある中、高齢者の皆様、あるいは若い世代をはじめ、誰もが活躍できる社会を見据えた訓練が必要であることでございます。

4ページ目をお開きください。

3つの方向性に基づく施策の概要についてお示しをしております。既に取組が始まっている部分とともに、今後具体的な取組を検討していく部分もでございます。

離職者の再就職に向けた職業訓練とともに、在職者のスキルアップにつながる訓練などにつきましても、業界や労働者のニーズに応じた取組を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、下のほうにございますが、ジョブ・カードなどを活用した職業能力評価でありますとか、SNSを活用した訓練の情報発信などにつきましても強化を図ってまいります。

右側の5ページをご覧ください。

各数値目標を記載しております。職業訓練の受講者の数でありますとか、訓練後の就職率など、より多くの皆様が適正な職業訓練を受け、就職につなげていく観点から、これらの目標を設定したいと考えております。

なお、本計画の素案につきましては、別紙としてお配りをしておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

以上で私からの説明を終わります。

【久保田委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、22、24、26、30、33、35、37、以上7件です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堤委員】 陳情番号37番、「『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」というのが出されていますけれども、これについてお尋ねします。先日6月22日から、中央最低賃金審議会において、今年度の最低賃金改定の目安についての議論が始まったということ、そして県内でも、来週の月曜日、7月5日から労働局で第1回の最低賃金の審議会が開催されると聞いています。今、県内の最低賃金はDランク、そして全国で下から2番目の793円という状況です。これが今まで4年連続20円以上の引上げとなっていたのが、昨年は、コロナ禍による経済悪化で、雇用を守ることのほうが最優先されて、過去10年間では最低の引上げ額であったと聞いています。

この793円を計算してみますと、法定労働時間週40時間として、1か月、例えば173時間働いても月収が13万7,189円、年収で164万6,268円となります。ワーキングプアのラインが年収200万円と言われているのに、この200万円に遠く及ばない水準で、この金額では、労働者が賃金だけで自分の生活を維持したり、将来のために貯蓄をしたりということは到底困難だと思います。

それから、この793円は、東京が一番高いですけれども1,013円と、220円開きがありますし、全国平均は902円で、これからも109円の開きがあります。福岡と比べても49円の開きがあります。先日、国勢調査の速報値が公表されましたけれども、長崎県の人口は5年前より6万4,000人減少ということで、今、本当に人口減少、そして自然減だけではなく、社会減が大きい状況

で、都市部が賃金が高いので、ずっと都市部での就労を求めて地元を離れる若者が非常に多いという傾向は非常に拍車がかかっていると思いますし、この賃金の低さというのがその大きな原因になっていると思います。

労働力を確保して地域経済を活性化するため、そして都市部への一極集中を分散する上でも、やはり最低賃金の引上げとか、地域間格差の縮小というのは非常に重要な課題であると思いますけれども、今、コロナ禍で、観光とか、宿泊、飲食業が深刻な打撃を受けていますけれども、ワクチン接種が進んでいけば、県内の経済もこれからは回復に向かっていくものと思います。県として、最低賃金引上げに関して、どのような働きかけをしてこられたのか、これまでもされていると思いますけれども、どういうふうなことをされて、今年はどうなのかをお尋ねしたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】 委員おっしゃられますように、持続的な県内の経済成長に向けましては、企業の生産性向上、業績アップの成果を働く人に分配することで、賃金が上がって、需要が拡大をして、そういう成長と分配の循環を図るということが重要であると考えております。特に、長崎県におきましては中小企業の割合が高くなっておりまして、魅力ある雇用環境を整えて、しっかりと人材を確保していくためにも、最低賃金の引上げというのは重要であると考えております。

県としましては、最低賃金の決定自体は、先ほど委員おっしゃられました長崎地方最低賃金審議会で議論をされて、決定がされるというもので、ここには県は入っておりません。しかしながら、平成26年から長崎地方最低賃金審議会に対しまして、県として、先ほど申し上げたよ

うな最低賃金の引上げが重要であるという趣旨と、それを含めた十分なご議論をいただきたいという意見書を提出しております。今年度におきましても、今からになります、対応について検討してまいりたいと考えております。

【堤委員】 ご答弁ありがとうございました。

平成26年からずっと意見書を出されているということで、審議会の公労使の委員の皆さんで審議されることにはなるとは思いますけれども、中小企業は最低賃金を引き上げても企業経営が行っていきけるように、国に対して、県のほうから中小企業への十分な支援策を求めていただきたいと思いますし、今後とも、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、そして地域経済の健全な発展を促すため、最低賃金の引上げが非常に重要であると、十分に議論して、本当にそういうものが達成できるように取り組んでほしいということをお願いいたします。

【久保田委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【溝口委員】 20ページの企業誘致等の推進についてです。佐世保から陳情が上がっているんですけれども、ウエストテクノ佐世保は4年半ぐらいで完売ができたんですけれども、佐世保相浦工業団地が令和元年10月から分譲に入っているんですけれども、まだ候補が上がってこないような状況なんです。このことについて、現状どのようになっているのか、お尋ねしたいと思っております。

【香月企業振興課企画監】 ご質問がありました相浦工業団地への誘致の状況でございますが、現在、コロナ禍の状況にあって、なかなか経済情勢の先行きが不透明な中、企業側も設備投資には慎重にならざるを得ない面というのが一つ

あると思っております。

あと、加えまして、なかなか対面での面談といたしまして、企業との話をする際に、リモートでの面談を強いられているというふうな状況もありまして、なかなか詳細な説明がしづらいというふうな現状もあろうかと思っております。

しかしながら、こうした状況なんです、感染症の拡大が一定落ち着けば、速やかに誘致活動を展開して、順調に誘致が進むように、我々としては、市町と連携しながら、今、企業との接点をつないでいるというふうな状況でございます。経済活動が落ち着けば、企業への働きかけをスムーズに再開しまして、引き続き、市町、産業振興財団と連携して誘致に当たりたいと思っております。

【溝口委員】 わかりました。

今、なかなかコロナ禍で、やはり難しいのではないかとはいっているんですけれども、そのリモート関係で、何件かやり取りができていのかどうか、何件か候補があるのかどうか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

【香月企業振興課企画監】 活動の状況ですが、相浦工業団地に限らずというふうなことになるかと思っておりますが、継続的に以前から働きかけを、県下の工業団地をご紹介しつつ、リモートで、関係性を切らさないようにつなぐ意味でも、こちらの最新の工業団地の情報ですとか、人材の状況、長崎県の発展の状況など、タイムリーな情報を届けながら、リモートを活用してこちらの状況を説明している状況でございます。

【溝口委員】 私は相浦工業団地のほうを尋ねているんですけれども、リモート関係で、ちゃんとした連絡が取れている会社は何件あるのかどうか。県全体は、企業誘致としていろいろ実績も上がってきていると思うんですけれども、

令和元年10月からということで、もう3年近くになるんですけれども、その辺についてお尋ねをしているんですけれども、何件か候補が上がっているのかどうか、そこら辺。

【香月企業振興課企画監】失礼しました。具体的に何件とかいうふうなところはちょっと申し上げにくい面もございますが、しっかりPRをして、情報を継続的に届けている相手というのがあります。そこは引き続き力を入れていきたいと思っています。

【溝口委員】リモートで候補を募っているということは事実だということで、何件かはあるんですね。

【廣田産業労働部長】企業誘致のお尋ねでございますけれども、今、委員は相浦工業団地についてということでお話があります。ただ、私どもが企業誘致を図る際に、県内に工業用地、何か所かございますので、そういった候補地があるよということで企業に広くお声かけをします。そして、様々にその工業用地にそれぞれの立地環境、水の問題でありますとか、交通アクセスの問題、そういったものがございますので、企業側が、その中で相浦が適地と考えられるのか、またはそのほかの地域に考えられるのかということでございますので、そういった意味で、相浦の工業団地を候補として検討されているような企業はあるんですけれども、現在のところ、立地にまでは至っていないということでございます。

【溝口委員】ぜひ早急に、それで製造業を求めていると思うので、そこら辺について、しっかりとした対策をして、早く誘致できるように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【久保田委員長】ほかに、質疑はありませんか。

【川崎委員】22番の陳情について、お尋ねいたします。酒類販売の事業者さんからの要望書ではありますが、まず率直な受け止めをお尋ねしたいと思います。

【松尾産業政策課長】この酒類販売組合、それから別途、酒造の販売の組合のほうからも口頭でそういった申入れはございますけれども、確かに飲食店の時短でありますとか、休んでおられるところは休んでおられますので、そうしたところでかなりお酒の販売というのは減っているということで、直接的な影響が大きいということでは、かなり厳しい状況であるということでは認識しております。

【川崎委員】様々な支援は県も組んでいただいて、飲食店、そしてそこに納入をされる方たちにも行っているんでしょうけれども、まさに基準もなかなか厳しいし、支援する金額も十分じゃないということは、こういった皆様方の生の声が直接届けられているということは、しっかりと認識をしていただきたいと思います。

この陳情書も、ほかにも壱岐市長さんとか、対馬のほうからも、飲食に関わる要望が軒並み来ているということから、よくよく状況をつかんでいただきたいと思います。

この22番陳情書の次のページにあるところなんですけれども、やはりイメージとして、お酒が悪者になっているようなところが多分にあるように思っているんです。報道を見ても、ここに指摘していますように、飲むことが悪いんじゃないなくて、飲み方に問題があるんだと。

これは所管が違うかもわかりませんが、認証制度もできて、県もそこに取り組みしてくれているということは十分承知しているものの、やはりここは部局横断的に、飲食店の皆様への活性化、ひいては酒類販売の皆様、あとはお酒その

ものを造っている皆様たちに及ぶような支援を、より一層強化していくべきだと。先週も、我々も公明党の会派で要望書を知事宛てに出させていただきましたけれども、GoToイートがあるじゃないとか、そういうふうに思われているかもわかりませんが、やはり利用者のマインドというところ、今回の第三者認証制度における、皆様がどういった認識を持たれているのかということを見ると、やっているけれども、それをしっかりと効果が出るものにしていく必要があるわけで、物産ブランド推進課も県産酒の促進とかやっておられるかもわかりませんが、ここは県産酒に限らないと。ほかのお酒のことも書いてあると思います。

ちょっとただらと申し上げましたけれども、要は、飲食店の活性化に向けて、いま一度、しっかりと一つ一つお店のことも見ていきながら、適切に状況分析と、しかるべき活性化策、これを取り組んでいただきたい、このように思いますが、ぜひご見解を。

【廣田産業労働部長】飲食店に対する支援のご質問でございますけれども、やはりこの間、コロナ禍が長期化する中で、飲食店が大きな影響を受けているということは十分認識いたしております。

それで、今現在、飲食店に安心してお客さんが入ることが最終的には飲食店の振興につながると思うしております。そういうことから、飲食店側の感染防止対策をまずやっていただく、そして消費者側が安心して行けるように、消費者の需要喚起、消費喚起、そういった両面でやっていく必要があるかと思っております。

それで、飲食店側の支援については、この間、換気設備とか、そういった設備整備に対する支

援というのをやってまいりました。そして、今回の第三者認証制度ということで、適正に対応された店については、県として認証を与えると。そして、認証を取るための設備整備については一定の支援を行うということで、飲食店側に万全の対策を取ってもらうというのをやっております。

そして、あとは消費喚起の部分でございますけれども、先ほどお話がありましたGoToイートということで、これは国の事業ということになっておりますけれども、県内の事業者がそれを受託して販売促進を図ると。しかしながら、この間、感染拡大があったものですから、販売促進について、あまり積極的な働きかけというのは十分やれていないところがございますので、一定感染状況が落ち着きましたら、その販売促進について、私ども県も十分協力しながら販売を促進してまいろうかと思っております。

具体的には、利用期間が延長になりまして、12月15日まで使えるようになります。それで、販売額ですけれども、全体で100億円の販売予定額に対して、あと70億円販売可能ということで、これをまず売って、それを県内の飲食店で活用いただくのが一番の飲食店に対する支援かなと考えております。そのほか、各市町が市町独自で、第三者認証を取得した事業者に対するクーポン券の発行とか、そういったこともされておりますので、県と、そして県内市町と十分な連携を図りながら、飲食店の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。

各市町が認証制度を取得した飲食店に関して支援をとということについては、GoToイートに、またさらに上乘せということについては大変ありがたいところでありまして、飲食店さ



んからすると、認証制度は非常にいいんだと。しかし、それに向けての設備投資、支援はいただいているものの、10万円上限ということもあって、こういった投資をやる、そして認証制度を取得した、じゃ、お客さんが本当に来るのかというところが次の心配事なんです。Go To イートを控えていますよ、予算もまだ70億円ありますよという話であります、そこに向けて、お客様が本当に行っていたかというところ。お客様に対しても、安心なんですよと、こういったことで、ご協力しながら、ぜひご利用くださいという、そういった啓発も必要かなと思っているんです。要は、今、飲食店に行くということ自体が非常に「あなた、行くの」というようなことがまだ一般的にあるんです。言葉はちょっと悪いかも知れませんが、悪者になっちゃっているんですよ。そこを何とかみんなで乗り越えていくということ、いわゆるマインドの問題を少し力を入れていただきたいと思っています。

一気に何もかも詰め込んで云々という、そんな乱暴なことを言っているわけじゃないんです。適正にやっておられる店に、適正な数、お客様が回転をしていくと何とか回っていくわけで、そういったところをぜひ力を入れていただきたいと思ひますし、また県の職員の皆様は、いろいろ制約もあられるんだろうと思ひますが、例えば歓送迎会の時期も、恐らく、全くそういったことができない中、事業者さんも一番期待をされているその時期に、いわゆる収入を上げることができなかったということも本当に多くの方から聞いておりますので、どうか県の職員の皆様も、安全対策をやっていきながら、利用促進を図っていただきたいと思ひます。

そういったマインドの部分も何とか力を入れ

ていただきたいと思います、いま一度、産業労働部長のご見解をいただければと思ひます。

【廣田産業労働部長】委員ご指摘ありました県民への周知というところが重要だと思ひます。

それで、私どもも、この間の飲食店に対する感染拡大がある中で、一定の自粛要請等もかけてきた部分もございますので、今後、感染状況が落ち着いて、安心して第三者認証も取得されると、そういった状況がありましたら、やはりそういったことをしっかり県民の方に周知をして、飲食店への利用が促進されるような取組ということをやっていきたく思ひております。

【久保田委員長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

しばらく休憩します。

-----  
午前 11時 22分 休憩

-----  
午前 11時 23分 再開  
-----

【久保田委員長】再開します。

【山口(初)委員】質問させていただきます。

通告しました案件は、五島市沖における洋上風力発電についてであります。

このことにつきましては、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにすると、我が国の目標設定の鍵ということで、洋上風力は位置づけをされているわけであります。

今年2月の県議会一般質問におきましても、浮体式洋上風力発電事業によるエネルギーの地

産地消を目指す環境省の地域の脱炭素化ビジネスについて、対馬市が採択されたということに伴う今後の取組について質疑を交わしたところではありますが、まず、この五島市の案件でありますけれども、対馬市のその後の状況について、お尋ねをいたします。

【黒島新産業創造課企画監】対馬市の洋上風力の実証事業の関係でございますが、対馬市が事務局となりまして、今年度から協議会、地元との意見調整を始められたところございまして、今年度に入りまして、その協議会が1回開催されたという状況でございます。今後、またスケジュール等の調整が行われまして、協議会が実施されていくと伺っております。

【山口(初)委員】今回、五島市沖における洋上風力発電事業の選定が行われたということで、産業労働部からメモも頂いているところではありますが、今回のいわゆる選定についての関係なんです、洋上風力発電事業というのは、まさにこれからの事業であるということを考えれば、もう1つ2つ公募のグループがあってもよかったのではないかと思います、結果としては1者応札のようですね。そういうことで、長崎県内においては、ほかの地域あるいは海域においても事業展開の計画はないのか、お尋ねをいたします。

【黒島新産業創造課企画監】県内におきましては、促進区域が五島市沖が選定されておりまして、委員お話にありまして、事業者が決定しているという状況でございます。また、有望な区域に、西海市の江島沖が選定されておりまして、促進区域指定に向け、現在、地元関係者、国、県含めたところで協議が進められているという状況でございます。

【山口(初)委員】それは五島市沖あるいは西海

市江島沖、対馬の海域というのも有望になってくるかと思いますが、ぜひ県としては、今後の長崎県のある意味での基幹産業として位置づけて、しっかり誘致をして、どんどん2050年に向けての施策を取っていただきたいと思いますし、やっていただきたいと思うところであります。

そういうことで、五島市沖の関係で、聞くところによると、8基ほど洋上風力を設置するというような計画になっているようではありますが、この8基分の電力の総量、一般的にどの程度の市町の電力を補えるのか、この辺について、ざくっとした感じでいいですから、ご答弁をいただきたいと思っております。

【黒島新産業創造課企画監】まず、洋上風力発電の区域の指定についてでございますが、洋上風力発電事業につきましては、まずは地元の自治体が前向きな意向を持っていること、そしてその関係する漁業者の方をはじめとした地域関係者の理解があること、そうしたところにつきまして、県としましては地元の自治体、市町と一緒になりまして洋上風力発電の区域指定について進めていくというところで考えております。したがって、そういった地元のご理解がまずは必要不可欠だということで考えております。

そして、次の五島市沖の出力につきましてでございますが、委員ご発言のとおり、発電設備の出力規模につきましては0.21万キロワットの風車が8基ということで発表がされているところでございます。この風車の稼働によりまして、市内の電力消費量に含める再生可能エネルギーの発電率に基づき五島市が試算した推計値によりますと、五島市の再生可能エネルギーの自給率は、現在の約50%から、約80%程度に上昇する見込みとなっております。

【山口(初)委員】わかりました。ということは、

五島市沖でできた電気は、電気に色がついているわけじゃありませんが、五島市が使っていいと思います。ただ、この関係では中部電力とか関西電力が絡んでいるのですが、九電は名を連ねていないようなんですが、いずれにしても、電気をそれぞれ送るとすれば、九電の設備を借用する形になると思います。そうした時に、現設備と新しくできる洋上風力発電との取り合いの関係で、新たな設備が必要になってくるのではないかと推定をしますけれども、その辺については、どういうふうに考えられておりますか。

【黒島新産業創造課企画監】五島市沖の洋上風力について発電された電力につきましては、現在の既存の系統、九州電力が管理しております海底ケーブル、そうしたところから九州本土への電力につながるということで伺っております。そうしたところから、今、実際の計画、どのような計画になるかということにつきましては、あくまで国のほうが審査をされている状況でございますが、私ども、詳細については承知しておりませんが、そうした新しく海底ケーブルを引くといったところはないのではないかと考えております。

【山口(初)委員】当初考えたのは、五島市を100%以上補えたら、余った分は、今の送電線を逆流させて本土のほうに持ってこなければいけない。そうすると、今の能力としてどうかなのもあったものですからお尋ねをしたところでありまして、五島の今使っている電力の半分程度は賄えると。そうすれば、今、本土から送っている電気は半分送ればいいのかということになるわけですから、そっちの送電線に関わる絡みでは、特に問題ないのではないかと思います。あと電圧調整等々をどうするのかという細かい話はあるのだろうと思ってい

ます。

そういうことで、いずれにしても、これから先の洋上風力発電設備になるわけですが、この設備の製造についてですが、当初、県の報告の中にも述べられておりましたけれども、いわゆる基幹産業としてやっていけると。そうすれば、できるだけ多くの県内企業にそれぞれの部品等々を製造していただきたいと思うわけですが、その辺については積極的に取組をしていかなければならないと思うんですが、その製造に関わる県内企業へのあっせんといいますか、誘致、その辺について、今の段階、どういうふうな状況になっていて、今後どうしようとされているのか、お尋ねをいたします。

【黒島新産業創造課企画監】県におきましては、これまで海洋再生可能エネルギー関連産業につきまして、次の基幹産業化を目指して取組を進めてきたところでございます。その取組といたしましては、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会と連携いたしまして、中核企業の育成でありますとか、洋上風力発電の関係企業からのセミナー、そういったところで情報収集等を行っていただきまして、関係情報を県内企業にお知らせをしているところでございます。

今年度からは、新たに同協議会へコーディネーターを配置いたしまして、発電機メーカー、発電事業者といった方々からヒアリングを行っていただきまして、今後の発注の状況や情報につきまして、県内企業へお知らせするとともに、ビジネスマッチングを図ってまいりまして、洋上風力発電事業への県内企業の参入、そしてそこからの受注の拡大を目指してまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】県内造船というのはかなり厳しい状況、もう皆さん、ご承知のとおりなんで

すが、ここを少しでも補って、将来につなげていくという施策は長崎県としてしっかり取っていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

そして、新たな五島沖、西海市沖あるいは対馬沖等々についても、どんどんやっていけるように、県にも努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしておきます。これは要望です。

【久保田委員長】 それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、13時30分から委員会を再開いたします。

-----  
午前 11時34分 休憩

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【川崎委員】 まず、長崎県緊急雇用維持助成金について、お尋ねをいたします。部長説明にもありましたように、国の雇用調整助成金に長崎県独自の上乗せをするという制度ということは承知をいたしております。雇用調整助成金については、多くの皆様が利用されて、まだまだ回復しない中、雇用維持のためには継続をしてほしいという根強い声はあるものの、断続的に国も発表するというような中で、先行き不安を持っておられる事業者さんも多くおられるということについては、ぜひ認識をいただきたいと思えます。

そういった中で、まず本県の助成金制度の概要について、ご説明いただきたいと思えます。

【井内雇用労働政策課長】 まず、長崎県緊急雇用維持助成金の制度の内容でございますが、新型コロナウイルスの影響を受けます県内中小企業の雇用維持を図るために、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた企業に対する本県独自の上乗せ助成でございます。

現在、国の雇用調整助成金につきましては特例措置が取られておりまして、中小企業が支払う休業手当に対する助成率については、今年1月以降に解雇がない企業に対しては、国が90%助成するとなっております。企業には10%の負担が生じるところでございますが、県としましては、この企業負担の2分の1に相当する全体の5%を支援するものでございます。なお、解雇がある場合につきましても、先ほど90%と申し上げた国の助成割合が80%になりまして、事業者負担残り20%の半分の10%を県が支援するというところで、助成としては、いろんなパターンがあるところでございます。

【川崎委員】 ありがとうございます。

この上乗せも、事業者の皆様から大変ありがたいというお声もいただいているところでありまして、令和2年度の支給実績は524件、約6,000万円という支出の報告をいただいておりますが、今後、回復すれば、あまり利用もなくなってくると思うものの、まだまだという感じもありますので、この国の雇用調整助成金にリンクをした形で今後も県の緊急雇用維持助成金が継続をしていくものなのか、確認をいたします。

【井内雇用労働政策課長】 委員おっしゃられますように、この雇用調整助成金につきましては、企業が雇用を維持する上で大きな役割を果たしているところでございます。この特例措置がなくなった場合は、解雇あるいは雇い止めが増え

ることも懸念をされるところでございます。

この9月以降の国の特例措置の取扱いにつきましては、現在、国で検討が進められておりました、7月中に発表される予定でございますが、雇用情勢を踏まえて検討とされておりまして、最終的に9月以降どうなるかというのが非常に不透明な状況でございます。

本県の上乗せ助成につきましては、先ほど、県の実績が令和2年度、6,000万円とありましたが、令和2年度、県内の雇用調整助成金実績の金額が153億円という規模でございます。例年とは比較にならないほど大きくなっているところでございますが、従来、雇用調整助成金の助成割合は中小企業3分の2でございます。残り3分の1、特例措置がなくなったら事業者負担は3分の1になるという、直ちにそうなるかどうかはわからないんですけれども、仮に、県がこの3分の1相当を支援するとすれば、50億円とか、そういう規模感になるところでございます。かなり財政負担が厳しい状況が見込まれるところでございますが、この雇用調整助成金の上乗せ助成の継続、あるいはその他の対策も含めて、幅広く検討していく必要があるのかなと考えております。

一方で、国においては、同じく雇用維持を図る方策として、在籍型出向を後押しする産業雇用安定助成金というものが創設をされたところでございます。県としては、雇用調整助成金と同じようなスキームで上乗せ助成を実施することとしております。現在、この在籍型出向の認知がまだまだ不足する部分がございますので、まずはセミナーによる制度周知でありますとか、社会保険労務士による労務管理の支援などを進めているところでございます。この雇用維持だけではなくて人材育成などにもつながる可能性

のある在籍型出向の支援も並行して進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】国の動向が明確じゃない中において、先ほど、国の負担が3分の2と減じた場合というか、通常ラインになった時は、県も相当な財政負担というご説明もいただきましたが、やはり希望が持てる制度ということについては、引き続き十分検討して、対策は案としてでも持ち合わせていただきたいと思います。

あわせて、在籍型出向についての説明もいただきました。この制度が使えるということでありましたけれども、認知度も少ないし、在籍しつつ出向ですから、これまでにないような仕組みということで、やはり抵抗もあられるんだろうと思います。しかしながら、人材育成という観点もおっしゃられましたが、違う職種のことを経験するということは、その人にとっては、最初はきついかもわからないですけれども、いろんな世界を見るということは成長につながっていくと。これはいいことだと思います。そういった観点からも、普及促進ということについては努めていただいて、まさに経営者にしてみると、人件費で大変な状況の中に、人材育成もしつつ、一方では人件費の抑制も図られるというところであれば、こういった制度も活用しながら雇用維持、そして人材育成、ぜひ普及に取り組んでいただきたいと思います。

次に通告をしていました分は、県内の洋上風力発電の状況でございますが、先ほど山口(初)委員からも質問がありましたので、概ね理解はしたものの、五島沖におけます洋上風力発電のことについて絞ってお尋ねをいたします。

報道によりますと、仮称ではありましたが、6者のコンソーシアムで進めていくということで

ありました。まず、先走った話で恐縮ですが、商用ということを目指しているわけですが、いつからこれが商用ベースに乗っていくのか、計画をお尋ねしたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】まず、委員お話しございましたとおり、五島市沖の洋上風力発電につきましては、先般、選定事業者が決定されて、今後、協議が開始されていくという形になっております。

今後のスケジュールにつきましては、選定事業者が、これまで促進区域を指定の際に、地元関係者、国、そういった方々を含めた協議会を開催いたしまして、促進区域指定に向けた意見の取りまとめ等を行ってきたところでございます。今後につきましては、選ばれた事業者もその協議会の中に入りまして、協議会の中で事業計画等を説明され、具体的なスケジュールなどがその時に判明するものとなっております。その際に、発電計画について、構成員の皆様から特段の異論がございました場合は、その後、経済産業省によるFIT、売電価格の認定がございまして、その後、国土交通省による海域占用許可を経まして、工事に着手という形になっております。したがって、その協議会の議論、その中での異論等がないのが前提でございまして、その後、事業認定、許可に進むという形になっておりますので、具体的なスケジュールにつきましては、その協議の中で定められてくるものとなっておりますので、今の時点といたしましては、その計画が示されていない状況でございますので、スケジュール、いつぐらいから着工になるというのは、現時点では未定となっております。しかしながら、地元につきましても、できる限り早く事業を着工していただきたいというご意見も伺っているところ

でございますので、そうしたところを踏まえまして協議会を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】ここまで来ると、いつスタートですかということは気になるし、ぜひ県もしっかりと後押しをしていただいて、少しでも早く商用ベースに乗っていただけるようにご努力いただきたいと思っております。

そして、これも重複の質問になろうかと思いますが、部長説明でも指摘があります海洋エネルギー関連産業のサプライチェーン構築、これは非常に期待をされるところでありますが、6者コンソーシアムの中には、なかなか地元の企業の名前が見つからなかったということについては、どんなになっているのだろうという不安も持っているところであります。この県内企業の参画、サプライチェーンの構築、これに向けて県としてどう取り組むのか、お尋ねをいたします。

【黒島新産業創造課企画監】今回、コンソーシアムのほうが発電事業者として選定されておりますが、今後そのコンソーシアムのほうから、調査、計測でありますとか、設計、製造、据付け、施工、維持管理といった各分野の発注がなされるものと考えております。私どもといたしましては、そういった各分野の発注について、県内企業に受注をしていただくというような取組を行ってまいりたいと考えております。

そうした取組の支援につきましては、これまで長崎海洋産業クラスター形成推進協議会と連携して行ってまいりましたほか、今後、午前中の山口(初)委員の時にも発言させていただきましたが、コーディネーターにより、より一層、海洋エネルギー関連産業の共同受注体制の構築を加速化させる取組を行っているところでござ

います。そうした取組を経まして、この五島沖の洋上風力発電事業につきましても、県内企業の受注拡大を目指してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 ありがとうございます。

最後に、食品開発支援センターについて、お尋ねいたします。

先週、センターを視察させていただきました。本当にすばらしい衛生環境というか、保健所の指導もしっかりされて、まさにこのコロナの中において不安を抱くところも見事にクリアをされた立派な施設でありました。機材も70種類あるということで、一つ一つ丁寧に説明をいただきましたが、最新のマシンも導入されて、まさに食品開発の支援にふさわしい設備であると、高く評価をいたします。多くの方もこちらのほうに視察をされていると、興味を持っておられるということで、大変すばらしいことだと思います。

そういった中において、開発支援だから、私も、そこでその名のとおり支援があるということは十分わかって行ったものの、一つ踏み込んだ形ですばらしいなと思ったのは、そこで商品を開発から一歩踏み込んで製造まで行って、販売に資する、そういったことで10日間連続、丸ごとお貸ししますよと、そのようなお取組については、私も、行政機関としたら踏み込んだ形で、よかったなと思っているんですが、これはどういった狙いでこの取組をなさっておられるのか、まず特筆すべきポイントとありますが、あればご紹介いただきたいと思います。

【福重新産業創造課長】川崎委員におかれましては、先日、センターをご視察いただきまして、誠にありがとうございました。

委員から先ほどご案内がありましたとおり、

センターでは、試作加工を行って、そこで生産したものをテスト販売するといったことが可能になっております。この狙いといたしましては、もともとテストマーケティング等のソフト事業で、県のほうでは、市場と企業との関係性、より付加価値が高い売り込み方をしていくというところを支援していたところでしたが、一方で、最適な加工技術を選定したり、また新たな加工技術を開発したりするところがなかなか支援ができなかった部分でございました。そういった関係性もございましたことから、今回、食品開発支援センターをつくりまして、まずどういった加工が最適なのかと、最終的にコストを下げるのは、どういった加工が最もいいかということ判断していただき、それで一旦試作をして販売すると。そういった中で、市場の反応を見ながら改良していくというサイクルを回していきながら、よりよいものをつくっていただくことを支援するような施設になっているところでございます。

【川崎委員】サイクルということがありましたけれども、まさに開発したけれども、なかなか先に進みませんでした、というところに再度改良を加える再開支援といいますか、そういったことからサイクルを回して行って軌道に乗せるということについては、非常にすばらしいお取組だと思いますし、力を入れていただきたいと思います。

そういった中において、始まったばかりですので、まだまだ実績はこれからなんだろうと思いますが、多くの県民の皆様、事業者の皆様にご利用いただいて、ここから日本に、また世界にまで販路が見つかるような立派な製品ができれば大変うれしいと思っています。

こういったセンター、すばらしい施設ができ

たわけでありますから、そういった意味でブランド化といいますか、センターで誕生したものが、しっかりと世に出て、事業者さんの収益に貢献していますよというところから、何か一つこのセンターから生まれたものということを訴求する取組ということについても、ぜひご検討いただきたいと思いますが、ご所見を賜りたいと思います。

【福重新産業創造課長】センターで支援して生まれた商品のPRというのは、今後の利用者を掘り起こすために非常に大切なものと思っております。かつ、こういったことが支援できますといった例をわかりやすくお示しするということも、「ああ、これはうちも使えるんだ」というところを生産者であるとか、食料品製造業の皆様にご理解いただくために、そういったきめ細かい周知というのはやはり必要になってくるかと思っております。

現時点では、例えば、もともと工業技術センターのほうで支援して開発された商品等は、ロビーに展示しているのですが、そういった展示をより充実すること、またセンターが関わって商品開発をしたもの、もしくはブラッシュアップを行って、より売れるようになったものといった事例等も、今後パンフレット等にまとめて、利用者拡大のツールとして活用していきたいということを現在考えているところでございます。

【川崎委員】ぜひここから多くのいい製品が世に出て、長崎の食材を使った製品が世に出て、また事業者の活性化につながるようにご努力いただきたいと思います。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【西川委員】私は、令和元年度以降のコロナ禍の中で失業者が増えたり、また有効求人倍率の推移がどうなっているのかということでお聞き

する予定にしておりました。今回の一般質問でもそのことは質問なされた議員もおられましたし、今回、有効求人倍率が1.04倍という産業労働部長の委員会の資料もあります。コロナが発生して、一昨年、昨年度、どのような推移がされているのか、お聞きしたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】長崎労働局から毎月発表されております本県の有効求人倍率でございますが、コロナ前になります令和元年の12月時点では1.17倍でございました。その後、コロナの影響により低下を続けまして、令和2年9月には0.89倍にまで低下をいたしました。その後、緩やかな上昇傾向にございまして、直近の5月におきましては、先ほど委員おっしゃられましたように、1.04倍でございました。この1.04倍は3月から、3月、4月、5月と3か月この水準が続いているところでございます。

ただ、1倍を超えている求人が求職を上回る状況は続いてはいるのですが、求人の数自体を見ますと、コロナ前の水準までには及んでおらず、特に宿泊、飲食サービスがコロナ前の水準までには到達していない状況でございます。県内の雇用情勢については、今後も注視していく必要があると考えております。

【西川委員】特に長崎市は観光業、飲食などが時短も含めて影響を受けていると思いますが、失業者という数字は何か把握されておりますか。それと、県の施策などにもよって就職なされた方の数。雇用労働政策課以外の産業労働部内の各部署のいろんな失業対策とか、事業継続などの事業にも関連して救われた方というか、再就職された方とか、そういう数字などがわかっておったら、教えていただきたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】新型コロナの影響によります解雇者及び解雇予定も含んだ数なんで



すが、今年6月18日までの累計になりますが、1,942人という数字になっております。業種別に見ますと、宿泊、飲食業、製造業、卸、小売業などが多くなっているという状況でございます。

こういうコロナの離職者があっているという中で、離職された方々に対しては、長崎労働局はじめとした関係機関と連携をして、職業訓練をよりきめ細かくやっていくというところがまずございます。そして、コロナの影響により離職された方を雇用された事業者の方に対しては、昨年の9月補正で予算計上いたしました離職者雇用支援事業という補助事業になりますが、これによりまして令和2年度では209社、雇用創出人数として264人の支援を行ったところでございます。

【西川委員】大体现状把握させていただきましたが、高等技術専門校とか、また短期の就職教育とか、違う業種への就職可能な教育、そういうことなどは何かなされた事業があれば、教えていただければと思います。

【井内雇用労働政策課長】職業訓練の中におきまして、高等技術専門校では、長崎、佐世保両校になりますが、民間事業者への委託訓練という形で、離職者の方に対する訓練を従前から行っているところでございます。令和2年度におきましては、約1,200人の離職者の方の再就職に向けた支援を行ったところでございます。

【西川委員】まだまだ厳しい余波が出てくるともわかりませんので、そういう就職や新しい技術などの取得のためにも、産業労働部一体で頑張っていただければと思います。ありがとうございました。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】私のほうから、説明資料の2ページ

のところに「飲食店等のサービス産業事業者への支援」ということで、県内のサービス産業事業者に、事業継続や再起に向けて、感染予防対策もですけれども、それと別に、新商品や新サービスの開始などに取り組む事業者に対しての補助を行ってきたというのがあるのですが、このところをもう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

【吉田経営支援課長】経営支援課のほうで、非接触サービス対応支援補助金というものを構えまして事業を施行しております。この事業は、今、言葉としては出てきましたが、サービス産業事業者の事業継続、再起に向けた取組や3密を回避する新しい生活様式に対応するための非接触サービスの導入等を支援することを目的として実施しております。全部で183社に対して、計約8,700万円の補助金を交付しております。その業種は、多い順に申し上げますと、飲食店が35%、卸・小売業が21%、宿泊業が12%等となっております。この3業種で7割を占めている状況となっております。

【堤委員】非接触で事業を継続していくための支援ということで今、ご説明いただきまして、飲食、卸・小売、宿泊など合わせて、そういうものが7割を占めているということですが、非接触でのことが中心になるのですか。ここに書かれているのは、新商品とか新サービスという言葉もあるわけですが、こういったものに当たるものもあるのでしょうか。

【吉田経営支援課長】事業の趣旨としましては、新商品・新サービスの開発も対象とするということでございます。実際の事例としまして、今の3つの業種以外にも様々な事例はございますので、代表例という言い方が適切かどうかかわからないんですけれども、例えば、飲食店がテ-

クアウトを開始するに当たりまして、消耗品の購入とか、チラシの作成等の初期費用、あるいは店舗に商品の受渡し専用窓口をつくる時の施工費用といったものに利用している例ですとか、小売店が亚克力板やパーティションを設置したり、あるいは消毒液やマスクなどの消耗品の購入に利用した例、あるいは宿泊施設が空気清浄機の購入とか、客室にテレワーク環境を整備するために電源を設置したり、Wi-Fi環境を整備する場合に利用した、こういった事例がございます。

【堤委員】ありがとうございました。今のご説明で、非接触のサービス関連ですけれども、テークアウトができるような整備、いろんなものを準備したり、あるいは宿泊施設でテレワークができるような環境整備を行ったということですね。わかりました。

コロナによって、いろいろな今まで想定していなかったようなサービスというか、対応をしていかなければいけないということで、本当に皆さん大変と思うんですが、事業を引き続き続けていって、雇用を守るとか、あるいは今、大分減収にはなっていると思うんですけれども、そういった事業者に対する支援が引き続き続いていくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点、就職氷河期世代の支援について、お尋ねをしたいと思ひます。

先日の新聞報道で、労働局のほうで、県も関わっている支援組織の目標値、22年度までに2,400件支援するという目標が定められていて、その5割をもう初年度で達成をしたというような報道がされています。これについて、この中身、それから県としてどのように関わってこられたのかというようなことをお尋ねしたいと思

ひます。

【川口雇用労働政策課企画監】新聞報道でありましたことについては、6月23日に開催されました、ながさき就職氷河期世代支援プラットフォーム会議の中で、長崎労働局から、ハローワーク紹介による正社員就職件数、これは目標で2,400件ということに対して、昨年度の実績が1,347件ということで、これはハローワークを通して職業紹介をされた件数ということでございます。地域ごとに言いますと、ハローワーク長崎の管内が419件と一番多く、それから大村、諫早、佐世保というふうな順になっております。

県として、どのような支援を行ってきているかということなんですけれども、このプラットフォームの中で労働局と連携して行っているところなんですけれども、県としましては、令和2年度から、人材活躍支援センターに、氷河期世代の就職を支援するための採用力向上支援員を2名増員しまして、企業に対して就職氷河期世代の雇用を働きかけているところでございます。併せて、企業に対しては、就職氷河期世代を採用する際のポイント等を説明するセミナーを今年1月から2月にかけて行ったというところでございます。併せて、労働局としては、同じく西洋館にあるハローワーク長崎西洋館センターに、就職氷河期世代専用窓口を設置して、きめ細かな対応をしているということと、助成金についても、専用の助成金が設置されているということで、国と連携して就職を促進しているところでございます。

【堤委員】県内で目標に対して5割達成ということは非常に素晴らしいと思うんですけれども、ただ就職氷河期世代というのは1万人ぐらいですか、まだまだたくさんいらっしゃるということで、まだそういったところに就職というこ

ろまでつながっていない皆さんもたくさんいるかと思うんですけれども、支援の対象者、例えば非正規の不安定雇用の人もいれば、無業の人もいたり、ひきこもりだったりというのもありますけれども、その中で、非正規とか、正規雇用を目指している皆さん、そういったところの皆さんの抱えている問題というようなことはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

【川口雇用労働政策課企画監】就職氷河期世代の方々に対しては、昨年、アンケートを取ったところでごさいますて、意向調査をしております。求職者のほうの特徴としては、転職を繰り返している方が結構多いということがありまして、その中で、スキルとか経験が蓄積されないといった問題があると思っております。また、採用する企業のほうについても、正規労働の経験がない方とか、あるいは転職履歴の多い方を敬遠する傾向があるのではないかと考えております。

【堤委員】就職氷河期世代の人を採用する上でいろいろなポイントとか、セミナーをされたと先ほど言われましたけれども、企業のほうも、そういう方たちを雇用するというのは大変と、ハードルが高いという思いはあるのかもしれないですけれども、うまくマッチングしていけるように、これからも支援をしていっていただきたいと思っておりますし、これからコロナでそういう人がまだ増えてくるという可能性もあるかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(由)委員】それでは、私のほうで通告しております長崎県事業継続支援給付金についてということで、午前中、2月補正分については分科会で質疑をさせていただきましたので、5月

補正分についてお伺いをします。

6月28日に申請受付を開始されているようですけれども、その内容で、申請の要項を見ましたら、5月31日にこの分科会でやり取りをして理解した内容と少し異なっているのではないかと、条件が厳しくなっているのではないかとというふうなものがありましたものですから、3点挙げさせていただきます。

1点目が、給付額について、前回の段階では、5月または6月の売上が50%以上減少している事業者にも最大20万円というふうな書き方だったんです。売上減少額は上限ですけれども、今回、4月から6月ということで対象は広がっているのですが、1か月当たり上限10万円で、2か月まで申請できるというふうに形が変わっているということ。

2点目は、申請時の添付書類についてなんですけれども、ここはその時点ではちょっとまだはっきりしていなかったという部分があるかもしれないんですけれども、今回の要項では、添付書類について、顧客データまたは自ら調査した顧客調査の結果で50%以上が長崎市居住の顧客であることを証明する書類ということが入っております。その顧客調査の資料の例として、何月何日に、どこの市の人にサービスを提供したというのをお客様に聞いて記録をして、その中で、長崎市の人が50%以上であるということを示すというふうな例示がされています。これは現実的に、かなり厳しいのではないかと感じます。今、並行して行われている国の月次支援金においては、外出自粛等の関係では、50%以上が緊急事態宣言等の対象都道府県から来訪しているかどうかということについてはV-R-E-S-A-Sなどの統計データでいいんだと。長崎県については、一部例外がありましたけれ

ども、申請時には証明書類等は添付しなくいい、保存書類でいいんだと。もちろん後日検査があった場合はチェックしますよということであるけれども、少なくとも申請時には要らないとなっているのに対して、県の要項は国よりも非常に厳しいと。これで申請自体を諦める事業者が多くなるのではないかとこのことを危惧しております。また、これを行うことによって、チェックに膨大な時間と労力が必要になって、結果として、対象者への支給も遅れてしまうのではないかと感じています。

3点目が、事業者の周知方法なんですけれども、この周知とか、申請書類の配付について、県のホームページ以外では、諫早市、西海市、長与町、時津町の4つの市町の役所とか会議所、商工会の窓口だけに申請書類を置くというふうな形になっております。これだと、前回、4市町以外も対象になりますよというふうなことに關して言うと、ちょっと違うのではないかと。ほかの市町というのは、結局、周知を流していないんじゃないかというふうに感じています。

以上、今3点ご指摘を申し上げましたけれども、この給付額それから添付書類、周知方法について、どういうふうに決めていったのかということについて、ご説明をお願いします。

【松尾産業政策課長】委員ご指摘のございましたように前回の委員会におきまして、5月、6月分について20万円上限というふうなお話はさせていただきました。確かにその時点では、第3波の時のやり方を踏襲してというふうに考えておりましたので、そのような形で答弁をさせていただきましたけれども、その後、長崎市とも調整をしていく中で、時短要請をかけたのが4月28日から6月7日ということですので、長崎市のほうとしましては、4月も入れないと

いけないんじゃないかということで、4月、5月、6月の中で、実際のところは、時短の要請をかけましたのが41日間ということで3か月に満たない日数ということでございますので、長崎市と調整する中で、4月、5月、6月のうちで2か月分という形で、しかも、2か月で20万円という形ではなくて、国の月次支援金と同じやり方で、それぞれの月で計算をしていただいて、1か月で言えば10万円ということになりますけれども、合わせて上限に達すれば20万円という形でさせていただいたところがございます。

それから、添付資料のほうでございますけれども、確かに国の月次支援金等につきましては、RE S A S等ビッグデータを用いて、4月から5月の分が今、募集が、出ておりますけれども、5月に関して言うと、長崎県全体は人流が50%下がっているの、旅行関連業者、これには飲食店、宿泊とかが入っておりますけれども、それを使えば対象となりますというようなお話でございますけれども、これについて私どものほうでは、人流がどれだけ減少したかなどのビッグデータは持ち合わせていないというところもございまして、何らかの資料というものは必要になってくるのではないかと。今回、長崎市の時短要請ということになりましたので、そうしたところで長崎市との間でのやり取りということは何らかお示しをしていただきたいということで、そういった添付書類を求めているところでございます。

それから、周知につきましてですけれども、前回の委員会において、業種も限定しませんし、地域も限定しませんということは申し上げておりましたけれども、実際の人動き、お客さんといいますが、そうしたところでいきますと、

ある程度、近隣ということも考えられましたので、情報としては全体に流しておりますけれども、申請書類を近隣の市町だけに置いているということになりますので、これにつきましては、今回そういったお話もでございますので、21市町全体に置けるようにやっていきたいと思っております。

【山本(由)委員】 時間がないので端的に言いますけれども、結局、飲食店は厳しいから、そこに協力金があって、ただ、それ以外の取引先と関連業者も厳しいけれども、直接の協力金というか、交付金がないので、こういうふうな支援金が設けられたという本来の経緯があるわけですね。その中で、今回の要項とか周知方法では、今のままだったら、結局、隣接する4市町以外では、知らない人が多くなると。対象になる4市町でも申請が非常に厳しいというふうな印象が強くて、この事業の目的というのが達せられないんじゃないかと思えます。先ほど、何らかの証拠が必要だというふうなことで今の形を取っておられるということですが、私から見ても、ちょっと現実的ではないというふうに思えます。

これについては、要件であったり、申請方法、周知方法については早急に見直していただきたい。決して関係ないところまで増やせということではありませんので、長崎市が中心ではあるけれども、それ以外のところも当然影響を受けているんだということで、早急に見直してほしいと思うんですけれども、産業労働部長、どうですか。

【廣田産業労働部長】 先ほど産業政策課長がご説明いたしましたように、今回の事務手続を検討する中で、あくまでも公金を支出するということから一定の証拠書類が必要であろうという

ことで、今のような整理をいたしているところでございます。

この制度につきましては、要項等の配付も行ったところでございますので、各方面のご意見等も踏まえて、見直すべきところがあれば見直すということで検討してまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】 要項については、これまでのほかの事業についても、何月何日現在ということですと更新をしてきて、これはQ & Aも同じだと思いますので、そこはぜひやっていただきたい。証拠書類は一切なしでいいですよとは言わないけれども、一方では国にある程度合わせている、こっちは国より厳しいというのはどうかと思えますので、そこはぜひお願いしたいと思えます。

次に、サービス産業事業再構築支援事業についてなんですけれども、先ほどの説明資料の中で、申請が140件、審査を経て52件というふうなご説明がありましたけれども、具体的に、どのような内容が52件の中にあるのかというのをポイントだけ教えていただけますか。

【吉田経営支援課長】 応募140件のうち、認定事例が52件ということで、グループ申請を認めておりますので、事業者の数としては62社となっております。業種としましては、多い順に、卸売・小売業が32%、宿泊業が26%、飲食店が19%ということで、この3つで77%を占めているというふうな状況でございます。

取組事例は様々でございますけれども、幾つか挙げますと、建設業者や卸売業者など異業種の事業者が連携して、共同でファストフード店を出店する取組、宿泊事業者が耕作放棄地を市民農園に転換して経営するとともに、農作物の生産、販売に参入する取組、介護事業者がキッ

チンカーによる移動販売を開始する取組などの事例がございます。

【山本(由)委員】 わかりました。

この事業が、国は国で中小企業等事業再構築促進事業というのがあって、今もずっと募集をしていて、これが総額1兆円あるということで、今後も何回もされると。ただ、これが下限が100万円であったり、そういったものがあるので、それ以下の部分を拾おうということで作られた事業ということで、非常にいい事業だと理解をしています。ただ、結局、100万円以上となると、3分の2補助とした場合に150万円の事業、ですから自己負担として50万円以上かかってくるというふうなことがあるので、そういう大きなものではないけれども、やりたい、今後ポストコロナで前向きにやっていこうという中で、これ自体を今後、要件等もまた見た上で、補正予算等で追加募集をする考えがないのか、お伺いしたいんです。

【吉田経営支援課長】 委員からご指摘ありましたように、この事業は、国の事業を狙うには金額的に負担が大きいというふうなところを主に考えている事業でございますけれども、事業の趣旨としては、コロナの緊急対応ですとか、環境整備を経て、先を見据えた取組をしっかりと支援していくんだという方向性も県としては示したいという思いの中で組んでおります。

今回、140社から50社ほどが認定をされているという状況で、それ以外の事業が採択できなかった、あるいは実際に商工団体からも、追加募集をぜひやってほしいというふうなお声もお聞きしております。ただ、先ほど申し上げました事業趣旨にかなうような申請が実はそれほど多くなかったというのも実態でございますので、例えば、セミナーとかを開いて、しっかり

事業趣旨を周知した上で、場合によっては9月補正を念頭に検討を進めるというふうな形で検討してまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。確かにいろんな事業があって、先ほどの感染防止云々とかというのもあるって、消耗品をこっちで使ってみたり、あっちで使ってみたりというようなことが多分あるんだろうと思うんです。たくさんメニューがあるので、どこかで拾ってあげないといけないだろうと思いますし、先ほど言いましたけれども、この事業の中では、その中でも金額の小さいものを拾うという意味では非常にいい事業だと思いますので、ただ事業趣旨を理解してなくて何でもかんでも申請するというケースがあったのかもしれないですけども、そこはわかりやすく説明していただくことで、少し先が見えてきている状態なので、今から、先ほどの事業継続支援給付金みたいに、まずは交付をする、救済するということから、次に進もうというところを支援するという趣旨だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

3点目に、若者の県内就職についてなんですけれども、これも説明資料にありましたけれども、今年3月卒業生については、高校生が69.5%と過去最高だ、大学生についても40.8%ということで5年ぶりに上昇に転じたということで、これは総合計画の目標もクリアをしているということで、このご努力については本当に敬意を表する次第です。

その中で、説明資料にも概要は記載されているんですけども、それぞれ高校生、大学生について、特記すべき、これがポイントになったのではないかとということがありましたら、そこをご紹介いただけますか。

【宮本若者定着課長】 高校、大学について、ち

よっと率が上がったと思われるポイントのところをご説明したいと思います。

高校生でございますが、令和2年度につきましては、就職する生徒が多い高校にキャリアサポートスタッフを配置しておりますけれども、元年度から2年度になる時に、特に工業高校について、今まで、工業高校と何とか高校という併任をしていたものを、工業高校については基本的に専任になるような体制強化を図って、よりきめ細かな対応ができるようになったというのが一番大きなポイントかと思っております。それから、そういった高校の体制整備しますとともに、これは過去からやっておりますけれども、本庁のほうからも、そういった高校の現場をずっと回って意見交換をしながら取り組んだことが大きかったのかなと思っております。そういったところが高校生としては一番大きなところかと思っております。それと、コロナによる地元志向の高まりというのもあったところだと思っております。

大学生につきましては、結局、去年のコロナが始まった時から、基本的に、企業訪問して説明会とかでリアル面談ができなかったものですから、我々も早めにオンライン説明会とかに切り替えて、それを見ていただいているということも一つ大きなことかと思っております。あと、大学生についても、コロナによる地元志向というのはあったと思っております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。

次に、地域別の県内就職率ということでお伺いをしたいんですけども、これも島原市の事例で申し訳ないのですが、島原市においては、島原市内の私立高校、定時制を含む6校、それから隣の国見高校まで入れた7校について、市内の就職率、それから県内就職率、県外就職率

という集計をしているんです。その中で、7校の卒業生のうち、就職者は235名ですけども、県内就職率が57%、島原市内への就職率が22%ということで、いずれも前年を上回っているんですけども、県内就職率自体は県平均の先ほどの69.5%は下回っているというふうな状況にあります。ちなみに、その生徒さんを島原市内在住者ということで限定すると、県内就職率は51%、市内就職率は26%ということで、これも前年は上回っているという状況にあります。

先ほどお話がありましたとおり、今年3月の高校生の県内就職率は前年を上回っているし、総合計画の目標もクリアをしているということですけども、これを地域別に見た時に、長崎市など企業が集積しているところと、そうでない離島・半島とかいうところではやっぱり差があるだろうと。そういう中で、振興局単位とか、地域別の県内就職率、地域内就職率というような状況については把握されているのかどうか、お伺いします。

【宮本若者定着課長】 地域別ということでいけば、振興局別に把握しております。数字を申し上げさせていただきます。まず、県全体が69.5%、長崎振興局管内が73.8%、県央振興局管内が70.9%、島原振興局管内が62.0%、県北振興局管内が69.8%、五島振興局65.3%、壱岐振興局37.1%、対馬振興局管内が45.9%と、そういった状況になっております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。なかなか今までそういう数字が出てこなかったし、当然把握されていたと思うんですけども、決して競争を、ここは低いから、高いからいいとか悪いとかということではなくて、それを比較することによって、この地域は何が足りないんだろうかというふうなことを地域全体として挙

げていくということがあると思いますので、そこは引き続きお願いをしたいと思います。

島原振興局では、毎年6月に、島原半島地域企業説明会を開催しています。私も大体毎年行って、今年も行って来たんですけれども、今年は49の会社と300人の生徒が参加をしています。その中で特に感じたのは、年々企業側がPRが非常に熱心というんですか、趣向を凝らしているという感じなんです。今、賃金が低いということで、賃金はこうですよとか、トータルではこうですよというふうな説明を非常に丁寧にしているということで、何とかして地元で採用したいという意欲が伝わってきます。

これは労働局のほうになるんでしょうけれども、長崎市と佐世保では、11月に高校生向けの合同企業面談会が行われているんですけれども、島原のものは説明会であって、そこがきっかけにはなるんですけれども、その後、実際に就職活動というのが始まっている中で、少し途切れてしまうというふうな嫌いがあるんです。ですから、先ほど、県央あたりも少し上がってきています。県央とか島原半島、これはできれば別々がいいんですけれども、まとめたような形で、長崎、佐世保と同じような形の面談会、第1次が残念ながらうまくいかなかった人たちも含めて、そういうことができないかと思うんですけれども、いかがですか。

【宮本若者定着課長】合同企業面談会ということで、10月に、現状では長崎と佐世保で行われておりますが、これにつきましては10月というところが一つポイントになるんですけれども、高校生は、民間企業を受ける場合は、9月16日が試験になりまして、そういったところで一度落ちた人のためにというのであれば、そういった人のために10月に長崎と佐世保で

やっておりますけれども、結局、そこは未内定者になるんですけれども、私どもも令和元年度から、会場ではないんですけれども、私どものほうで県内企業の10月時点における採用計画に対するまだ足りない数字、それを企業ごとにリストアップしておりまして、それを学校現場にやって、学校現場では、この企業が空いているから、この生徒はここにといったような丁寧な、きめ細かな対応をさせていただいているところがございますので、それが奏功してこの2年間、上がってきているということもございまして、その上で、近年、そういった労働局主催の長崎、佐世保会場の人数、参加生徒も、そういったこともあって減ってきているということもございまして、今直ちにそういったものを開催しようというところよりも、今の取組で、もうちょっと維持、上げていきたいと思っております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。

1つは、先ほどご答弁いただいたのは非常によかったと思うんですけれども、地域内の就職率という視点を持つことで、もちろん会社の問題が大きいのでは、その地域内の就職率が低い原因と、その改善策というのが少し見えてくる面があるんだろうと思いますし、地域内の就職率が上がれば、当然、県内の就職率も上がってくるわけで、逆に言うと、島原半島みたいな地域は、例えば、地域内に就職できなければ長崎市、佐世保に行くかということ、熊本やら福岡に飛んでいくんです。だから、そういった意味で、何とか地元に残せないかなというふうな感じのものを持っておりますので、今ご説明があった令和元年からの未充足情報を随時提供したというのは非常に大きいだろうと思うんですけれども、そこにまた実際に対面



で幾つかの会社があって、そこで面談をして決められるというふうなのがやっぱり効果的なんだろうと思いますので、そこも含めてご検討いただきたいと思ひますし、いろいろ振興局とか市と連携した地域内就職の取組の強化というのをぜひお願いしたいと思ひますけれども、最後に政策監、いかがですか。

【村田産業労働部政策監】県内就職につきましては、若者定着課を設置しまして4年目になります。この間、高校あるいは大学などの現場におきましては、県内就職への理解が進みまし、きめ細かな就職の相談あるいは支援といったこと、それから地元の企業におかれましては、早期の求人票の提出でありますとか、継続した求人、あるいは職場環境の改善といったことに積極的に取り組んでいただけてきたといったことも大きなこの成果につながってきているものと思ひます。

こうした取組をさらに進化させつつ、今、委員ご指摘のあった点も加味しながら、今後の取組を進化させて、基本的な、地道な取組については継続しながら、さらに県内就職の促進に努めてまいりたいと思ひております。

【久保田委員長】 それでは、1時間経過をいたしましたので、ここでしばらく休憩を取りたいと思ひます。

14時45分に再開いたします。

-----  
午後 2時30分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

ご質問はありませんか。

【溝口委員】 新型コロナウイルスの感染拡大に

よる影響と対策についてということでございませけれども、今回、県、国のいろいろな対策によって、飲食店とかサービス産業あるいは観光業者に対してのいろいろな施策は執り行われてきて、時短営業の方には協力金が支払われて、少人数でしているところは、かなりよかったんじゃないかと思ひますけれども、多くの従業員を抱えてやっている業者は大変厳しい状況じゃないかと思ひますけれども、その辺についての把握をしている部分について、お尋ねしたいと思ひます。

【松尾産業政策課長】 この時短要請協力金につきましては、午前中もお話ししましたが、12月から1月のいわゆる3波の時に対しての支援金、これは一律76万円ということと、それから現在、長崎市においては延長を2回いたしましたので、1期、2期、3期ということで支給をするという形になっておりまして、今回は、一律ではなく、売上で段階的に分類して支給をするという形になっております。

前は一律でしたので、いろいろ全国的にご不満があったということで、国のほうとしましても、段階的にということで、最低一日2万5,000円の売上から、最高が7万5,000円ということで、さらに大企業に対しては一日20万円までということで、段階的な支給ということになっております。

前回、その割合がどうなっているかというようなことを吉村委員からもご指摘がございまして、今まだやっている最中ではあるんですけれども、今出てきている分で見ますと、最低額の一日2万5,000円というところが82%ぐらいになります。それから、2万5,000円から7万5,000円の範囲というのが11%ぐらいになります。それ以上のところが3~4%と、大企業が1%、2%

ぐらいのところになってきてまして、状況としては、長崎市だけになりますけれども、今出ている範囲で見ますと、段階的な支給ということで、そのような割合となっております。

そのあたり、最高額でも、たくさん従業員を抱えておられるところは足りないというお声もあるかと思えますけれども、今のところは、国のそういった交付金、これは特に時短要請の協力推進枠ということで、8割は国のほうから来て、あと1割ずつを市町と県とで2割持っているわけですが、先ほど言われたように、小規模なところは、ある程度余裕というか、お声としても、若干過ぎたものがあったと、そういうお話はいただきましたけれども、大きな何十人も抱えているようなところから実際そうしたヒアリングを受けたということはございませんので、そこら辺の状況としては、把握をしておりません。

【溝口委員】今回協力金を支払った業者数と、それから金額について、大体どのくらい、6月の半ばぐらいまで統計を取っているのかどうかわかりませんが、5月いっぱいその辺で、大体この1年間ぐらいのものがあれば、それでなかったら、今回の3波以降の長崎だけですけれども、大体金額的にどのくらいになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【松尾産業政策課長】既に支給が終わっておりますのが、第3波分の1月、2月の分に対してということでございますけれども、これは予算的には、支給額としましては、大体50億円ぐらいの支給となっております。

【溝口委員】業者数的にはわかっているのですか。

【松尾産業政策課長】今回、長崎市もそうですけれども、事業者というより、店舗ごとに支給

をしておりますので、その店舗としては、7,155店舗ということになっております。

【溝口委員】今回、飲食店とかサービス業関係は、取引業者もやっていると思うんですけども、ほかにも事業はあるんですけども、コロナで影響を受けたという声は県のほうには聞こえていないのですか。その辺について、お尋ねしたいと思います。

【松尾産業政策課長】そのあたり、飲食業の時短営業によりまして、午前中も陳情のところでもお話をしましたけれども、酒の販売店でありますとか、酒造メーカー、そういったところからも直接お声をいただいておりますし、さらにその周辺的生活衛生、例えば、おしぼりであったり、そういったような業界からは、前回もそうですけれども、影響ががあるので、それと長崎市だけではなくて全県下に影響がっているのだからというようなお声は、たくさんいただいているところでございます。

【溝口委員】飲食店関係等、サービス業なんかに関係する事業者だけが、そういう苦情的なものがあっているのか、ほかにもいろいろな業種がありますよね。そういうほうからコロナの影響は受けていないのかどうか、その辺について、県のほうは、どのように把握をしているのですか。

【松尾産業政策課長】私どもも4月に独自でアンケートを取って、900社ほどから回答を得ておりますけれども、その中でも、全体としまして、1月から3月の売上高の対前年比で減少したところがどれくらいあるかというようなことを調べました時に、80%は減少したというお声をいただいておりますし、4月から6月、先行きについても、どう考えるかということでお尋ねをしたところ、40%の事業者の方からは、

今後も減少であるというようなお声をいただいております。それと、先ほど言いましたように、実際に事業者の方からヒアリングをしたりして、周辺事業者、先ほど言いましたお酒等だけではなく、生活関連サービス、例えば、中に入っております代行運転でありますとか、多岐にわたる業種の方からも、そういったことで売上が減っているということのお声はいただいているところでございます。

【溝口委員】時短営業という形の中で、いろいろな業種に影響が出てきていると思うんですけども、その影響を受けた業者に対して、県のほうとして、何か対策を考えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【松尾産業政策課長】これにつきましては、1月、2月の3波の時には、全県下的に時短要請をかけまして、それに基づきます影響のあった周辺事業者に対しても、全県下で支援金ということで支援をしまいったところでございますけれども、今回、今やっております長崎市の分につきましては、先ほど来、お話がっておりますけれども、あくまでも長崎市内の事業者との取引と人流の影響等ということで、かなり狭い範囲にはなってくると思いますが、全県下的に、また同じように支援金を給付するというような状況には、今のところ考えておりません。

【溝口委員】協力金とかそういうことではなくて、そういう人たちに対する県の施策、対策、そこら辺を何か考えているのかということなんです。

【廣田産業労働部長】飲食店に限らず県下のコロナの影響を受けた事業者に対する支援ということでございますけれども、これまで昨年来、様々な形で感染防止対策に対する支援でありますとか、事業継続に対する支援等々やってきた

わけでございます。今後の支援策でございますけれども、先ほど産業政策課長が言いましたように、事業継続に対する給付金的な支援というのは、今のところ考えていないところでございますけれども、今後の経済回復期を見据えた支援というものについては、製造業につきますと、アフターコロナを見据えて、半導体でありますとか、航空機、そういった成長分野に進出する場合の新たな獲得でありますとか、投資等、それに対する支援をしていきたいと思っています。これは補正予算なり、当初予算でもう既に事業化し、動き出しております。

先ほどもご説明いたしましたように、サービス業等についても、新たな事業展開、事業再構築をやる事業者に対する支援というものは考えておりますので、総じて言いますと、今後、回復期を見据え、そしてアフターコロナということになりますと、今までの事業形態、そういったところでは、なかなか事業継続が難しい業種もあろうかと思えます。そういったところには、新たな事業展開とか、再構築、そういったものを視野に入れてご検討いただきたいと思います。それにつきましては国のほうでも手厚い支援策を講じておりますし、併せて県のほうでも、先ほどご説明したような支援策というものを講じてまいりたいと考えております。

そのようなことから県内企業の回復、拡大、そういったものを支援してまいりたいということで考えております。

【溝口委員】今、産業労働部長から説明がありましたように、各種支援をしていくということに対して、いろんな国からのメニューとか、県自体がつくっているメニューがあると思うんですけれども、それを業者の方々に伝えていかないと、それが通っていかない部分があるんです。

せっかく対策があるのに、何もわからなかったという人たちがいるんですけれども、そのような人たちに、どういうふうな形で広報活動していくのかですね。

【廣田産業労働部長】 これまでも、県のホームページとか、県の広報媒体を通じてとか、市町を通じて、あるいは県内の商工団体、業界団体を通じて周知をしてきております。委員ご指摘のように、様々な事業があるものですから、なかなか事業者の方々から、わかりにくいというご指摘をいただいているところでございます。

そこで、今まだ計画段階でございますけれども、本議会が終わりました時に、改めて周知を徹底いたしたいと思っております。どういう方法でやるかということは、従来どおり、ホームページとか、業界団体等を通じて周知を図っていくかと思っておりますけれども、それに併せまして、私ども職員が県内各地に出向きまして、業界団体等の状況をお伺いすると同時に、こういった支援制度というものをきめ細かにお知らせし、周知徹底を図っていきたくと考えているところでございます。

【溝口委員】 よろしくお願ひいたします。

それでは、次に若者の県内就職促進についてですけれども、先ほども山本(由)委員のほうからいろいろと質問がありました。ただ、高校を卒業して、大学にそれぞれ県外に行っている方々というのをどのように把握しているのか、お尋ねをしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 高校を卒業して県外に進学した大学生に対する対応というところでございますけれども、これにつきましては対策といたしましては、私どものほうで、大学生の子供を持つ保護者に、知事からの手紙ということで送りまして、その中に、県内就職促進のいろい

ろな施策があります、例えば企業説明会がいつ頃あるとか、午前中もありましたけれども、アシスト助成金もありますとか、そういったことが一つです。要するに、大学生の子供を持つ保護者に対してアプローチして、そこから子供にも伝えてくださいというやり方が一つはございます。

それから、例えば、私どもがこの春先からずっと県内就職、企業の説明会をオンラインでやっているんですけれども、それについて、長崎県出身の大学生が多いところの大学の就職課に、県庁として、こういうものをやりますので長崎県出身の学生にお伝えくださいというようなやり方。

【溝口委員】 就職、あるいはUターン関係についていろいろな対策は今のようになると思うんですけれども、そっちのほうじゃなくて、県から、高校を卒業して、入学している人をある程度、把握していますかという話と、それから今答えてもらったところにやっていかなければいけないと思うんですけれども、それを把握していなかったら、多分、Uターンするための対策も打てないと思うんですよね。だから、そこら辺がどうなっていますかということを知りたいんです。

【宮本若者定着課長】 失礼いたしました。

まず、県内高校生が大学に進学する人数ですけれども、大体5,500人おりまして、1年前の数字でございますけれども、そのうち2,200人が県内の大学で、差し引きの3,300人が県外に就職しているというところでございます。

【溝口委員】 その3,300人のうちの、ある程度、行くところを調べるような形も言っていましたよね。どこに行きますかとか、そういう調べ方をするとか言っていたんですけれども、ある程

度、その3,300人の方々が、どこの方向に行っているというのは、把握しているんですか。

【宮本若者定着課長】それは、私どもの調査と申しますか、国のほうの調査で大体行きどころがわかっておりまして、一番多いのが福岡県で、3,300人のうちの1,200人ぐらい行っているような状況でございます。

【溝口委員】そのような方々に対して、先ほど若者定着課長が言った答えは、追跡調査をしながら県内の企業をアピールするという形を取っていかねばいけないと思うんです。だから、その辺について、今後、Uターン対策として、どのようにやっていくかということを検討していただきたいと思います。そのことについて、何か県のほうとしての考え方はございますか。

【宮本若者定着課長】県外対策といたしましては、先ほどは、保護者に対する手紙、あるいは今年度から、大手ナビサイトを使いまして、私どもが個人情報とかは取れませんけれども、大手ナビサイトのほうでは、長崎県出身の学生、あるいは長崎県を就職希望しているというところがわかりますので、そういった方に、私どもの企業説明会がいついつあるというようなことを、そういったことを新たに今年度、力を入れてアナウンスをさせていただいているところでございます。

【溝口委員】わかりました。

若い人たち、県外に出た人たちにUターンしてもらったり、Iターンしてもらったりして増やしていかないと、この長崎県の人口というのがだんだん減少していきただけだろうと思っているんです。だから、その辺について、ぜひ若者を定着させるような施策を今後も一生懸命取っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】それでは、何点か質問させていただきます。

まず、再生可能エネルギーというふうに出しておりましたが、時間がなかったので、五島沖に絞って、五島沖風力発電、これが6月11日付けで国土交通省から発表がありました。この事業者、戸田建設以下6者の合同会社ですけれども、これを見て、先ほどからもいろいろ質問がありましたが、私の個人的な感想としては、何で地元の業者が入っていないのかだろうかというのが最初の疑問です。例えば三菱重工でも何でもあるのに、そういうものが全然入っていないというのはいかがなものかと。それはサプライチェーンと言うのですが、最初からサプライチェーンだけで考えていていいのかなと、そういう姿勢で長崎県はいいのかなというふうな疑問が出てくるわけですが、それについて感想があれば、お伺いをしたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】今回選定されたコンソーシアムにつきましては、戸田建設株式会社、エネオス株式会社、大阪ガス株式会社、関西電力株式会社、株式会社インペックス、中部電力株式会社と、委員がおっしゃったように6者のコンソーシアムになっております。おっしゃるとおり地元の企業については含まれていないところでございますが、私どもといたしましては、これまで基幹産業へ向けた取組ということで、こういった発電事業者から発注される事業、そういったところにつきまして県内企業が受注を高めて売上を上げていく、そしてそこで新たな雇用が生まれていくといったところを目指してきているところでございます。

今回のコンソーシアムのつくりにつきましては、企業の方々のお考えでこういったコンソー

シアムを組まれているところと考えておりますので、私どもにつきましては詳細は承知していないところでございますが、こうした事業をきっかけといたしまして、県内企業の受注拡大に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】今の答弁を聞いておって、それでいいのかなと、傍観しておっていいのかなと。ここの代表は戸田建設ですね。戸田建設とは榊島沖から何年付き合っておりますか。そこら辺のつながりをもうちょっと強く持って、育てておかなければいけなかったんじゃないかと私は思いますけど。そして、こういう会社が入ってありました、という傍観的意見では甚だ情けないと思いますよ。ですから、こういうものを捉えて、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」この中の法第15条1項の規定に基づき審査を行いましたと書いてあるわけですが、15条というのは中身は何と書いてあるかわかっているんですか、いかがですか。

【久保田委員長】しばらく休憩します。

-----  
午後 3時 8分 休憩

-----  
午後 3時 8分 再開  
-----

【久保田委員長】再開します。

【吉村委員】後で調べておってください。その中には、地元の会社を入れてはいけないとは書いてないんです。こういう会社しかだめとかを書いてないんです。だから、積極的にそういうところに入らないですかという働きかけを県としてやってほしかったというふうに思います。そこからまたサプライチェーンがつながっていくだろうと。最初からサプライチェーンとぶら下がることだけ考えていても話にならない

じゃないかと思えますけれども、産業労働部長、どうですか。

【廣田産業労働部長】海洋エネルギー関連産業を一つの成長産業と捉えまして、長崎県における基幹産業化というものには取り組んできております。

そういった中で、この海洋につきましては、いわゆるアンカー企業、そしてサプライチェーンとなるような企業ということがあるわけでございますけれども、やはりアンカー企業ということになりますと、ある程度、規模の大きい事業者であるとか、そういったものが要件として必要になろうと思います。そういうことで、私どもも、アンカー企業、県内にはなかなかその企業はないという状況でございますので、そういった企業をできれば長崎県内に誘致をしたいという思いを持って取り組んでいるところでございます。その誘致ということになりますと、いろいろその工場等々の問題等もありまして、なかなかまだ進んでいないという状況でございます。

しかしながら、サプライチェーンということになりますと、今後、この6つのコンソーシアムで構成はされておりますけれども、実際ここで調査とか設計、据付け、製造とか、そういった事業は直接やる部分と、それをほかの企業に任せるといことがあろうかと思しますので、今回の五島のことにつきましては、戸田建設を中心として、大手の電力会社であるとか、石油関係の会社であるとか、コンソーシアムを組まれておりますけれども、今後事業が進む中で、先ほど申し上げた調査、測量、そして設計、製造、据付け、施工、そして維持管理という工程があるわけでございますけれども、その中には県内企業に参入をいただきたいということが

ございます。そういったこともございまして、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会、そういうものを産官学で県内の企業等も含めまして構築をしておりますので、そういった中で、この事業に関わりを持つような働きかけを行っていききたいということで考えております。

【吉村委員】言葉は長々と答弁いただきましたが、積極性を持って、このチャンスをつかまえていくという姿勢を持ってもらうように。造船、今、ちょっと傾きよる長崎県の主力産業だけれども、でも、風力発電ということについては、造船もその技術力があるんだということを書いてあるわけです。しかし、逆に三菱あたりはプラント工事もやるわけですよ。それで、例えばボイラー、タービンとかそういうものでも生計をなしているわけです。でも、再生エネルギーとなったら、そういうボイラーとかタービンの仕事はなくなるわけです。だから、そこを変えていくような構造にしなければいけないので、そのためにもつかまえていかなければいけないということなんです。

それと、一つ懸念は、国は最初にかじを切って、再生可能エネルギーに進まなければいけないわけですがけれども、着床式がまだメイン。五島沖は浮体式の海上風力だから、ここがどれだけ進むのかというのが、スケジュール表が載っているんだけど、浮体式はまだずっと研究で、着床式がどんどん進んでいくということもあるんで、そこら辺、国に認定を受けたというところをとらまえて、どんどん進めるようなことを念頭に置いてやっていただきたいと思いません。

それに関連して、次に行きますが、再生可能エネルギーとか水素、そういうことになっていくわけですね。そうすると、地域におけるガソ

リンスタンドが今、いろんな意味で重要な役割を持っているわけですが、ガソリンを使わない車ばかりになると、これは生計が立たないようになっていくわけで、ここをどうにか存続させなければいけないと。国は毎年出すやつで、官公需で書いているわけですよ。地域のガソリンスタンドは守らなければいけない。それで、2019年かに長崎県もようやくまた県の石油商業組合と随意契約で地域を守るという、いろんな役割を持っているのでやってきたのですが、守れないようになってくるんじゃないかという心配があるわけです。そういう意味で、産業の振興という観点から、県として何らかの支援ができないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

【吉田経営支援課長】委員の今の趣旨とそういう形になるかどうかあれなんです。サービスステーションの現状と支援の在り方についてということで考えましたところをお伝えしたいと思います。

まず、全国的に人口減少が進み、地域の購買力が低下をしていきますので、地域住民の生活に関連するサービスの提供維持が困難となった地域あるいは困難になりつつある地域が生じていると認識をしております。ご指摘のサービスステーションの数についても、減少している状況を承知しております。このような地域は住民の生活利便性が低下し、過疎化が進み、最終的には集落の崩壊につながる懸念があると考えております。

このことについては、基本的には地域住民や地域自治体自らが主体となって、地域住民の生活をどうやって守るかを考えることが必要であり、その対策は、基本的には地域政策や福祉政策を含む広い観点で行われるべきものと考えて

おります。

一方で、この問題は大都市の一部を除く全国的な共通の課題であるということで、サービスステーションにつきましては、資源エネルギー庁において、住民拠点サービスステーションの整備という形での取組が進められております。資料の中には、企業、地域住民や地元市町が主体となって総合生活サービス拠点化を目指すような取組、地域参加型の運営体制の構築、ビジネスモデルの大胆な見直しといったアプローチが載っておりました。

私どもといたしましては、このような動きを注視しながら、国の先ほど来出ております事業再構築補助金をはじめとする補助制度等の活用など、事業者の前向きな取組に対する支援に取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村委員】今、答弁にあったように、いろんなところにまたがるわけです。だから、あえて産業振興という観点からと言ったんだけど、ここにも今ちょうど経営支援課長が答弁したようなことがまさに書いてあるわけで、しかし、出しているところは経済産業省なんです。だから複雑になってくるんだけど、地域づくりといったら総務省かもしれない。しかし、そこと一緒になってやらんばことやということになるわけです。

それで、県もこの組合と災害協定を結んでいる。いろんな災害があった時に、協力し合いたい。給油をするとか、いろんな安全とか。そういうもので、国の補助事業で災害対応型給油所整備促進事業とかいうのがあるわけですね。だから、そういうものに乗せながら、所管は県で言ったら危機管理監ですと言うかもしれないけれども、そこも連携しながら、そういう整備については危機管理監でやるけれども、その

ほかの維持、存続をさせていかなければいけないというためには産業労働部も一緒になって、ということがやれるか、こういうことを一緒にやったら相乗効果が出てきて、地域の振興につながっていくか、安全・安心の確保につながっていくかということになると思うので、それをもう少し深めながら研究をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次ですが、企業誘致関係です。

ずっとこれまでの経過があるだろうと思いますが、オフィス系と製造系と2つに、いわゆるビルに呼ぶか、工業団地に呼ぶかという形が大きく分けてあるんだろうと思いますが、これまでの長崎県の中で、特に長崎市と佐世保市を比較すると、長崎市はオフィス系、佐世保市は製造系となるのかなと思うんですけども、大体その動向について簡単にお知らせいただければと思います。

【香月企業振興課企画監】近年の進出の傾向で、直近5年間、平成28年から令和2年までの状況でご説明をいたしますと、実際に進出があって、4,070人という5年間の雇用計画数となっております。長崎市が1,991人、佐世保市が1,518人で、両市で全体の86.2%ということで、2つの市が中心ということが言えるかと思います。加えて、長崎市の場合、そのうちオフィス系が9割を超えております。佐世保市の場合、オフィス系が7割で、製造業が3割というふうな状況がございます。

【吉村委員】佐世保も今頃は7割はオフィス系になっているんですね。諫早も工業団地造成も完成して、販売になりよるんだけど、この誘致については、産業振興財団も一緒になってこれまでやって、今の5年間の実績で、倍近くの実績が出ておりますと、大変いい結果が出て



いるんだけど、この1年間2年間というところがコロナ関係でなかなか進まないというのは、先ほどからも説明があったので大体わかるわけですが、そういう中であっても、ニュース等では、契約が成立しました、何人の雇用が発生しますというニュースが出ているわけです。だから、そういう意味では、コロナだからなかなかできないですよばかりは言っておれないという思いがあるんだけど、その中で、佐世保市にあっては、特に小佐々のウエストテクノについてはすぐ売れたと。時期もよかったと、こうなるかもしれないのですが、相浦の工業団地について、先ほども溝口委員からもありましたが、なかなか売れないと。ちょうどタイミングも悪かったとなるのかもしれないですが、それでも話がどんどん進まないといけないのだろうと。私は、小佐々のウエストテクノが販売に入る時の朝長市長の言葉が今でも耳について離れないわけです。水のない企業を呼ばないと、水がないのだから佐世保はどうもならんと。そのようなことを言っても企業誘致はできないわけです。だから、そういうのもあって、なかなかならんのかなと思うんですが、現況、具体的にいろいろ申し上げるわけにもいかないという話になるのですが、それはそうでしょうけれども、早期にあそこが販売できるように。あそこの着手はかなり早かったんです。事業を計画されてから、着手して、完成するまで。県もそこに補助を出しているわけですから、それなりの責任を持って誘致をやらなければいけないと思いますので、窓口は産業振興財団あたりになるわけでしょうから、佐世保市とももっと連携を図って、早急にあそこに企業が進出してくるよう要望しておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一つ、小規模事業者対策の予算措置状況ということでお尋ねするんですが、まず前も言ったんですけども、以前は小規模事業者関係に国の予算が直接その名目で来ていたわけです。でも、三位一体の改革から一般交付税化されたわけです。だから、予算自体が国からどれくらい来るかそこから直接見えなくなってきたわけです。国は出していると言う、県は、そんなには来ていないですよと言う、となっているんじゃないかという疑問が出てくるのですが、交付税措置の見える化ということをやっていたらと思うんですが、そこら辺、できますか。

【松尾産業政策課長】委員が今言われました交付税の、特に商工行政費の単位費用ということであろうかと思えますけれども、毎年上がるわけではございませんけれども、こうした情報につきましては、私どもも経済産業省であったり、中小企業庁、九州経済産業局とも常に連携はしておりますし、説明会、担当者会議等でも、今回そういうことで単位費用が上がるというような情報というのは、常に入れていくところでございます。

そうした情報があります時には、私どもも予算確保に向けて財政当局に対しても主張すべきところは主張しておりますけれども、ただ最終的には交付税といいますが一般財源として措置されるということで、こちらの算定する需要額がそのまま全てこちらの予算に充てられるかということ、なかなかそうではない、やはりそれぞれの事情の中で事業の優先順位、そういったことも考えつつ予算配分されているところで、そういった単位費用が上がるような情報ということは持っておりますけれども、そこら辺が委員ご指摘のように、どのように振り分け

られているかということを中心に完全に明確に私どもも把握しているという状況ではございません。

【吉村委員】よか答えなら長う言うてもよかとはばってん、あまりようなか答えは長う言うても何もならん。以前もこの単位費用の資料を作ってもらったことがあるんですけども、また最新のものを出示していただければと思います。

これは何で言うかということ、どこの自治体でも一般財源化して来ているわけです。それで、それぞれあるんですよ。例えば、佐世保市でも図書基準とかあって、そこが来るんだけれども、全額そこに持っていけないとか、財政がこうこうだからとか、いろいろな理由をつけて、そういうふうになりがちなところがあるので、そこら辺は注視しておいてくださいという意味で言っております。

それから、コロナ関係で団体としての事務的なものの商工会の事務量が増えてきた。おかげで会員の皆さんとか、それ以外の皆さんまで助かって、いわゆる前さばきができるので、政策金融公庫あたりも非常に助かっておりますという話になる。ただ、そのサービスをするためには、事務量が増加した分、事務員の数を増やさなければどうにもならない。ここまで連合会も頑張ってきたんだけれども、ここで一旦見直しをかけてやらざるを得ないんじゃないかと思っております。それについて産業労働部長、どうですか。

【廣田産業労働部長】委員お話しいただいたように、県内の中小、小規模事業者に寄り添った支援を行っていただいている商工会につきましては、大変大きな役割を担っているものと認識しております。この間、商工会等と本県の財政状況を踏まえまして、人員配置の見直しというものを話し合いし、計画を策定、そして今、それ

を実行していただいているわけでございます。その後、今回のコロナ禍も含めまして、いろいろな状況の変化が生じているところは十分認識しておりますので、一度そのあたりの計画をつくった時の状況と現状等々について精査させていただいて、どういう形がいいのかというものを検討させていただければと思っております。

【吉村委員】そこら辺は県と連合会と意見の交換をしていただいたりして現状の把握に努めていただいて、それを反映していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、最後、商工会も市町村合併で、昔は79あったものが、今は20しかないようになっているわけです。ということはどういうことかということ、建物はそのまま残っているわけです。要らないようになった建物は、もう老朽化しているので解体しなければいけないというけれども、これを造る時には、これは昭和50年ぐらいの話ですから、建設補助というのが国で制度があったんですが、一旦これが建設し終わったら、この制度は終わっております。今度は老朽化した施設を長寿命化するか、建て替えるかということを考えなければいけないわけです。それに対する助成措置というのが現在のところないという状況なので、そこら辺も併せて連合会、連合会も全国連とか、中小企業庁とかにも要望はするんですけども、そういうことの制度化に向けて、いろいろな意見の交換なりをしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【松尾産業政策課長】委員おっしゃられたとおり、多くの建物が老朽化しております。おっしゃられたように、今のところ、そういった解体とか修繕の補助というのがございません。その辺、今おっしゃられたとおり、全国連とかにも要望はされているかと思っておりますけれども、私ど

もとしましても、各県どういった取組をされているのかとか、そういったところは今後調査研究をさせていただきたいと考えております。

【吉村委員】今言った建設補助が終わったというところから老朽化が進んでいるわけです。今、ほとんどの建物が、言ってみれば、建て替え期に入ってきているわけです。ですから急がなければいけないというのがあるんですが、商工会も補助団体なので、そんなに余裕があるわけじゃないわけです。なので、そこら辺を考え方を早急に取りまとめをしていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口(経)副委員長】先ほど川崎委員からもお尋ねがあっておりました食品開発支援センターについて、私なりに質問をさせていただきたいと思います。

まず、この支援センターが4月1日から開所されて、コロナの影響もあって、これまで約80件の問合せ、それから約20件の視察があったという報告がっておりますけれども、技術支援の分野において、どういった相談があったのか、分野別にお知らせいただければと思います。

【福重新産業創造課長】食品開発支援センターにおいて、5月末までに実際具体的に対応した技術関係の相談例についてご紹介を申し上げますと、例えば、生産者の方々から農産物の1次加工、乾燥とか粉末化に関する相談であるとか、または、1次加工した後、レトルト、殺菌して商品化したいといった相談であるとか、また食品の水分量であるとか、破断強度の測定といった、ちょっと専門的な内容等もございました。それ以外では、食料品製造業の皆様からは、例えば、風味であるとか、食感、保存性等の改善に関する相談であるとか、また生産者と製

造業者の方々両方からあったんですけれども、農産物を加工して、乾燥して、急速冷凍するようなことができないかといった主に加工に関する相談が多く見られたところでございます。

【山口(経)副委員長】農産物等を原材料とした加工食品の高付加価値化を支援しますというふうに、こういうパンフレットができていますね。そういった中で、農産物をどう食品加工やって商品化していくかという形が大きく期待されるわけですが、農業関係では、6次化ということで推進をしておいて、農産物を原料として、どう付加価値を高めていくかということの一つの課題にしているわけで、そういった中で、この食品開発支援センターの役割というのをお聞かせいただきたいと思います。

【福重新産業創造課長】これは例えば、いろいろ6次化に際して課題となってくる部分というのは、市場に流した際に量が確保できるのか、あるいは、ちゃんとコスト削減ができて利益が得られるようなものになるのかといったところが課題とお伺いしているところでございます。生産量の確保につきましては、例えば、生産者の方が、たくさん加工してもらって製造業者がなかなかないといったところについては、製造業者とマッチングをセンターのほうで行いますし、逆に、製造業者のほうで材料を確保したいといったニーズにつきましても、生産者を紹介するといったマッチングを行うことで、そういった量の確保といったところの支援をしてまいりたいと思っております。

また、当センターは、営業許可を取得して、試作した商品を販売することが可能な施設になっておりますので、例えば、加工機を購入する前に、そこでお試しで試作して、加工法を確立して、最終的に、これはいけるなという感触を

得た後で設備を本格導入してもらい、こういったことに取り組んでいただくことで、最終的にコストダウンにつながり、市場競争力を確保できるといったところもセンターのほうで支援できると考えております。

なお、商品化のめどが立った時点で、自社で最適な設備等を導入する際におきましては、企業振興課の長崎フード・バリューアップ事業であるとか、国の補助事業の活用というのを勧めてまいりたいと考えているところでございます。

【山口(経)副委員長】 まさにおっしゃった6次化の問題点というのが、コストダウンとロットの供給なんです。商品のアイデアはよくても、それがなかなか製品化して販売ルートに乗っていかないといったものが課題になっておって、農産物等を加工して付加価値を上げようという試みはいいんですけども、長続きがしなかったり、いろいろ課題を抱えております。先ほどおっしゃったマッチングにおいて、食品加工に優れた技術を持っていらっしゃる業者さんに、こういう作り方があって、それをコスト低減のために作っていただけないかとか、そういったことのマッチングが一番大事になってこようかと思うんです。ですから、その辺をここの食品開発支援センターの役割として、技術開発だけじゃなくて、販売、企画まで支援してくださるわけですから、そこら辺を今から力を入れていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【福重新産業創造課長】 事業者間のマッチングにつきましては、フードクラスターのほうで生産者と製造業者のマッチングをやったり、また食料産業クラスターのほうで商社流通と食料品製造業者のマッチング等もやっていると聞いています。先ほど副委員長がおっしゃったところ

については、生産者と食料品製造業者のマッチングといったところが主になってくると思いますので、センターのほうで生産者、食料品製造業者両方支援していく中で、今でも一定そういったデータの蓄積はあるかと思えますけれども、今後支援を行っていく中で、そういった業者の情報等も蓄積しつつ、より高度な支援を行っていきたいと思っております。

【山口(経)副委員長】 それから、加工原料の安定供給といったものがロットにつながっていくわけで、農業者の場合は、1次加工で原料の安定供給という部分に対して資する部分が結構あると。その先の製造から販売までの部分を違う業者さんが得意としていると。そういったことのさっき言われたマッチング、そこが一番大事かと思えます。

それで、安定供給なんですけれども、そこが1次加工の技術が非常に重要になってこようかと思うんです。そういう1次加工の技術開発ということに力を入れていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【福重新産業創造課長】 農産物の1次加工の技術開発につきましては、食品開発支援センターの中でも重点的に取り組んでいくべきテーマの一つだと考えております。実際にそういったニーズがある技術につきましては、しっかり捉えた中で、生産者もしくは食料品製造業者のニーズもしっかりとつかみながら、技術開発の支援に努めてまいりたいと考えております。

【山口(経)副委員長】 それから、機能的食品という言葉もございますけれども、これは県立大のほうでも、いろんな成分の研究をやったり、そういう形で研究なさっておられます。そして、実際に商品化までした例もございます。そういったことで、県内総ぐるみでかかる必要もある

うかと思しますので、そういった研究分野に対しての連携を図っていく、呼びかけをやっていくということも重要かと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

【福重新産業創造課長】副委員長からご案内あったとおり、機能性食品の開発等については、例えば、既に食品開発支援センターのほうで戦略プロジェクトとして取り組んでおります「認知機能の維持改善に資する高溶解ヘスペリジン食品の開発」といったものがございまして、この研究は、例えば摘果して廃棄される青みかんを有効活用するために、機能性成分であるヘスペリジンの水への溶解性、水への溶けやすさを高めるための製造技術を確立することを一つの目的としている研究でございまして、本研究に際しましては、長崎大学や長崎県立大学と連携しながら研究を進めております。今後、こういったセンターを運営していく中で、様々な専門家、外部人材の協力を得ながら進めていくといったところを関係各課と協議をしながら進めておりまして、外部人材として登録している中には、長崎大学で水産食品学であるとか、栄養学を専門とされている教授であるとか、県立大学で機能性表示食品関連の専門の教授等もご協力をいただく予定となっておりますので、こういった大学との連携もしっかり取りながら、高付加価値食品の開発といったところの支援をしてまいりたいと考えております。

【山口(経)副委員長】この食品開発支援センターが開設されて間もないということで、期待も大きいわけでありまして、農業分野に関しましても、そういう期待があるわけです。そういったことをこれからどう結びつけて、オンリーワンの製品をいかに創り出していくかということなんです。また、その創り出した製品を、川崎

委員がご質問なさっておられました、こういう製品ができましたと、事例をしっかりと示しながら、それを内に向けても、外に向けてもPRしていくということも一つ非常に大事かと思えます。ですから、食品開発支援センターのこれからの運営に対しましても、いろんな期待が県内から高まっているということをご認識の上、やっていただきたいと思えます。最後に産業労働部長、いかがでしょうか。

【廣田産業労働部長】今回、食品開発支援センターを開設したわけですがけれども、これは目的としましては、県内の農産物、水産物を高付加価値のある商品としてつくり上げて、それを販売促進を図ることによって、農業者なり、食品加工業者なり、そういったものの振興を図るといった目的でつくったところでございます。この目的に資するためには、先ほどからご指摘をいただいておりますように、広く関係者の方に知っていただくということが最も大切だと思っておりますので、これまでも様々な形で周知を行っておりますけれども、さらに周知の徹底を図りたいと考えております。そして、その上で、農業者の方、食品加工業者の方、そしてまたそれを販売する業者の方、それをマッチングすることによって、成果を大きくするというところに注力していきたいと考えているところでございます。

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時43分 休憩

-----  
午後 3時43分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時44分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月2日

自 午前10時 3分  
至 午後 3時32分  
於 委員会室 4

水産加工流通課長 渡邊 孝裕 君  
水産加工流通課企画監  
(国内外流通対策担当) 齋藤周二郎 君  
漁港漁場課長 川口 末寿 君  
漁港漁場課企画監  
(漁場・環境担当) 一丸 俊雄 君  
総合水産試験場長 中村 勝行 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 久保田将誠 君  
副委員長(副会長) 山口 経正 君  
委 員 溝口芙美雄 君  
" 坂本 智徳 君  
" 外間 雅広 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 川崎 祥司 君  
" 吉村 洋 君  
" 山本 由夫 君  
" 堤 典子 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水産部長 齋藤 晃 君  
水産部次長 小田口裕之 君  
水産部次長 川口 和宏 君  
水産部参事監(漁港漁場  
計画・漁場環境担当) 高原 裕一 君  
漁政課長 佐古 竜二 君  
漁業振興課長 吉田 誠 君  
漁業取締室長 尾田 一将 君  
水産経営課長(参事監) 岩田 敏彦 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 3分 開議

【久保田委員長】おはようございます。

これより、水産部関係の審査を行います。

【久保田分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を及び報告議案を議題といたします。  
水産部長より、予算議案及び報告議案説明をお願いいたします。

【齋藤水産部長】本日もよろしくお願ひいたします。

水産部関係の議案等についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第17号)」のうち関係部分、報告第9号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)」、報告第13号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)」、報告第17号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第4号)」のうち関係部分であります。



はじめに、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は3,600万円を計上しております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

漁場環境悪化に対する影響緩和緊急対策交付金事業費について。

大型外国船沈没という想定し得ない要因による急激な漁業環境の悪化を踏まえ、地元市町が座礁船の撤去に併せて実施する現場海域での漁業回復等に資する取組を緊急的に支援するための経費として、漁場環境悪化に対する影響緩和緊急対策交付金事業費3,600万円を計上しております。

次に、先の2月の定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付をもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入歳出予算につきましては記載のとおりであります。

3ページに移りまして、歳出予算の主なものは、現年漁港災害復旧費（公共）の精算等に伴う減や離島漁業再生支援事業の精算等に伴う減などによるものであります。

次に、報告第9号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴う、歳入、歳出それぞれ3,636万6,000円を減額いたしております。

次に、報告第13号 知事専決事項報告「令和

2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、歳入、歳出それぞれ2,199万4,000円を減額いたしております。

次に、報告第17号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入・支出の内容につきましては、記載のとおりでございます。

4ページ目をお開きください。

「令和2年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額につきましては、記載のとおりであります。

繰越の主な理由につきましては、国の経済対策及び令和2年9月の台風による災害復旧工事に対処するため、先の2月定例県議会において予算計上した事業や、施工計画・設計及び工法変更による工事の遅延で、年度内に完成が困難になった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【川口漁港漁場課長】 私から、補正予算及び繰越明許費について補足してご説明させていただきます。

まず、お手元に配付しております資料1「予

算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和3年度6月補正予算（案）について」をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、漁業環境悪化に対する影響緩和緊急対策交付金についてご説明いたします。

本事業の目的は、大型外国船沈没という想定し得ない要因による漁業環境の悪化により影響を受けている地域への緊急的支援として、市町が作成する再生計画に基づく事業に対し、県が交付金を交付して地域漁業の底支えを図るための予算を措置しようとするものであります。

去る令和2年9月12日、パナマ国籍の貨物船が対馬三ツ島沖の浅瀬で座礁・沈没、その後、船舶所有者とは連絡が取れず、対馬の重要な藻場や磯場に、沈没した船の本体や散乱した部材が放置されて、地元漁業者の操業に支障が生じ、水産物の漁獲量が減産するとともに、藻場が損傷し、生育阻害による水産資源が減少するなど、地場の水産業に対して悪影響が生じております。

このような状況に対応するため、地元市町が沈没した船の撤去に併せて実施する現場海域周辺の漁獲回復等に資する取組を緊急的に支援するために要する経費として3,600万円を計上しております。

具体的には、沈没船による急激な漁場環境の悪化で生じた影響を緩和するために、市町が地域の実情に応じて作成する漁獲回復や漁場改善に資する事業を実施するための再生計画を県が承認し、計画に基づく事業の実施に必要な経費に対して交付金を交付し、側面から支援するというものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、繰越明許費の漁港漁場課関係部分についてご説明いたします。

お手元に配付しております「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 繰越事業理由別調書」の1ページをご覧ください。

こちらは、令和3年6月定例会県議会繰越計算書報告のうち、4ページに記載されております農林水産業費の関係部分、及び6ページに記載されております災害復旧費の関係部分を理由別に整理しております。

上段の表は、令和2年度から令和3年度への繰越について、繰越理由別に繰越件数、繰越額を示しております。全体で94件、85億7,650万8,000円でございます。

主なものといたしましては、の施工計画・設計及び工法変更による遅れであります。これは長崎漁港の水産流通基盤整備事業において、既設荷捌所の解体工事の遅延に伴い、新設荷捌所の電気工事と管工事の発注が遅れ、適正な工期が確保できなくなったものなどで、37件、17億4,586万2,000円となっております。

次に、のその他であります。2月の経済対策補正、昨年9月の台風災害、新型コロナウイルスの影響により遅れたもので、47件、63億4,176万1,000円となっております。

参考といたしまして、下段に、最近3か年間の繰越状況及び前年度との比較を記載しております。令和2年度は、経済対策補正予算や災害等によるものを除きますと、昨年度から件数で6件の減、金額で14億7,357万5,000円の減となっております。

2ページから7ページまでは漁業水産基盤整備費などの予算科目別に繰越理由の区分、事業名、繰越理由等を記載しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(智)委員】 ただいま、部長からと漁港漁場課長から説明がございました。私の地元でもございますので、質問をさせていただきます。

上対馬町の三ツ島沖の浅瀬に大型の外国船が沈没したことは、地元から聞いて知っておりました。沈没した場所は、サザエの好漁場でありまして、特に鰐浦というところは長ひじきが、今はあんまりとれないそうですけれども、長ひじきが有名でして、それがとれた時にはものすごくにぎわう、地元としてもにぎわうんです。今はあんまりとれないのにぎわいがないそうなんですけれども、漁業者も大変迷惑をしておるところでありまして、また、この島の周辺にはアラカブなどを漁獲しております延縄、あるいは刺し網等の漁業もあり、そういった漁業にも影響が出てきていると聞いております。このほかにも沈没船による悪影響が、今後、様々な形で出てくるのではないかと、大変危惧をされているところではありますが、この船は、現在、どのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

【一丸漁港漁場課企画監】 委員のお尋ねがありました当該船舶は、昨年9月に上対馬の三ツ島の浅瀬に座礁して、その後、水深5から10メートルのところに沈没いたしました。

この船、残存する燃料はほとんどなくて、幸いなことに油濁事故には至りませんでした、所有者とは今も連絡が取れずに放置されたままとなっております。

地元対馬市が、民間の会社に相談して、今年5月に潜水調査を行ったところでございますが、

時化により船体は破損して、船首部、そして船尾部、船橋部などに分割され、海底に散在している状況とのことです。

また、この沈没場所は、上対馬の三ツ島の北側に当たるわけですが、船体の一部は島の東側や南側までも漂着しているとお聞きしております。

【坂本(智)委員】 非常にいい漁場でありまして、対馬の人はもちろんよくわかっているんですけども、なかなか皆さん方には理解できないかもしれないかもしれませんが、非常にすばらしい漁場であるんですよ。

それが、間もなく12月に入りますと、すぐイザリが始まりまして、この船が沈んでいる鰐浦地区、そのお隣の豊地区、そして泉地区というところは潜ってはだめなんですよ。箱眼鏡で見ながら、矛で突いて漁をするという、それを「イザリ」と地元では言うんですけども、そのイザリ漁業が盛んなところでした、もう今年は絶対だめですよ。12月1日からもう始まるんです。その間、夏ぐらいまでに飛び飛びであるみたいですけども、全然だめだったみたいですよ、1年間ですね。

上対馬の漁業者にとっては生活がかかっていることなので、この沈没船を何とかしてほしいというのは切実な思いでありまして、これを受けて、今年1月には、対馬市の漁業協同組合長会から対馬市あてに船体の引き揚げについて検討してほしい旨の要望も出されたところであるというふうに聞き及んでおります。

沈没場所付近の水揚げ減少といった影響も放置期間が長引けば長引くほど膨らんでくるわけですのでございまして、さらに、先ほどの答弁からすると、沈没した場所だけでなく、ほかのところ

にも影響が出始めているということでございますので、一刻も早く撤去が必要だと思っておりますが、撤去についての見通しはどうなっておりますかお尋ねいたします。

【一丸漁港漁場課企画監】今、委員がお話になりましたように、今年1月に対馬市の漁業協同組合長から撤去の要望が出されて、対馬市と県とで撤去に向けての検討を行ってまいりました。

本来は、船主が撤去するのが原則ではありませんが、海上保安庁が続けている船主の捜索でも、なかなか進展が見られない中、このまま放置するというわけにもまいりませんので、やむを得ず、船主に代わって対馬市が事業主体となって撤去することとし準備を進めているところでございます。

対馬市は、国庫補助事業であります水産環境整備事業を活用して撤去することとしておりまして、この6月市議会に補正予算を計上し、今後、撤去工事を速やかに着手するものと思っております。

【坂本(智)委員】ただいま、沈没船の撤去に向けての話が前に進んでいるというお話をお聞きし、地元が望んでいたことでもありますので、少し安堵いたしております。

しかしながら、撤去がなされたとしても、それで問題が全て解決するわけではありませんので、昨年の9月にこの船が沈没して放置されたことにより、これまでの間に様々な影響が出てきていることは明白であります。そういった影響への対応も速やかに行っていくことが重要と考えますが、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

特に、漁港漁場課長の補足説明では、再生計画に対して支援を行うということでありましたが、その再生計画とはどのような内容を想定し

ているのか教えてほしいと思っております。

【一丸漁港漁場課企画監】今、委員からお尋ねがありました再生計画でございますが、その内容といたしましては、例えば漁場が悪化したということであれば、その保全のための取組といったことが考えられますし、また、操業ができなくなって水揚げが減ってしまったということであれば、近くに魚礁を整備して漁獲効率を上げたり、また、種苗を放流して資源を増やすことで水揚げの増加を図るといったような取組が考えられます。

この計画の作成と実施につきましては対馬市で行っていただきますが、実施の際には、市の財政的な負担が生じますので、その部分に対して県は交付金を出すという形で側面から支援をしたいと考えております。

【坂本(智)委員】対馬市が沈没船を撤去し、さらに、この沈没船で生じた影響の緩和に向けて頑張ろうとしているのであれば、そこは県としても、ぜひしっかりと財政支援をすべきだというふうに思います。

今回の取組について、財政的な支援以外にも市への助けが必要と思うのですが、その点はどうに考えているのか、お尋ねをいたします。

【一丸漁港漁場課企画監】委員のご指摘のとおり、財政的な支援以外の部分も非常に大切な部分と考えております。県もこの件に積極的に関わって、そういった部分でも対馬市と一緒にあって問題の解決を目指したいと考えております。

例えば、これまでも船主の捜索など、必要な要請を海上保安部に対して行うとともに、座礁船の撤去をするために、いろんな法的な整理とか手続など、そういった必要な情報を収集、整理したうえで対馬市に提供しております。

また、今後、対馬市が再生計画を作っていく

わけですが、その計画を作成するに当たっても、効率的な実施が図られるように一緒になって考えてまいります。

【坂本(智)委員】最後にしますが、この事業は、沈没船によって生じた問題を解決するために必要な事業であるということを理解させていただきました。ぜひ、事業の実施に当たっては、地元の要望をよく聞いていただき、一日も早く沈没船の撤去とその影響緩和対策にしっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、上対馬沖の沈没船対策に関する質疑を終了させていただきます。どうありがとうございました。

よろしく願いいたします。

【久保田分科会長】それでは、ほかにございませんか。

【川崎委員】同じく漁場環境悪化に対する緊急対策交付金についてお尋ねいたします。

坂本(智)委員から切実な漁業者の皆様のお声をご紹介いただいて、本当にこの事業を速やかに展開し、一日も早い漁場の回復を何としても成し遂げていただきたい、そのように思います。

そういった中で、違う観点での質問ではありますが、そもそも原因をつくったのは大型外国船の沈没ということであって、先ほど来説明がありますように、本来なら船主が全て責任をとってやるべきことであると、そういうことだと考えているんですが、まず、県の認識をお尋ねいたします。

【一丸漁港漁場課企画監】委員のご指摘のとおり、まずは船主が本来撤去をするべきものと思います。この案件が発生して以降、私どもも海上保安部に相談しながら船主を探してまいりましたが、なかなかその行方がわからないという状況でございます。

そういう中であっては、やむを得ず行政で撤

去すべきということで判断いたしまして、今般、対馬市が撤去するということになっているところでございます。

【川崎委員】緊急を要しますから、支出については一定理解するものの、やはり認識のように船主が行うべき回復の事業なわけでありまして、このコストについてはしっかりとその原因者に負ってもらうということについては、徹してやっていただきたいと。

ただ、一方では、海上保安庁が調査するけれども、いまだ発見できないということから、昨年9月に発生をして、かなりの月日がたっている中において困難を極めているんだろうと。そうすると、いわゆる国に対してもそういったところをしっかりと認識してもらおうという国際的な観点から求めていく必要もあろうかと思いますが、そういう対応についてすべはないのか、お尋ねいたします。

【一丸漁港漁場課企画監】この案件が発生いたしまして、私どももずっと国にご相談をしております。相手の国がパナマということでございますので、パナマに対して何かできないのか、また、国際上の枠組みはないのかということで国にお尋ねをしてきたところでございます。

実は、国際的にこういった沈没船、座礁船の放置がいろいろ問題になってきておりまして、国際的な枠組みの中ではナイロビ条約という条約がございますので、そこで本来は対応できるものでございます。

しかしながら、このナイロビ条約に加入するためには、実は国内法の整備が必要でございます。日本が国内法を整備できたのは、令和元年5月、船舶油濁損害賠償補償法という法律を改正することでこのナイロビ条約に加入できるという準備が整ったということでございます。

この補償法の改正が行われて施行されたのが令和2年10月1日ということをごさいます、実はこの座礁船が沈没したのは9月でございますので、残念ながらこれに間に合っておりません。

こういう状況の中で、さらに続けて外務省や国土交通省にもずっと相談を続けているところでございますが、国の見解としては、今回の沈没船は条約が効力を持つ前の事案であることから、残念ながら適用外ということで、あくまでも船主を探して責任を求めていくしか方法はないと、こういう状況でございます。

【川崎委員】国際的な課題があって、ナイロビ条約があって、国内法の整備を整えていくという、いわゆる地球規模での課題がある中に今のことが進んでいるということは理解いたしましたが、わずかの期間で間に合わなかったということでもあります。やはりそういった課題があったということを踏まえても、引き続きしっかりと求めていくべきところは求めていくという姿勢は崩さないでいただきたいと思いますが、今後、どういうふうはこのコストの回収について取り組むのか、いま一度ご見解を賜りたいと思います。

【一丸漁港漁場課企画監】今後も引き続き、国にご相談しながら、海上保安庁の方も毎週、ずっと搜索を続けると言ってくさっていますので、そういった情報を引き続きしっかり確認しながら、できる限りの努力を続けてまいりたいと思います。

【川崎委員】最後にいたします。

一方、別に船主側に立って話をするわけではないんですが、言っても日本の資産でもない、対馬市の資産でもない、誰の国内の人の資産でもない、そういった船体を撤去・処分ということに関して大丈夫なのという、一方では法的な

部分で懸念もあるわけで、そういったところについてしっかりと裏付けをもって処分に当たっているのか、確認いたします。

【一丸漁港漁場課企画監】今回の案件は、本来、管理区域であればそういった管理の法令に基づいてやっていくわけですが、そういった海域に該当しないので、民法の697条、これを適用することによって、行政が撤去するということが可能と考えております。当然、船主が見つかった場合には、その後の責任についても求めていくということで、顧問弁護士などにもご相談しながら、問題がないと私たちは認識しております。

【川崎委員】ありがとうございました。よく自身はわかりました。

いずれにしても、漁場の回復というところが最大の目的でありますので、速やかに施策を講じていただいて、漁場の回復に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【久保田分科会長】ほかにございせんか。

【吉村委員】同じような質問で関連なんですけれども、今の沈没船の撤去です。

坂本(智)委員の話を聞いておっても、もう一日も早くこれを引き揚げて問題の解決を図らんといかんというのは、私も同じ気持ちでございます。

そういう中で、しかしながら、行政がそこに携わっていくとなると、それなりのルールがあってやらんといかんということになるんだろうと思いますけれども、今、川崎委員からもあっておりましたが、そこら辺を多少つまびらかにしておきたいと。こういうことがしょっちゅう起こるといってわけではなからうとは思いますが、今回、初めてこういうケースに我々も遭遇

したわけで、どういう対応をすればいいのかというところが疑問になってくるわけです。

今聞いておって、民法697条によると、いわゆる今からやろうとすることは行政代執行みたいなものかなと、感じとしては思うんですが、それが民法697条によるということになるのかなと思うんですが、再度いかがですか。

【一丸漁港漁場課企画監】委員から今ご指摘がありました行政代執行というのは、何らかの法令に基づく、撤去命令が出されたような場合に行えるものでございます。このような沈没に当たって、まずは海洋汚染防止法という法律がございまして、海洋環境の保全に著しい障害がある場合には、その海洋汚染防止法に基づく撤去命令が出るということになります。その撤去命令が出て、さらに船主が撤去に応じない場合には、今、委員ご指摘のあった行政代執行、その行政代執行法第2条に基づいて撤去することになります。

しかしながら、その海洋汚染防止法というのは、本来、船舶からの油や有害物質などの排出規制に主眼が置かれた法律でございまして、海上保安庁からは今回の沈没船についてはそういった油の流出が認められず、海洋環境の保全に著しい障害があるとは言えないことから撤去命令が出せないというふうに聞いております。

こういう中で放置もできないので、そういった場合に、どうしてもそういう命令が出ないというケースにおいては、やむを得ず緊急の対応が必要な場合ということで、先ほど川崎委員にご説明した民法第697条に基づいて撤去する。これは行政代執行とはちょっと違いますが、簡易代執行のような、県または市が代わりになっ  
て行うということでございます。

【吉村委員】わかったようなわからんようなで

すが、簡易代執行というのも初めて聞いたわけ  
ですけれども。

いずれにしろ、行政がそういうふうに代理して執行してやるということは必要かと思うので、それは妥当性があると思うわけですが、この資料を見て、3,600万円ですけど、この3,600万円を支出するに当たって、ここに事業イメージというのが書いてありますね。これで再生計画というのを市町がつくって県に提出する。県が計画を承認して、初めて交付金による支援ができるという、やっぱりこういう手続を踏まんばいかんということになるわけですかね。事故が起こった。ぱっと対応してやらんばいかんたいというのに、この再生計画とは何じゃろかいと思ったら、漁獲回復とか漁場改善に資する事業というのを計画せんばいかんわけですね。計画するだけでも時間がかかる。やっぱりそういう手続を踏まんと、これはできないということになるんですか、いかがですか。

【一丸漁港漁場課企画監】委員から今お尋ねが  
あっているのは、つまり座礁船撤去とはちょっとまた違う側面で、影響が出てきているわけ  
ですから、その影響緩和のために何らかの対策をとっていく必要があるということ、そこには交付金を支出するということになるわけ  
ですから、やはりきちんとしたある程度の計画、考え方を整理していただいて、それに基づいて県は交付金を支出したいと考えております。

委員からお尋ねがあったように、迅速にやっ  
ていく必要がございますので、長々とこの計画立案に時間をかけるつもりはございません。お  
おむねのところは、もう今まで、実は座礁船が沈没して以降、対馬市とはずっと協議を重ねて  
きておりますので、そういった中で、おおよそ  
こういった計画が必要であろうということで、

速やかにこの再生計画についても立案し、交付金の支出の準備を進めてまいりたいと思います。

【吉村委員】その交付金を国からいただかんばいかなので、こういう作業をせんばいかなとなるんじゃないかと思いますけど、この財源内訳は一般財源3,600万円となっているわけですが、この全体事業費が幾らかかって、国から交付金で幾らきて、一般財源を幾ら出さんばいかなとか、そういう財源内訳をお知らせいただけませんか。全額なんですか。

【一丸漁港漁場課企画監】今回、この分科会にご提案させていただいている漁場環境悪化に対する影響緩和緊急対策交付金というのは、県独自で制度化しようとしているものでございますので、国からの交付金ということではございません。全て県の一般財源で準備しようとしております。

ただ、一方、対馬市が実施する座礁船撤去の事業に関しては、国の水産環境整備事業費を使うということで、それぞれ使える予算をしっかりと活用しながら、それでできない部分を県が支援しようとしております。

【吉村委員】併せて、市に対しては国から幾らくるのかというのを言ってくれば。足らざるを県がそこに上乘せするわけやろう、今の説明なら。

【一丸漁港漁場課企画監】委員のお尋ねは、座礁船撤去の部分であろうかと思いますが、その座礁船の撤去事業費のうちの半分が国の水産環境事業費による補助金でございます。残りが地元負担になるわけですが、その地元負担に対しては、また放置船の撤去ということで特別交付税による支援がございます。地元負担の8割を交付金で賄えるというふうに考えております。

【吉村委員】まだわかつたらんのごとあっち

やけど、隣から違う、違うと言われる。その沈没船の撤去費用は別なの。そうね、それをちょっと教えて。

【一丸漁港漁場課企画監】今回、少し整理させていただきますと、対馬市が沈没船を撤去するのは、今回のこの事業とは別の事業で、国が支援する形で対馬市が直接行います。

今回は、それとは違う影響緩和の部分をご提案させていただいているところです。

【吉村委員】参考までに、議案じゃないけど、ということは、この3,600万円というのは、撤去じゃなくて荒れた漁場を回復するというにかかると費用。撤去費用は別。でも、撤去せんと回復できんとやけんね。撤去費用は大体どれくらいかかって、どこがどういう負担割合になるのか、ちょっと教えてくれんね。

【一丸漁港漁場課企画監】撤去費用に関しては、実際にこれから進んでみないとわからないところでございますが、3億6,000万円ぐらいはかかるものというふうに対馬市の方では考えているようでございます。そのうちの半分1億8,000万円は国が補助するという形で、残りが地元負担ということでございます。

【吉村委員】結構かかるんですね。3,600万円引き揚げられるかと思ったんですよ。かかりますな。わかりました。

今日議題になっていることは、いわゆる引き揚げた漁場を回復するという一連の流れの中の話ということで理解をしながらですが、これをこの3,600万円の事業を対象とできるための要件というのが、幾つかお話を聞いたんですが、大型船で影響が大きいというのを、おおむね500トン以上と、こう考えてあるわけです。この500トンということを決めた根拠というのはどこにあるのかということをお知らせいただけ



ればと思います。

【川口漁港漁場課長】しっかりと規定されているものは実はありません。既存の法令等を活用しまして決めております。ただ、港湾に停泊する際の錨泊地の指定が必要だったり、係留場所の届け出を必要とする場合の対象船舶を500トン以上というふうに港則法では規定されております。

また、長崎県の港湾管理条例においても、港湾への入港届が必要な対象船舶を500トン以上の大型船舶ということで、一般に大型船ということで500トン以上が位置づけられているものと水産部としては認識いたしまして、一定規模以上の船という考え方は、大型船舶の基準を500トン以上ということで定めさせてもらっております。

【吉村委員】港則法というのが出てきて、それに倣ってやりよるのかなと。港の地図を見ると、佐世保市なんかも入り口の方に線が引いてあるんです。港湾法と港則法と2つ線が重なったり重なっとらんやったりするんですが、ここで港則法ということに根拠を持ってきたところはどういうことでしょうか。

【川口漁港漁場課長】根拠といいますか、港則法というのは船舶の航行に支障があるようなところに設定をされております。その中で船舶の規定というのをされていると思うんですが、例えば長崎港に入ってくる場合とかに、狭い航路ですので、実際クルーズ船が入ってくる際には、行き会いと言って、入ってくるのと出ていくのが交差する船の規定もされておまして、やはり片側通行しかだめよとか、そういうような形をとっておるんですが、そういうのが500トンということで、ほかの船に支障を及ぼす船が500トンという形で決められているものと認識

しております。

【吉村委員】ここら辺でちょっと気になるところは、そんなら480トンぐらいやったらどうやったっちゃうかとか思うわけですが、おおむね500トンというわけじゃなくて500トンと書いてあるのが、そこら辺もう少し詳しく教えてくださいませんか。

【川口漁港漁場課長】一応港則法にははっきりと500トン以上と書いております。

【吉村委員】そしたら、499トンやったらだめなわけね。対象にならんということになるわけね。そがん思うとくよ。

【川口漁港漁場課長】一応水産部としては500トン以上で今回は規定しております。

【吉村委員】そこら辺は、今後、そう多くもないとかもしれんけど、ちゃんと線引きはしとかんといかんね。

さっき川崎委員の質問の時にもありましたが、ナイロビ条約、ここに日本が加入しとらんやっただから、こういう手続ができなかったと。ようやくナイロビ条約に加盟ができた、日本がね。だから、今後はこういうことが手続を踏まんでもできるようになりますと。

これがもう半年以上たっておるわけですね、去年の9月だけ。このナイロビ条約に入らなかったからこれだけ長期にわたってしまったということで理解していいんですかね。今後は、もしこういうことがあった場合に、この対馬のすばらしい漁場が荒れて、被害を受けるといふのに時間がかかるということはないわけですね。

【一丸漁港漁場課企画監】今、委員のご指摘がありましたように、残念ながら今回のケースはナイロビ条約には間に合ってなかったわけでございます。

ナイロビ条約におきましては、その条約の中で、難破物の除去を円滑に行うために、まず影響を受けている国と船舶の登録間でまず協議をするという仕組みがございます。そういった協議にも国際間の問題ですぐに早くかけられるようになりますし、また、一番大きいところとして、仮に船主が逃げたとしても、撤去にかかった費用については保険会社に直接請求できるという規定に変更されます。

ですから、相手国にはすぐに開示を求めて、そして、保険会社に直接どんどん話をしていくということができるので、今まで以上にこういう問題は速やかに解決していくものと思います。【吉村委員】今の話で多少安心をされるといいですか、この長崎県内の海域の中でこのような事故があった場合にそのような対処ができるということは、一つの漁民の皆さん方の安心の確保につながるんだろうと思いますけれども。

とは言うものの、いろんなそういう対処が、手続とかが幾らかでも時間がかかってしまうと、皆さんが大変不安になるので、時間的にも事務の手続をかけないように、迅速にやっていただくようにというのを要望して終わっておきます。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【溝口委員】今回、漁場の悪化ということで交付金という制度を使った根拠はどのようなことですか。

【一丸漁港漁場課企画監】今回、影響を受けた対馬市内において、いろんな回復策が考えられるわけですが、地元の実情に応じて、対馬市の考え方に基いているんな事業を構築しやすいように、速やかにこの問題を解決していく必要がございますので、そういった意味で交付金という形をとらせていただきました。

【溝口委員】普通は再生計画をつくって、市の

方が幾ら負担、県の方が幾ら負担ということで1億円とか2億円の事業になってくると思うんですけども、今回、3,600万円ということになれば、市の方としては使い道はいいかもわからんけれども、大きな計画というのはつくられないような形になってくると思うんです。今回のこの漁場回復というのは、浅瀬の周辺の整備ということで3,600万円で足りるだろうということで、県の方として交付したということになるんですか。

【一丸漁港漁場課企画監】今回、対馬市にとってもこういう大型沈没船、外国船の沈没ということで想定していなかった事態のため、やむを得ず緊急的に座礁船撤去に対して財政負担が生じているわけでございます。そういうことも考慮いたしまして、再生計画にも一定の自主的に負担する分が対馬市には出てきていますので、使いやすいような形で交付金を支援することでございます。

この交付金は、地元が様々な事業を実施する際に、いろんな補助制度があれば基本的にはそれをまず活用し、その残りの地元負担に対してこの交付金を活用していただくということでございますので、県としましてはこの3,600万円です。十分何とかなるというふうに考えております。

【溝口委員】わかりました。ただ、漁場回復ということになれば、船を撤去するだけでも漁場回復ということになってくるわけですね。そうしたら、それにも使っていいという形になるんですか。撤去費用に充ててもいいですよという形ですか。

【一丸漁港漁場課企画監】この座礁船撤去は、別に水産環境整備事業があって、その中で残りの地元負担に対しては特別交付税という措置がございます。ここにまた県の支援の交付金を充

てしまうと、その分特別交付税が減ってしまうという仕組みになってございますので、そこに充てるのは得策ではないと考えております。

ですから、例えば魚礁整備だったら魚礁整備の補助金を国や県で支援しますが、その一部が地元負担になりますので、その部分に対して交付金を使っていただくというようなことも可能かと思えます。

【溝口委員】わかりました。そうしたら、環境整備のためには、ある程度対馬市が計画する分に自由に使っていいですよという形で交付金としたわけですね。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【外間委員】質問ではないんですけども、実は平成7年だったと思いますが、県単独で沿岸整備の漁場費用が2億強積み込まれて、その浚渫の仕事、即ち北九十九島の養殖汚泥の海底の浚渫・除去という県単独の仕事があった際に事故がありまして、400トン積みのバージ船が沈没をしてしまいました。その時にかかったサルベージの費用等は数千万円ということで、対馬の今回の事件についても他人事ではないということで聞かせていただきました。当然ながら、その沈没に関するサルベージを含めた除去費用は、国が特別で8割近く面倒を見ていただくというありがたい法律もあって、対馬は速やかにそれを撤去し、漁場の回復のために県が単独で3,600万円を積んで、この漁場回復のためにやるという事業についての今回の分科会における補正の議案というふうに理解をさせていただきました。よろしければ、そういった県単独において民間と、当時ははっきりと、パナマ船籍云々ではなくて、明確に責任者がいて、そういう処理事項があったという事案がありましたので、参考までにそういったお話もぜひ事例として受

けていただきながら、この事業を速やかに進めていただいて、そして回復に努めていただくよう要望しておきたいと存じます。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案及び報告議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分、報告第9号、報告第13号及び報告第17号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【久保田委員長】次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会の付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について質問を行います。

水産部長より所管事項説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】資料は、「農水経済委員会関係説明資料」と、同資料の（追加1）がございまして、お手元にご用意いただければと思います。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、説明資料（追加1）に記載しております新型コロナウイルス感染症における県の対応について、説明資料に記載しております、令和元年海面漁業・養殖業産出額（確報）について、令和2年海面漁業・養殖業生産量（概数）について、クロマグロの資源管理について、漁業所得向上対策について、YouTube動画コンテストについて、令和2年のクロマグロ養殖について、令和2年度のノリ養殖について、水産物の輸出実績について、長崎俵物認定委員会について、真珠養殖について、総合水産試験場における取組成果について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであります。

このうち主な事項についてご説明いたします。

説明資料（追加1）の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に係る県の対応について。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言等の発出による外出自粛や飲食店休業で、外食向け水産物の需要が低迷し、価格が低迷するなど、本県水産業にも大きな影響が出ており、漁業者をはじめ、漁業関係者の経営は厳しい状況となっております。

そのため、県におきましては、流通販売対策として、昨年度から養殖魚を中心に学校給食等への食材提供、ネットを利用した取引の送料無償化、水産物の試供品配付によるPRや地元ホテルにおける新メニューの開発などの取組支援を行い、さらに今年度は、天然魚等の地元や都市部の量販店における販売促進キャンペーンなど、商流確保の取組支援を行っております。

このほか、影響を受けている漁業者が経営を継続できるよう、国の経営継続補助金を活用し、中食・内食など、新しい生活様式に向け漁獲物を出荷するための加工機器の導入やネット販売の促進などに対し、市町と連携し支援を行っております。

また、経営の維持が困難な漁業者を対象とした農林漁業セーフティネット資金や、漁業近代化資金などの制度資金の円滑な活用を進めるため、相談窓口を本庁及び各振興局水産課に配置し、相談内容を関係機関に迅速につなげるなどの資金繰り対策を講じているところでございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症が県内水産業に与える影響を注視しながら、市町や関係団体と連携し、各種対策の活用を進めるとともに、状況の推移に応じて浜が求める新たな施策の検討を行うなど、厳しい状況を乗り切るため、しっかりと取り組んでまいります。

説明資料の1ページをお開きください。

令和2年海面漁業・養殖業生産量（概数）についてでございます。

農水省は、去る5月28日に令和2年の概数を公表しているところでございます。

本県海面漁業・養殖業生産量は、25万トンで、前年から2万5,000トン、約9%減少いたしました。全国における生産量の順位は、前年同様、北海道、茨木県に次ぐ第3位となっております。

海面漁業の生産量は、22万8,000トンで、前年から2万3,000トン、9%減少しております。まいわしの生産量が1万4,000トン、74%増加したものの、かたくちいわしが1万2,000トン、31%の減、さば類が2万3,000トン、32%減少したことが主な要因であります。なお、生産量が全国1位の魚種は、あなご類、まあじ、かたく

ちいわし、たい類、いさき、さざえとなっております。

海面養殖業の生産量は、2万2,000トンで、前年から2,000トン、10%減少しており、主要魚種ではぶり類、ふぐ類がやや減少、くろまぐるも1,600トン、22%減少しております。なお、生産量が全国1位の魚種は、ふぐ類、くろまぐる、ぶり、かんばちを除くその他のぶり類となっております。

3ページをお開きください。

漁業所得向上対策について。

平成27年度から、経営改善や新たな事業展開を目指す漁業者を対象として、県や市町、系統団体で構成する経営支援協議会と、長崎県中小企業診断士協会に設置した「経営指導サポートセンター」が連携して、個別の経営計画策定指導を行うとともに、この計画の具体化に必要な機器整備等の支援を行ってまいりました。

さらに、平成30年度からは所得向上対策の加速を図るため、市町、漁協等との連携を強化し、国の「浜の活力再生プラン」や県の「地域別施策展開計画」に基づき、先駆的な漁法や漁労技術などの導入を支援するとともに、経営指導・支援で育成した収益性の高いモデル経営体の取組事例の普及を図るなど、スピード感をもって優良経営体の育成を進めてまいりました。

この結果、平成27年度から6年間で592経営体の経営計画を策定することができ、多くの経営体が県事業や国事業を有効に活用しながら所得向上に取り組んでおります。

本年度からは、最先端機器やICTを活用した次世代型漁業を目指した経営指導を推進するとともに、これまで策定された経営計画のフォローアップ活動を強化しながら、今後とも漁業者の所得向上を進めてまいります。

4ページをお開きください。

YouTube動画コンテストについて。

漁業就業者の減少と高齢化が進行する中、県では高校生等の若者をターゲットに漁業への就業意欲を喚起することを目的として、令和元年度から「長崎県漁業の魅力発信YouTube動画コンテスト」を実施しております。

2回目の開催となる令和2年度は、11点の動画が出品されました。動画の制作者は県内の高校生をはじめ、若手漁業者や飲食店など非常にバラエティに富んでおり、このコンテストが多くの方に漁業への興味を持っていただくきっかけになっていると考えております。

出品された動画は、長崎県のYouTube公式アカウント「長崎がんばらんばチャンネル」で公開し、出品動画の視聴回数及び高評価数と、若手漁業者による審査会の得点を合計して、審査を行いました。12月から3月初旬まで全作品合わせ約19万回再生され、最優秀賞には「漁師には夢がある」というテーマで制作された平戸市の若手漁業者の作品、優秀賞には長崎市内の寿司店と、県内の高校生が制作した2作品を選定し、去る3月30日に県庁において表彰式を開催したところであります。

今後、動画やSNS等、様々な手法を効果的に活用して県内漁業の魅力発信に努め、新規漁業就業者の確保を推進してまいります。

6ページをお開きください。

水産物の輸出実績について。

本県水産物の輸出については、これまで同様、県と関係団体が連携し、東アジアや北米を中心に積極的な取組を進めております。

中国向けには、現地でのニーズが高い大型の養殖マグロや季節に応じた旬の天然魚、米国向けには養殖ブリフィーレや大型の養殖マアジを

輸出するなど、輸出先のニーズに応じた魚づくりや、安定供給のための出荷体制づくり等を通じて水産物の輸出拡大に努めてまいりました。

令和2年度の輸出実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、主に空輸による生鮮水産物の輸出が減少したことなどにより、輸出金額は昨年度より約2.5億円減の約28億5,000万円となっております。

今後も、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、適正な魚価の形成による生産者所得の向上に取り組んでまいります。

7ページをお開きください。

総合水産試験場における取組成果について。

総合水産試験場では、有明海タイラギ資源の回復に向け、福岡、佐賀、熊本の有明4県で連携し、人工種苗の生産と移植技術の開発に取り組んでおります。

令和2年度は、浮遊幼生初期の大量へい死を抑えるため、選別方法や飼育装置の改良及び独自の栄養強化剤の添加により、これまでで2番目に多い約7万個の稚貝を生産し、現在、約1万4,000個を中間育成しております。引き続き、種苗の量産と中間育成の技術向上に努めてまいります。

また、水産加工においては、春先に大量に漁獲されるブリの付加価値向上を目的としたねり製品化技術の開発に取り組んでおり、一般的な水洗いの工程を省略すると歩留まりが高くなるとともに、ねり製品原料として利用できることを明らかにしました。

これらの成果をもとに、長崎市内の蒲鉾業者が県内で初めてブリを主原料としたねり製品を開発し、ギフト商品等として販売しております。

今後も、関係機関と連携しながら、漁業・養殖業・水産加工業の所得向上につながる調査研

究や技術開発に取り組み、研究成果が県内漁業者等の利益に還元されるよう、努めてまいります。

その他の事項の内容については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、16番、24番、29番、30番、35番、36番でございます。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【外間委員】 陳情番号30番の市営水産業振興施設改修等に対する支援策の拡充ということで佐世保市から、昭和41年から行っている水産センターの改修について格段のご高配をいただきたい旨陳情が上がっております。これは、もうどなたもご存じのとおり、佐世保湾における制限水域84%を抱える佐世保の水産漁業活動をやっていくうえでは、こういう種苗を育てる水産センターの必要性があって、ほかの漁場とはちょっと違った形での水産センターということで、大変金額も大きく、事業費が21億円ということで、これを改修するに当たる金額の事業採択というのも予算の関係で厳しいというふうに佐世保市から伺っております。何とか県を通して国に対して格段のご高配をいただきたく要望が上がっていると理解をいたしております。ど

うかこれについて、特にほかの漁場と違った形で大きな事業計画でもございますし、本年度は2億円の要望ということで聞いておるんですけども、何とかこの事業採択に向けて、ぜひ水産部から、担当所管からのコメントをいただきたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

【岩田水産経営課長】委員ご指摘の分につきましては、まず、国の水産業強化支援事業ということでの採択を目指しておりますが、国の方でこの予算が非常に厳しく、額が少ないということもありまして、まず一つは県から政府施策要望の中で予算を確保してくださいというお願いを国の方にしているところです。

それから、事業の中身につきましては、佐世保市の担当の部局の方と十分今までもずっと協議をしております。令和3年度につきましては、予算の状況と事業の内容の中身にちょっと問題がありまして、令和4年の採択に向けて、今、鋭意努力をしているところでございます。

【外間委員】この間、国の予算枠が少ないから、余りにも大きいので採択は難しいということで翌年度に回すんだということであります。冒頭申し上げたように、制限水域にかかっているところでの稚魚放流ということで、水産センターの存在は非常に大きいものでありますし、何としても県のお力をかりて、国へのご要望がいきますように、くれぐれもよろしく願いいたします。

【溝口委員】今の関連ですけれども、国に対しては県と一緒に、今、陳情しているということですけども、県による上乗せの補助ということもお願いがきていると思うんですけども、その辺についての考え方をお尋ねいたします。

【岩田水産経営課長】国の補助金に対して、県による上乗せ補助も財政支援してほしいというのも確かに要望の中に入っております。ただ、これにつきましては、県全体の全庁的な見直しの中で、平成29年から県の継ぎ足しを廃止しているという事情がございます。なかなかこの継ぎ足しにつきましては、非常に困難であるというふうに、要望に来られた際にも、そこはご回答させていただいているところでございます。

【溝口委員】ただ、佐世保の水産業振興施設については、国の方としては公社の方もあられるかもしれないかと思うんですけども、代わってやっているんじゃないかと思うんですよ。だから、ほかの施設と一緒にということではなくて、佐世保市が第二の都市ということであれば、長崎県の関係として少しは補助の上乗せをしてもいいんじゃないかと私は思うんですけども、その考え方については、絶対にだめということになるわけですか。

【岩田水産経営課長】確かに通常の漁協などでされる分と違いまして、広く佐世保の方に種苗供給していただいている施設です。種苗生産施設は県にもありますし、長崎市もあって、佐世保市もあるんですけども、県のセンターと役割分担をしながら種苗生産しているところです。

先ほどの繰り返しになるんですけども、継ぎ足し補助につきましては、財政的な問題がありまして、なかなか厳しいところがありますけれども、例えば総合水産試験場と連携して、種苗の安定生産に向けた技術開発ですとか、そこら辺の協力は今後もさせていただきますので、魚病診断も併せてなんですけれども、そこら辺で今後とも協力はさせていただきたいと考えております。

【溝口委員】そこら辺の協力は普段からしても

らっているということはわかるんですけども、やはり今回、新しく建て替えるということで21億円という大きな金額なんですよね。その中で県がある程度前向きに考えて検討していく形をとってもおかしくないんじゃないかと私は思うんですよ。だから、だめですねということではなくて、政治判断として、知事とかにある程度言ってやっていただけないのかどうか。それは私たちが言わないとだめなのか。水産部の方としてのそういう要求の仕方というのはないのですか。

【岩田水産経営課長】現状では非常に厳しいとは思っておりますけれども、委員からそういうご指摘があったことを踏まえて、部内でも検討させていただこうと思っています。

それともう一つ、二十数億円というお話が先ほどからあっているんですけども、全体では確かにその金額になっておりますが、佐世保市の方では国の水産庁の方の事業はそこまで全体ではなくて、防衛施設庁の方の事業と合わせてされていますので、全額を水産庁事業とおっしゃっているわけじゃないということをご理解いただきたいと思います。

【溝口委員】ちょっと前向きに検討だけはしていただけないという形ですけども、県北の中心としての大事な施設でありますので、ぜひその辺についてもご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【川崎委員】16番の陳情の30番、外国人漁船員・外国人技能実習生の権利擁護についてという陳情がきておりますが、これは恐らく全国的に要望されていることかとは思いつつも、長崎でも外国人の労働者には様々な課題、人権的な問題ということが報じられているわけですが、ここで求められていることに関して、県内にお

ける問題点をご説明いただきたいと思います。

【吉田漁業振興課長】外国人の方の県内への受け入れ状況につきましては、技能実習で98名、特定技能で16名、またマルシップの方で約50名近くだったと思います。

今回、コロナ禍の中で、私どもも受け入れられている会社にいろいろお話を聞きますと、まず、現地でのPCR体制の問題、国内に入ってきてから2週間とかの隔離の問題、来る際も、その他コロナ禍の中で様々な問題が発生していると。当初はこの月に来るところが、2か月遅れて入ってくるようになったとか、そういった実態はお伺いしながら把握しているところでございます。

【川崎委員】これはコロナのことでしょうか。何か、日常的なことのように見受けられますが、30番です。

【吉田漁業振興課長】失礼いたしました。30番、適正な待遇を確保するといったところをこちらの組合として行政の方に求めていると認識をいたしました。

まず、特定技能につきましては、現在のところ国内で働かれている方と同じ待遇で受け入れなければならないというように法律の定めがなされております。これは就労受け入れでございます。

技能実習につきましても、様々な会社の方も特定技能と同じように、来られる外国の方にきちんと配慮をしながら受け入れているのが本県の現状であると理解をしております。

【川崎委員】そうしましたら、県内で特別に大きな問題が発生していないということの認識でよろしいですね。

今後も、外国の方のお力をおかりしないと、やはり国内の漁業、長崎の漁業の振興もなかな



か難しいところもあるかと思しますので、しっかりと目配せをしていただきながら、ご配慮いただきたいと思います。

いま一度、特定技能の方が、今、長崎に何名とおっしゃいましたか。再度確認です。

【吉田漁業振興課長】 特定技能の方は16名でございます。

【久保田委員長】 陳情書について、ほかにございませんか。

【吉村委員】 重ねてになるので、どうかと思うんですが、今、話を聞いていて、佐世保市の陳情のこの水産種苗施設の改修等に対する支援で、計画事業は21億7,300万円と書いてあるんですが、このうちの細部がわかればお知らせいただきたいと思います。改修、新設、どういうふうになっているのか。もう元年から事業は始まっとっちゃけんか、わかっとるでしょう。補助対象の補助率、大体県が出そうと思うとらんけん、いっちょん考えとらんかね。

【久保田委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時15分 休憩

-----  
午前11時16分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田水産経営課長】 全体の中で防衛省の事業の方で9億9,400万円、これにつきましては補助率が3分の2となっております。

水産庁の事業利用を考えておられますのが、2億5,800万円、これについては国費2分の1でございます。

残りの8億8,000万円程度は佐世保市が単独でというふうに計画を立てられている状況でございます。

【吉村委員】 よくわかりました。当然、佐世保市は自衛隊とか米軍とかあるので、防衛施設周

辺対策補助金とか、そういうのを使う78条というのがあるんですが、それと水産庁、これは国から費用を持ってくるというので、それは佐世保市の努力ですよ。

例えば、さっきの話を聞きよったら、防衛省の補助事業も使えるのでとか、そういう言葉がちょこちょこ出てきよったもんだから、それはそれで国からくる金だけけんか、佐世保市が8億8,000万円ということになるわけですが、結局これが防衛省だけで出るなら3分の2の補助率と考えると、せめてこれを防衛省と水産庁と合わせたところで、水産庁のやつを3分の2に引き上げるぐらいに県が上乘せ補助をしてやるというぐらいのことを、ここでやりよる事業の中身を考えると、やっぱり考えるべきじゃないかと。さっきは考えてもいいんじゃないですかぐらい言いよらしたけど、考えるべきと思うわけよ。だから、そこは前向きに、もう事業が始まっておるんだから、検討を加えて、一応少なくとも2分の1になるぐらいの県の上乗せというところを目指して検討を進めていただきたいと思います。んですが、いかがですか。

【岩田水産経営課長】 現状で国費が2分の1です。それにつきまして、先ほど全庁的に平成29年度から県費の継ぎ足し廃止とはなっておりますけれども、今回の事業につきましては額もちょっと大きいというところがありまして、個別に少し検討をさせていただければと思っております。ただ、なかなか難しい状況にはございます。

【吉村委員】 最後の一言を言わんならよかったのとなるやろう。目標設定は、あくまでも、私が言うのは設定だけど、先ほどから聞いとるとあまり前向きな答弁じゃなかったから、ついつい言うてしまわんばごととなつとやけど。こう

いう大事な事業で、水産関係も長崎県の大きな産業の一つなんだけど、それを佐世保市がこうやって、金額が大きいからとかじゃないのよ。金額には関係なくて、県の姿勢を示してやらんといかんのやけん。そういう意味で早急に積極的に検討を進めるようお願いしておきます。

【久保田委員長】ほかに陳情についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことにいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は、11時30分といたします。

-----  
午前11時20分 休憩

-----  
午前11時29分 再開  
-----

【久保田委員長】 それでは、再開いたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はございませんか。

【川崎委員】 では、通告の分についてお尋ねいたします。

先ほど外国人の漁業者に関する人権擁護という角度で陳情もあって、様々お尋ねをいたしましたが、先ほど特定技能だったり、技能だったり、そういった形で就労されている方以外にも多くの方がこの長崎にお見えになってお仕事をされるというケースもあろうかと思えます。

そういった中において、今現在、コロナの問題で、新たに入国をされた方に関しては非常に厳しい規制もしながらやっているとは思いますが、そういった中において、この就労者についてはいろんな形で国内に入ってこられてお仕事を

をされるんだらうと。そう考えますと、このコロナ対策というのがどうなっているのかということについて疑問もあるわけでございます。

特に、政府が、11月までに希望者には接種を終えたいとする中で、そういった外国人漁業就労者に対して、このワクチンが行き渡るのかどうか、非常に疑問に思うわけでありますが、まず、こういったことに関して県の認識をお尋ねいたします。

【佐古漁政課長】 外国人の乗組員関係のワクチン接種でございますけれども、漁業形態はいろいろございますが、例えば沖合漁業等、多くの乗組員が漁船に乗り込んで、閉鎖された空間の中でかなりの長い日数操業を続けるという形態もございます。そうした時に、万が一、船内で感染者が発生するということになりましたと、もちろん代替の要員もすぐ手配できるわけではございません。漁業の生産活動というのがストップしてしまうという状況も考えられます。

ですから、一般の事業所よりも、なお一層感染防止対策というのには留意をしていかなければならないというふうに思っています。

その中で、やはりワクチンの接種というのが切り札になるというふうに考えておりますので、外国人のワクチン接種が円滑に進みますように、水産部の対応としましては、接種券の発行というのは地元の市町が権限として持っておりますので、具体的な例で申し上げますと、長崎市内の沖合漁業については私どもも県の福祉保健部と情報共有、連携をしながら、長崎市に対して接種券の発行というのをお願いしたところでございます。現在、長崎市において検討をいただいているということでございますので、タイミングの問題はあろうかと思えますけれども、最終的にはワクチン接種ができる状況になるとい

うことを期待しているという状況でございます。

【川崎委員】いわゆる居住されている方、つまり接種券がきちんと自治体から発行される外国人漁業者については、時期がくれば、それはいずれ接種できるんでしょう。

今、説明いただいた方については、恐らく今から長崎に来てお仕事をされる方のことかと思っております。その辺、長崎市にも働きかけをしながら、発行していただくよう働きかけをされているということでありましたが、少し具体的に、11月までに終えようとしている中において、今後、どのようなことが今計画をされて、つまり接種券の発行対象にならない、なっていない、そういった漁業者が、今後どのような形で長崎で就労をしていこうとされているのか。11月というところも念頭に入れながらご説明いただきたいと思います。

【佐古漁政課長】現時点で全体的な計画というものを立てているという状況ではございませんけれども、個別のご相談をいただいた案件については、水産部としまして、しっかり外国人の方を含めてワクチン接種が可能になるように、それぞれの市町に対してお願いをしたうえで実現できるように取り組んでまいりたいというふうには考えております。

【川崎委員】たればの話であってはいけません、仮に長崎市で、恐らく国に対しても様々な確認をされながらやっておられるんだらうと思いますが、まさに接種券が届いてはじめて接種につながるということ、そういった認識であったんですけども、仮に接種券が届かない場合、恐らく隙間にはまっているところがあるんじゃないかなと思うんですね、制度にのっかってなくて隙間にはまっているのが。そういったことから、この長崎の漁業を守る。もし、様々

な港とかでそういった問題が発生すると、大変主要産業に大きなダメージを与えるわけですし、そこは接種券を待って、それはくればいいですよ、くればいいですけども、そうじゃない時にはどのような対策をとっていくべきかということとは真摯に検討しておくべきことだろうと思うんですが、その辺についての県の見解を確認いたします。

【佐古漁政課長】委員がおっしゃられた隙間の部分ですね、ここにつきましても国が示しておりますQ & Aの中でも、市町の判断で接種券というのは発行が可能という考え方を示されておりますので、私ども水産部としても、それぞれの市町に対して働きかけ、もちろん働きかけをして終わりということではなくて、その結果をしっかりとフォローしながら、漏れる方が出ないように、万が一、生じた場合の影響については私も委員と全く同じ考えでございますので、そういうことが生じないようにしっかり取り組んでまいりたいというのが今の考えでございます。

【川崎委員】同じ思いということでは共有をいたしますが、万が一ということも考えてやっていただければと思うんです。これはもう福祉保健部の範疇ではあるんでしょうが、この長崎県が設置した大規模接種会場においては、県の優先接種の規定に基づいて、接種券がない方にも予備があれば、余裕があれば、それぞれの団体、協会とかにご紹介しながら接種をしている状況があります。そういったところも横断的に少し相談をしながら進めていただければと思うんです。

いずれにしても、私の思いとすれば、まず長崎の漁業を守るんだということをしっかりと皆さんも考えていただいて、最善の策をとって

いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、コロナ禍における水産物の需要低迷対策ですが、一般質問にしる、先ほどの部長説明にしる、随分説明は聞いておりますので、努力をしていただいていることについては敬意を表しますが、いま一度、もうまとめて結構ですが、全体的な対策、取組についてお尋ねをいたします。

【渡邊水産加工流通課長】 コロナについては、先ほど部長からも話があったように、この影響によってインバウンドの減少、輸出の停滞、外食需要の減少ということで大変影響を与えて、水産物の価格が低下する等々の被害があったところでございます。

これについては、昨年からずっとこういう影響を受けて、養殖業について滞留するところを何とか流そうということで新たな事業を立ち上げて実施し、また、この水産物のPRや新メニューの開発、そのようなものを行いながら、また、保管・調整等の事業を行いながら、何とかこの難局を乗り越えていこうということで進めてきたところでございます。

ただ、現状として、再度こういうふうな緊急事態宣言というのも出された中で、一時的には少しずつ戻りつつはあったんですが、また価格が低迷してまいりまして、令和元年と比較すると、やはり天然魚の高級魚については2～3割、一般魚についても、この時期になって1～2割の影響を及ぼしているということが価格の動きを見て出ている状況でございます。それに対して、しっかりとまた補正等を使ってやっていきたいということで考えております。

【川崎委員】 完全収束をしておりませんので、これまで打っていただいた手、さらにもう少し

長期化するということも念頭に置きながら対策を講じていただきたいと思います。

そういった中で非常に期待されるのはインターネット販売、これも取り組んでおられるということは承知をいたしておりますが、このインターネット販売の現況と申しますか、状況がどのような状況か、お知らせいただきたいと思います。

【渡邊水産加工流通課長】 ネット通販については、昨年度も国の事業を使いまして、水産物国内流通促進緊急対策事業という事業でネット販売の事業を行ってきたところで、養殖業者、漁協、県漁連等が取り組んで、送料の無償化を含めてネット販売、ホームページを立ち上げて実施してきているところでございます。

6業者の方々が取り組んで、中には、2業者の方々はこれまでの5倍以上の効果が出たということでお伺いしているところでございます。

【川崎委員】 インターネット販売、ネット通販は、非常に期待が持てるところであろうかと思ひます。いろんな事業者が取り組んで、これを活用して活性化できるように、さらに支援をしていただきたいと思います。

そういった中で、魚と言えば長崎ということですから、その辺の仕組みが整えば、私はかなりの広範囲で需要があるんだろうと思ひます。その中で、他県もいろいろ取組を一生懸命やっていくはずなんですな。

そういった中で、さらにそれを上回る、価値を高めて上回って取り組んでいくという意味では、いろんな深化が必要なんだろうと思ひますが、そういった中で、やはり長崎は鮮魚ということで、鮮度を保つということについても一生懸命取り組んでいただきたいと思いますというところでありますが、この鮮度の保持を中心とした長崎鮮

魚の価値、維持向上、そういったものについての取組をご紹介いただきたいと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】付加価値向上の取組の事例といたしましては、まず、下五島の方では五島メの匠というような制度をつくりまして、血抜きとか神経抜きとか冷やし込み、そういったことの実技講習を受けた生産者を認定する形にして、それでもって五島産の魚の鮮度向上であるとか、PR、イメージアップとか、販売の体制の強化といったところに取り組んでおりますので、そういったところを県としても支えているという状況でございます。

また、松浦の魚市場におきましては、平成28年度から昨年度にかけて、高度衛生の閉鎖型の施設を整備しておりますけれども、その中で獲ってから出荷するまで、全てを高度衛生の管理のもとにやっていくという形で、特に温度管理の徹底のためにシャーベット氷などを導入いたしまして、そういったところの取組にも支援をしている状況でございます。

【川崎委員】ぜひそういったところもアピールポイントとしてしっかりと訴えていただくと、また売上向上につながっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に真珠の養殖についてお尋ねいたします。

部長説明でもあった内容であります。長崎県は真珠振興計画というものを2019年度から9年間の計画として策定をされていると承知をいたしております。

真珠生産額は、平成15年が81億円あったものの、リーマンショックで低迷をして、その後回復はしたものの、平成28年が52億円ということが振興計画に記載されておりました。県内の海面養殖生産額の17%も占めると、非常に重要な産業であると認識をいたして

おります。

そういった中に、平成26年が50億円という売上に対して、目標を2027年（令和9年）までに74億円に上げていくという目標が示されています。

こういった中、コロナ禍で入札会が中止になった時期もあって、生産量が前年並みだったけれども、生産額は前年を下回ったという報告も先ほど部長説明にあったわけですが、今現在、どのような状況にあるのでしょうか。このコロナ禍においてこういった状況にあるのかお尋ねいたします。

【渡邊水産加工流通課長】真珠につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、真珠の振興計画を作成して、しっかりと生産額を上げていこうということで進めておりましたけれども、当然コロナの影響で、委員ご指摘のとおり入札会が一昨年から中止されて、真珠は入札会がないとお金が入らない。これが入らないと運営経費が出てこないということなので、それが非常に大きな影響を及ぼしたということでございます。

その間、様々な真珠組合、対馬、長崎にございますけれども、その真珠組合が運営資金等の支援を行って、何とかその経営を支えながら進めてきている中で、昨年の年度末から、3月頃から入札会が始まりまして、今年度の6月までやっと入札会が行われて、何とか入札でのお金をいただいて運営が回るようになってきたという現状でございます。

ただ、やはり非常に品質、2級品と言われるようなものについては、なかなか価格が上がらないと。これは海外での消費が非常に真珠というのは大きいものですから、外国全体がコロナにより宝飾品として購入するという意欲がなか

なか進まないという中で、やはり価格を上がらないという現状で今進んでいるところでございます。

これに対しては、しっかりと支援というか、技術的なところから、またそういう資金面の方から、様々な支援を行ってこの難局を乗り越えていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】最後におっしゃった支援ですけれども、もう少し具体的に、これもかなり頑張らないと振興計画どおりにはいかないでしょう。そういった意味で、より具体的な支援対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

【渡邊水産加工流通課長】生産の安定と品質向上を目指して、当然、対馬の真珠組合、長崎の真珠組合等と色々な議論をして、技術的な面だけではなくて、施設の整備や漁場観測等の機器を入れて、漁場の環境を見ながら技術をよくしていく、生産の状態をよくしていくと、そういう面でしっかりと支援を行っていかうということで考えております。

当然、今後も、国、関係団体とお話をしながら、生産基盤の強化、技術的なサポート、経営指導等について支援をして、この計画の目標達成に向けて進めていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】よくよく生産者の方と協議をして、成果が上がる対策を講じていただきたいと思います。

そういった中で、今、漁業者も担い手がなかなか厳しい状況になっているという中において、この真珠養殖の世界もどうなのかということも確認をしたいところでありますが、どのような形で人材確保、育成、そして非常に歴史的にあるこの産業を、どう守っていくのかお尋ねをいたします。

【岩田水産経営課長】真珠の養殖業者全体の数につきましては、漁業センサスで見るとやっぱり減少傾向にございます。ただ、担い手の状況につきましては、先日、対馬と長崎の真珠組合の方にお聞きしたところ、幸い8割方は後継者が確保できていると。やっぱり技術の継承をその経営体の中でしっかりやられているところはきっちり残って、跡取りの方もいらっしゃるということでお聞きしております。

それから、特に対馬なんかは、真珠の青年部活動とかで皆さん切磋琢磨しながらやられていますので、かなりいい状況ではないかと思っております。

【久保田委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

-----  
午前 1 1時 5 1分 休憩

-----  
午後 1時 3 0分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

午前に引き続き、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はございませんか。

【堤委員】私の方から2点お尋ねします。

長崎県水産業就業支援フェアということで、先月、文書をいただいていたけれども、7月1日開催ということだったので、昨日実施されたと思いますが、どういう状況であったのか、お尋ねします。

【岩田水産経営課長】昨日、長崎鶴洋高校で午後開催させていただきました。県内の高校3年生、4校から、ほぼ鶴洋高校の生徒さんなんですけれども、48名参加いただきまして、出展団体は沿岸漁業、大中型まき網など23団体から来

ていただいて、それぞれ説明をしていただきました。

【堤委員】昨年よりも参加者は少なくなっているのではないかと思いますけれども、そのあたりの事情というのはどういうことなんでしょうか。

【岩田水産経営課長】昨年は、3年生が72名参加されていたんですけれども、今年は四十何名ということで、少し減っているところですが、その理由まで分析できておりません。申し訳ありません。

【堤委員】このフェアは、水産業界への就業を促すということでのフェアと思うんですけれども、毎年、本県の高校新卒者で漁業や水産業界に就職している数というのはどのくらいあるんでしょうか。

【岩田水産経営課長】新規に漁業に就業していただいた方については、我々の課の方で聞き取りをしている中では、令和2年度は180名が新規に漁業に就業していただいております。

【堤委員】そうしますと、フェアに参加をした生徒さん以外でも、県内のいろんなところで就職をされているということですね。

それから、昨日の出展事業者の中に、雇用ではなくて独立して漁業を行うような中身の方もあったように思いますけれども、その辺の状況というのはどういったことでしょうか。

【岩田水産経営課長】先ほど、私が180名と申し上げましたけれども、それは県内の漁業に入った方で、高校生に限ったものではございませんでした。申し訳ございません。

昨日、一般の漁業へのというのは、例えば五島の漁業伝習所というところでは、一般の漁業者も募集して、どなたかの、例えば一本釣り漁師さんの弟子に入って研修をすると、そういう

ところの紹介をされていると。自分の会社に入るのではなくて、例えば五島市にはこういう漁業がありますと、一本釣りに興味があるようでしたら、誰か紹介いたしますので来て修行をしませんかというような紹介をされているということでございます。

【堤委員】そうしますと、五島ならば五島の漁業者のところに弟子入りをされませんかという、そういうお話なんですね。

先ほど、高校生以外も含めての180名の新規参入ということでしたけれども、高校新卒の数とかは把握されていないんでしょうか。

【岩田水産経営課長】そこは後で調べさせていただこうかなと思っております、180名の中の高校生ですね。

少し話があればなんですけれども、昨年、同じようにフェアをしております。そこに来た高校生が、先ほど72名と申しましたけれども、そのうち14名は県内の水産業界に実際就職をしていただいていると。その14名のうち12名は、このフェアの出展業者に就職をしたというような実績が上がっております。

【堤委員】そうしますと、昨年の72名のうち14名が水産業界に従事して、フェア参加者が12名だったということは、このフェアの意義というか、非常に大きかったのかなと思います。

長崎鶴洋高校というのは、県内で唯一水産科がある高校ですけれども、私も高校のホームページを見たら、就職者のうちで漁業・水産業界というのは3番目ぐらいに多くて、過去のもので見たら工業・造船業が23%、食品・調理販売が17%、その次が漁業・水産業界15%、あと商船・海運が13%ということで、必ずしも水産業界関係の就職が多いわけではないということ。それから、大学や専門学校への進学も、3年生の中で3

分の1ぐらいいはあっているということですが、水産県長崎として、唯一の水産科がある高校ということで、将来の長崎県の水産業を担う人材の育成ということでは非常に重要な学科であり、重要な任務を担っているというか、そういうことではないかと思っています。

今、本当に漁業・水産業に新規参入というのは減ってきている状況ではありますが、やはり新規の漁業者の確保に向けて、これからも取組を進めていただきたいと思います。

それから、もう一点、漁業取締船と調査船のことについてお尋ねをしたいと思います。

あんまり記憶には残ってなかったんですけども、最初の委員会の概要説明の時に取締船については説明をされたということです。これまで5年間の達成状況ということで、その取締船と調査船について108ページに触れてあったんですけども、まず、漁業取締船についてお尋ねしたいんですが、わからないことばかりなので、初歩的な質問になりますが、水産庁にも漁業取締船というのがあると思うんですけども、水産庁の取締船と都道府県の取締船のすみわけというのはどんなふうになっているんでしょうか。

【尾田漁業取締室長】まず、国の取締り機関には水産庁と海上保安庁がございまして。

まず、県の取締室の主たる取締り対象でございますけれども、これは県が許可をしている漁業を操業する漁船で、主に長崎県の沿岸域において日帰りで行える沿岸漁業、あるいは2日から3日で行われる中型まき網漁業などの一部の沖合漁業で、大体船の大きさとしましても20トン未満の漁船が対象ということになっております。

一方、国の取締り機関である水産庁の主たる対

象は、国が許可をしている、漁場が県境を越え広範囲にわたる沖合漁業や、長い日数をかけて行われる遠洋漁業で、船の大きさも20トンを超える大きな漁船が対象となっております。

海上保安庁は、県及び国が許可をしている漁業をとともに対象としておりますが、海上保安庁は漁業だけじゃなくて、海難事故とか密航とか、海上安全等の多岐にわたる業務を行っているということでございます。

また、外国漁船の取締りについては、国の取締り機関が行うことになっておりまして、県の取締船が外国漁船の違反を発見した場合は、国の取締り機関へ通報するというような対応をとっているところでございます。

【堤委員】県の取締船は、沿岸、日帰り、長くて2~3日、20トン未満、中型まき網などまでということで、県をまたぐような広い部分については水産庁の取締船が担当しているということですね。

この県の取締りの海域というのは、どのあたりになるんでしょうか。

【尾田漁業取締室長】海面には、陸域のように都道府県の明確な区域はございませんが、本県の取締船が哨戒をしている海域としましては、壱岐の東方から対馬沖合、そして五島西方、男女群島周辺、五島灘の南方、そして有明海までを範囲として取締り活動を行っております。

しかしながら、漁業には様々な種類がございまして、例えば長崎県と福岡県がそれぞれ許可を出しているイカ釣り漁業は、海面を有効に活用するために、関係県の間で協定を結んでおりまして、沖合では相互入会の操業を行っているという実態がございまして。

このような実態から、水産庁による県の取締りの範囲の見解につきましても、漁業全般につ



いて範囲を決めることは漁業の特殊性により問題があるので、個々の漁業の実態に照らして妥当な解決を図るのが望ましい。また、各県の地先海面であると考えられる部分の外側、沖側につきましては、これを共同に操業し得る海面として使用されるのが妥当という見解が出されております。

よって、このようなことから、本県の漁業取締りは、様々な漁業種類毎の操業区域を勘案しながら取締りを行っているということでございます。

【堤委員】事前にお尋ねした時に地図もいただいたんですけども、今、ご説明を聞いても言葉だけではなかなか頭に入ってこないところがあるんですが、個々の状況に応じて対応するというか、ある程度の範囲は決まっているけれども、相互入会のところがあるということですね。

それから、昨年12月に施行された改正漁業法で、取締りについても厳罰化されたのかと思うんですけども、県の漁業調整規則も改正をされていると思います。そういった取締りに関しての影響というのはどういうふうになっているのでしょうか。

【尾田漁業取締室長】漁業法の改正は、平成30年12月の臨時国会で成立し、令和2年12月に改正漁業法が施行されております。

その中で、今委員からありましたとおり、まず、組織的な悪質な密漁が行われているナマコ等については、罰金の上限が3,000万円と個人に対する罰としては最高の罰金が設定されております。

また、無許可操業や禁止漁業、あるいは許可の制限条件内容の違反も、罰金の上限が、今までは10万円から200万円であったものが300万円となっております。

また、知事許可漁業の許可につけた制限条件違反も、今まで10万円だったのが30万円ということで、罰則が引き上げられております。

これら罰則が強化されたことにより、今後、密漁の防止効果が高まるものと期待しているところでございます。

このようなことから、取締船の哨戒活動において、これら罰則が強化されたという水産庁がパンフレットをつくっておりますので、そんなパンフレットを直接取締船から、たも網を使って漁船に配って、こういうことで罰則が強化されていますから違反等はしないようということでは法令順守の指導を実施しているところでございます。

【堤委員】本当に規則を守って操業している漁業者が迷惑をこうむったり被害を受けたり、あるいは水産資源が不当に密漁されたりということがないように、取締りもだんだんに検挙数は低くなっているというか、改善をされているようなデータがあるようですけども、実際のところ、やはり今回の罰則・罰金が厳しくなったということでの影響というのは、いい方の影響は出てくると思うんですけども、これまでの中での検挙の件数とか、いろいろなところの変化をしてきたというのは、どういったことによるものかお尋ねします。

【尾田漁業取締室長】今、ご質問がありました違反情報と検挙件数の推移でございますけれども、10年前の平成22年と令和2年と比較しますと、違反情報件数は92件から42件と46%までとなっております。また、検挙件数につきましては、平成22年が28件だったものが、令和2年は5件と18%までそれぞれ減少しております。

この違反情報、検挙件数の減少について、その原因は何かということですが、これだという

特定はできておりませんが、推測の一つでございますけれども、平成20年から24年にかけて、ウォータージェット高速船3隻を建造しまして、暗視カメラ等の高性能の機器を装備した速力40ノット以上、時速にすれば80キロ以上の高速取締船を毎日1隻以上、常時出動させる体制が確立されたことが一つの要因になっているんじゃないかと思っております。

ただ、一方で、最近の漁業取締室に届く違反情報の内容を分析いたしますと、沿岸近くのアワビやサザエ等の潜水器密漁などの情報は減少しております。また、一方で、沖合域の底びき網やまき網などの情報は依然として多く寄せられているという状況でございます。

また、検挙した漁船の実況見分、装備等を確認するんですけれども、そうすると、高性能レーダーを搭載しているという事実もございます。

このようなことから、違反情報、検挙件数の減少の原因の一つとしましては、これら漁船の航海能力の向上に伴って、より沖合、より広範囲へ出漁が可能になったことによって、県の取締船のパトロールの監視の目がなかなか行き届きにくくなっているのではないかと。それと、またレーダー等の性能向上により、取締船が察知されやすくなったのではないかと考えているところでございます。

そのようなことから、その対策としましては、違反情報を精査して、パトロール内容を評価、改善による重点取締海域の設定等を行って、そこでの取締り、あるいは沖合海域を主として取締っている水産庁や、あるいは海上保安庁と連携による取締り対応を行っているところでございます。

さらに、漁業取締船の乗組員を警察学校等へ短期に入校させて、警察官の方々と一緒に捜査

の実践を学ばせるなどして、取締り能力の維持向上に努めているところでございます。

【堤委員】 不法な操業をする人たちに対して、それを上回るような取締りをしていかないといけないということで、日々、様々なご苦勞をされていると思っておりますけれども、今後とも効果的な取締りに取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、取締船と並んで調査船の効果的な運航体制の検討ということで書いてある中に、調査船を平成21年進水、令和元年度から1隻での調査体制に変更しましたというのがあるんですけれども、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

【中村総合水産試験場長】 水産試験場では、平成30年度まで調査船2隻を保有して海洋調査に当たっておりました。

現在残っているのが、99トンの大型の調査船「鶴丸」と申しまして、乗組員10名、沖合域や水深200メートル以上の深海での調査や試験ができるようになってございます。今、本県の調査の中心となっております。

一方で、この行革プランの中で削減した調査船は「ゆめとび」という名称で、調査船としては小型の19トンの船でございまして、大きめの沿岸漁船と同等の大きさです。主に内湾とか浅い海で、環境調査や漁業技術の改良の実証等に使ってきたところでございますが、この効率化の対象となった理由といたしましては、資源管理の推進というのが最近重視されてきてまして、能率的な漁法とか、漁業技術の開発試験という機会が減少してまいりましたのが一つ。それから、漁船そのものも大型化をして速度も速くなってきておりますので、例えば調査船は実は余り船足が速くないものでございますので、例えば漁船を使った方が効率的に行われる場合

も増えてきたということがございます。一番大きな理由としましては、この小型船は既に17年経過して、耐用年数が12年のところ、5年以上経過をいたしましたので、老朽化も進んでいたということもございまして、1隻体制という格好で、調査の一部は漁船借り上げを行って進めていくということにしたものでございます。

【堤委員】説明ありがとうございます。1隻体制になっても、調査は問題なくて、そして、必要に応じて漁船を借り上げて調査を行っていくということですね。そういうことで、経費の削減であったり、様々なところが改善をされているということですね。わかりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【山口(初)委員】それでは、通告をいたしておりました地球温暖化に伴う漁業、漁場環境変化についてということでお尋ねをいたします。

これは毎日新聞の記事で、いわゆる地球温暖化の関係を記述されているんですが、1の重みが全く違くと。温暖化で不漁、魚種の分布域が変化していると。魚が捕れないのは、地球温暖化が一因と。政府が気候変動を意識した漁業対策の策定に本格的に乗り出す。乱獲防止が主眼だったこれまでの水産行政から転換をし、地球温暖化を見据えた対策づくりに軸足を移すと。あらゆる産業セクターで温室効果ガス削減を求められる中、漁業の世界でも脱炭素が加速しそうだという記事でありますけれども、このことを水産部としては、長崎県としてどのように受け止めて、どのようなことが必要であるか、マクロ的な話になってくるんですが、お尋ねをしたいと思います。

【中村総合水産試験場長】ただいま、山口(初)

委員からご説明がありましたように、気象庁の資料を見ますと、九州の西方海域を含む東シナ海の北部の海面水温というのは、令和2年度までの最近の100年間で1.25度ほど上昇をしているというふうにデータが出ております。

先ほどもございましたように、国の方でもこういう対策の検討を開始したところでございます。最近では、全国的なサンマ、サケ、スルメイカの漁獲減少というのが問題となってございまして、国の方で不漁問題に関する検討会というのを設けて、令和3年6月に報告書が出されたところでございます。

その中には、従来捕れていた魚が捕れずに、捕れていなかった魚が捕れる状態が続くということは、これは温暖化や海洋環境の変化などに起因する資源の変動だろうと見られるというふうにしておりまして、今後も継続していく可能性があるものというふうにしております。

本県の場合は、今のところ漁獲物の構成が大きく変わるというような状況ではございませんけれども、漁獲量がスルメイカのように減少しているものがあって、それらを対象としていた漁業者にとってはやはり影響がございまして、これから長期化するのではないかという懸念もいたしているところでございます。

ただ、一方では、南方系の魚類がちらほら見えると、生息域が拡大しているというような可能性もあって、例えばクエだとか、アカハタだとか、シイラといったものがまとまって捕れるといったような状況も見られておりまして、これらを狙って操業される漁業者も出てきているというふうに聞いております。

長崎県の沿岸漁業は、ご承知のとおり多種多様な漁業が営まれておりますので、水産試験場でも環境や対象魚種の変化に応じた的確な漁場

の選択とか、複数の漁業種類の組み合わせができるように、漁海況情報の提供とか漁業技術の改良などで対応していきたいと考えてございます。

【山口(初)委員】 お聞きしたいことは、大方ご答弁いただいたようなんですが、少しお尋ねをします。

先ほどもおっしゃったように、いわゆる日本近海の海水温が上昇する。そうすることによって、それが漁獲量に影響すると言われておりますが、今、南方の魚がすみやすい環境にあるわけではありますが、北の魚はすみにくい状況になったと。ここ長崎の関係ではないんですが、サンマが捕れなくなったと聞くけれども、それぞれ近隣国の乱獲だけではなくて、こういう環境変化が影響しているのではないかとされているわけでありまして。長崎県の漁獲高については報告にもありますけれども、海面漁業全体で2.5万トン、マイナス9%減少している。それから、養殖が2.2万トン、全体で10%は減少しているということを記載してありますけれども、具体的な近海漁業の影響を、いま少し魚種を含めた状況について教えていただけますか。

【中村総合水産試験場長】 もう少し詳しい温暖化の影響ということでございますが、例えば全国では、ブリやマグロの分布域や回遊経路が変化しています。北海道でブリが捕れるようになったというようなこともございます。

それから、これは全国的に藻場を構成する種類が変わってきたということも言われています。

それから、本県の周辺でいきますと、例えば有明海では南方系のナルトビエイというのが入ってきて、アサリやカキに食害が発生しているということもございます。

それから、イスズミとかアイゴなどの海藻を

食べる魚の活動が活発になり、その活動も長期化して海藻がなかなか戻ってこないといったような状況があると聞いております。

【山口(初)委員】 近海の漁業の影響についてはそういう状況だと思っておりますが、遠洋漁業についての影響というのは、この長崎県には直接影響はしてないんでしょうか。

【中村総合水産試験場長】 長崎県にもサンマを中心に捕っておられる漁業者もいらっしゃいますし、その方は東北での操業に影響があると思えますし、それからサンマも実は長崎周辺まで、やせたサンマになりますが、下ってきて定置網に入って、例えば缶詰の材料なんかにも使われているということもございますので、そういった影響も長崎にはあるんじゃないかと思っております。

【山口(初)委員】 一般的に海流の関係なんでしょうけれども、あるいは温暖化の関係なんでしょうけれども、漁業にとって南の方が今ちょっと厳しいと言われて、北の方はいいということ言われているんですが、長崎県の漁業の操業者、いわゆる経営体の変化というのは、ここ近年どういう状況になっているんですか。

【岩田水産経営課長】 地球温暖化の影響による経営体がどう変化したかということまで今把握しておりませんというか、実態として何かが変わっているというのは、表には現れていないところです。ただし、今後、温暖化等で魚種が少し変わってきた場合はその魚を捕った方が、組み合わせてやった方がいいよねというようなことがあれば、それに必要となる機器などは、水産部の方で支援を、個人の漁獲のための装備を支援して、漁業の多角化によって南の方の魚も捕るように、経営的には支援をしていこうとは思っております。

【山口(初)委員】九州で言うと、大分あたりのサワラが非常に獲れにくくなったというようなことを言われていますが、そのことは温暖化が影響しているのではないとも言われているんですけれども、そのことについてはどう思われますか。

【中村総合水産試験場長】全体としては、確かに温暖化も影響は当然あるだろうと思っておりますけれども、例えばアジ、サバ、イワシといえますのは、これは長期的に変動をもととしている魚もでございます。そういうものでは、マイワシが増えてくるとカタクチイワシが捕れなくなるといったようなこれまでの現象もあるので、一概にそれが温暖化かどうかというのはなかなか難しいところはあるというふうに認識しております。

【山口(初)委員】わかりました。温暖化の話はちょっと抜きにして、長崎県全体の漁業の状況として、やはり漁業に携わる皆さんがどう変化しているかというのも極めて重要な部分ではないかなと思うんですが、要は漁業を主体とする経営体の近年の変化というのを、長崎県としてどのように捉えておられるのかなど。いわゆる将来のためにもそのことを、現実をきちっとつかんでおく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

【岩田水産経営課長】経営体の中で所得の状況で見ますと、例えば所得が300万円を超えるようなところは非常に少ないと。その代わり高齢化というのと相まって、所得が100万円以下という方が非常にたくさんいらっしゃる。そこにつきましては、我々としましては、例えば300万円の水揚げをされている方はもっと上の方を目指して経営計画をつくるなりして、もっと所得を上げていきたいと思いますということで、それぞ

れの所得階層ごとに所得自体を上げていこうというような施策を今頑張っているところでございます。

【山口(初)委員】私自身、水産業についてはちょっと疎い方なんですが、水産県長崎県ですから、やはりきちっと経営ベースをしっかりとしながら、長崎県の漁業を元気にしていくというのが皆さんの努めだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

非常にローカルの細かい話ですが、今、磯焼けというのをよく聞くんですが、この磯焼けと温暖化の影響、あるいはどういうふうにこの磯焼けを判断されているのか、お聞きしたいと思います。

【一丸漁港漁場課企画監】磯焼けに温暖化がどう影響しているかというお尋ねでございますが、先ほど総合水産試験場長の答弁の中にも少しそれに触れた部分があったんですが、委員が思っているいらっしゃるように、海水温の上昇によって藻場の衰退というのは影響を受けていると考えております。例えば、近年で言いますと、平成25年、28年ぐらいに夏場高水温があったわけですが、そういった中でアラメ、カジメが大量に流出するという現象が見られておまして、今、海藻が周年繁茂する四季藻場から、そういったものが減少して春から初夏のみに繁茂する春藻場に遷移するといったことが起きていたり、また、南方系の海藻の分布域の北上も見られております。

また、魚類の食害というものも顕在化しておまして、これも幾らか海水温の上昇に影響を受けていると思っておりますが、これが藻場の減少に大きな影響を与えているというふうに考えております。

【山口(初)委員】そういうことで、磯焼けは漁

業にとって極めて重要であると認識するんですが、これを防ぐ特效薬というか手法というか、そういうものにはどういうものがあるんですか。

【一丸漁港漁場課企画監】自然界のことですので、なかなか特效薬というわけにもまいりませんが、やはり対策はしっかりとっていく必要があると考えております。

私どももこういう水温環境の変化を受けて、こういった高水温に適応できる海藻種に増殖の対象種をシフトしていくということを考えておりますとともに、食害魚から藻場を守るためのいろんな対策をとっていかうとしております。

【山口(初)委員】いわゆる温暖化に伴う関係魚の漁業、漁場の環境変化もあると思いますが、日々、それぞれの漁業者との連携の中で具体的に手を打っていくというのも極めて大事だと思いますから、近未来の長崎県の漁業の振興のために、しっかり皆さん頑張っていたいただければと思います。

以上です。

【久保田委員長】ほかにありませんか。

【山本(由)委員】私の方から2点通告をさせていただきます。

1点目が島原市における浜の活力再生プランの実績と今後の所得向上対策についてということですが、その前に県全体の漁業所得の現状について確認をさせていただきたいんです。

先日発表された令和2年度の水産白書というのを見たんですけれども、この中で令和元年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は169万円と。これに漁労外事業所得を加えた事業所得が188万円となっていました。

同じく令和元年の海面養殖業を営む個人経営体の平均漁労所得は491万円ということで、去年から大分下がっていたりするんですけれども、

これを合計したというんでしょうか、沿岸漁家の平均漁労所得が216万円となっていたんですけれども、これを国と同じベースで比較をした本県の沿岸漁業漁家の平均漁労所得というのは幾らになっているのか、説明をお願いします。

【佐古漁政課長】今、山本(由)委員がおっしゃいました国の統計データにつきましては、都道府県別の数字が公表されておりませんので、私どもも手元にはないんですけれども、水産部としてはこれとは別のデータ、平成25年度から浜の活力再生プランという地域全体で漁業所得の向上を目指そうという事業ですけれども、ここに参加していただいている経営体の平均所得というものをフォローし、また、水産業振興基本計画の中でも指標にしています。

こちらの数字で申し上げさせていただきますと、令和元年度の実績として、県全体で212万円という数字になっております。これは前年比で89%ということで、若干1割程度減少しております。

また、先ほどの国の216万円につきましては、前年比で79%、約2割程度減っておりますので、浜プランの効果というのが、数字のうえでは見てとれるのかなというふうに私自身は認識をしているところです。

【山本(由)委員】水産庁では全国を出しているから、それぞれのデータは本来あるんですよね。あるんだけど、国を出しているから県の方はわからないという話なんですかね。

【佐古漁政課長】国が非公表の扱いをしておりますので、バックデータとしてお持ちであることは間違いはないかとは思いますが、これは以前ありましたセクションでも同じような話がございまして、ただ、国が持っております統計のバックデータを提供いただくというのが非

常に手続等大変な状況で、必ず提供いただけるかどうか分からないという、そういうもどかしいところはございます。

【山本(由)委員】 その辺はまた別の機会にご相談したいと思います。

本題に入りますけれども、この長崎県の令和3年度からの水産業振興基本計画では、海区毎に平成26年から30年の一経営体当たりの平均漁業所得額、これはさっき言われた浜の活力再生プランの参加者ということになると思うんですけれども、これと7年の目標額が掲載されているんです。当然海区によって大きな差があって、特に有明海地区については平均漁業所得が103万5,000円と、海区毎で見た時に一番低くなっていると。

県の方では、説明資料、先ほどありましたけれども、浜の活力再生プランとか県の地域別施策展開計画等で所得向上対策に取り組んでおられるんですけれども、一方で先月の11日の離島・半島地域振興特別委員会の中で、浜の活力再生プランの参加漁業者の県全体の平均所得は、平成26年から30年平均の239万4,000円に対して、令和元年は212万4,000円と減少しているんです。その中でも、島原市、雲仙市、南島原市の島原地域という括りでは、平成26年から30年の平均が101万5,000円、これに対して令和元年度は83万2,000円と大きく減少しています。

そこで、浜の活力再生プランは地域毎になると思うんですけれども、特に低いとなくなっています島原市における浜の活力再生プランの取組と実績、今後の所得対策、これは島原市の場合、多分令和2年度までが第1期だったと思うんですけれども、第2期に向けた所得向上対策についてお尋ねをします。

【佐古漁政課長】 島原市内での浜プランにつき

ましては、島原漁協の方で策定をされております。所得向上の目標につきましては、平成26年度を基準年としまして、一経営体当たり87万円のを令和2年度に97万円、伸び率で11%の増加という目標を立てておりました。ただ、残念ながら、令和元年度につきましては実績が71万円ということで、厳しい状況になっておりました。

所得が減少した要因ですけれども、地域の方に聞き取った結果で申し上げますと、海水温の上昇によるワカメの不漁ですね。それから、長期的な傾向ですけれども、ガザミの不漁といったものが減少の要因ということになっております。ただ、一方で、ヒジキの資源管理等に取り組んだ結果、水揚げが増加したといったような、一部で効果もあらわれているというのが現状でございます。

今後の対策につきましては、浜プランの中にも方向性を記載しておりますけれども、地元で今検討されていますのが、ガザミの加工、手軽に食べられるような加工ができないか。これで付加価値を向上させる。あるいはクルマエビの出荷調整を行うことで単価のアップを図る。それから、ワカメの生産拡大等の取組を検討しておりますので、県といたしましても、こういった地域の取組を、技術の指導等を含めましてしっかりバックアップしてまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】 わかりました。2点目もちょっと関連がありますので2点目の方にいきます。

島原漁協の経営改善計画についてということで、島原漁協につきましては令和元年に経営改善計画というのを立てているんですけれども、この初年度の実績が、今おっしゃったような部分も含めて計画を下回ったということ。それに

加えて、この計画の柱になっていましたジオアワビの養殖について、いわゆる令和の豪雨による海水塩分の低下ということで、主たる養殖場の方のジオアワビ8万3,000個が全滅をしたということで壊滅的な打撃を受けたこともありまして、従来の計画の達成が現実的ではなくなったということで、経営改善の変更計画書というのを策定されています。

ただ、この計画書というのを見ましたけれども、ほとんどが人件費であったり、経費の削減であったり、遊休資産の売却といったような、いわゆる経費を減らす方の計画で、収益を拡大させていくということについての具体的なものが見当たらなかった。むしろ、加工事業というのをやっていた部分を廃止したり、自營養殖の施設の廃止、縮小というものが計画をされています。

県では、アワビの養殖、被害対策については、昨年、アワビ種苗の購入費用の助成をいただいておりますし、経営改善に係る資金的な支援であったり、それから技術的な支援であったり、また、事務的な支援であったり、たくさんのご支援をいただいているんですけども、今回の経営改善変更計画について、特に収益拡大に向けた支援についてはどのように検討されて、どのように取り組もうとされているか、改めてになるかもしれませんが、もう一度ご説明をお願いします。

【佐古漁政課長】現在の島原漁協の経営改善計画でございますけれども、委員おっしゃるとおり、基本的にはコストを削減する、それから、組合員に対して増資等の協力を求めるという内容になっております。

今の計画を検討する途中経過の中では、いろいろな収益確保のための事業ができないかという

ような検討もなされたというふうには聞いておりますけれども、やはり新しい事業に取り組むに当たっては、イニシャルコストもございまして、その後のランニングコストもございまして、

そういう中で、その時点では収支の見通しを立てることができなかつたと。そういったことで今年の3月に、組合員総会で今の計画の了承を得たというのが状況でございます。

今の計画の中でも、来年度、令和3年度からは全体で黒字に転換をして、令和12年度に繰越欠損金を解消するという計画になっております。ですから、私の現時点の考えとしましては、まず、ここ数年、2～3年かもしれませんけれども、まずは足元をしっかりと固める、黒字転換にまずいっていただくということが最優先かなというふうに思っています。

ただ、一方で、島原漁協の組合長さんも、今後はいろんな事業をやりたいという強い思いも持っていていらっしゃると思いますので、少し足元を固めたうえで、じゃ、どういう展開ができるのか、県内のほかの漁協の優良事例等も参考にしながら、組合の方としっかりと相談をしながら、まずは地元でどう考えられるかということにはなりますけれども、そういう具体が出てくれば、水産部のいろんな支援制度がございまして、しっかりと支援していきたいとは思っております。

【山本(由)委員】島原漁協においても、今、漁政課長からお話があったとおり、組合長はじめいろんなアイデアは持っていていらっしゃるんですけども、なかなか具体化できてない。一つには高齢者の方が多いということもあったり、事務的な基盤が揺らいでいたりとか、あるいは後継者が非常に少ないという形で、やっぱり全体的にマンパワー、人的なパワーが足りないというふうに感じております。どうしても



目玉、先ほどの所得、これは漁協の経営もそうだし、組合員の所得、先ほどご説明があったみたいに70万円とかという所得は、今、高齢者の方で年金等、そういったところで何とかやっていらっしゃるのかもしれないんだけど、これからやろうとした時に、この所得はとてもじゃないけどできるような状態じゃないということで、今、島原でも100万円を超えていない方が3分の2ぐらい多分いらっしゃるんだろうなと思いますけれども、超えていらっしゃる方も、先ほどあった300万円を超えているかということ、ちょっとそういう状況じゃないだろうと思っています。

素人考えなんですけれども、島原市に魚を目的に観光客が来るようなお店というのが何店もあります。あと、昨年ですか、水産製品の品評会、県の水産加工振興祭の品評会で農林水産大臣賞を受賞している缶詰の製造会社があるわけです。こういったところも県内の水産物を使って缶詰にしていこうというのを3年ぐらい前から力を入れていこうとなさっていらっしゃいます。そういったところを何とか活用できないのかなと。

そもそも総合水産試験場であったり、振興局の普及センターであったり、そういった方もいらっしゃるだろうと、また、多分県には水産のアドバイザーという方もいらっしゃるかと思うので、そういった方のアイデアもご提案をいただいて、その中で地元の方からこれならやってみようかというふうな形で、もちろん自発的にまず地元の人が考えるのがそうなんですけれども、例えばこの海域ではこれが有望ではないのかとか、こういう取組があるんじゃないかということ、いろんな形で提供していただいて、それで少しでも上げていく、何%ずつ上げてい

くとかというレベルではないんじゃないかと思えますので、そういった目玉的なものを含めてアイデアを出すところからご支援をいただければと思いますけれども、再度ご答弁をお願いできますか。

【佐古漁政課長】委員おっしゃいましたように、島原漁協の正組合員、先ほど申し上げた浜プランに参加されている方の年齢構成で申し上げますと、65歳以上の方が75%、8割程度でございます。こういった年齢構成を考えますと、今いらっしゃる方ももちろんですけれども、外から新規就業で入っていただくというのも重要なかなと。別の漁協にはなりますけれども、令和2年、180名の新規就業者のうち1名が島原市内で新規就業しております。

もう一つ、私は少しチャンスではないかと思っておりますのが、新幹線の西九州ルートが開業すれば、今度、鹿児島ルートとトライアングルでの人の動きというのは少し太くなってくるんじゃないかと思っております。そのうえで島原半島というのが、そのトライアングルの底辺になります。熊本側からすれば島原市が入り口になります。例えば、数年後かもしれませんが、漁協に余裕が出てくるような状況になれば、観光産業との連携でお客様に地のものを食べていただくような場所を一緒になってつくるか、そういうことも可能性として十分考えられると思っておりますので、そういうことも含めてしっかりフォローしてまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】特に、去年、ジオアワビというのにかなり期待をされていて、先ほどの缶詰の会社も、その商品を出していたわけですね。だけど、こういう事態になってしまってなかなか、まだ製品化もできていないという状況があ

ります。ジオアワビ自体も第1養殖場がなくなったから、もう第2養殖場の方に特化していくという形で、思ったほどの生産量にならないんだろうと思います。

ただ、これ自体は特徴のある商品でもありませんし、これ自体も伸ばせるものなら伸ばしていただきたいし、ただ、これは全ての漁師さんに及ぶわけではありませんから、ほかの漁師さんたちにも及ぶような形でぜひご支援をいただきたいと思います。

最後に、水産部長、去年そういった被害の時にもご視察をいただいて、いろんなご助言をいただいていると思うんですけども、最後にご所見をいただけますでしょうか。

【斎藤水産部長】いろいろご意見いただきまして、大変ありがたいところでございます。

我々といたしましても、今年度から水産業振興基本計画といったものをスタートさせていただいたところでございます。この中に、特に環境変化に強い持続可能な水産業とにぎわいのある漁村づくりといったものを目標にしております。こういった水産基本計画に沿った形で、委員ご指摘のとおり、いろいろなアイデアといったものも取り組んで、島原地区をはじめ長崎県の水産の振興といったものを図っていきたくと考えております。

今後ともよろしくお願いたします。

【山本(由)委員】引き続きいろいろとご心配をおかけしますが、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

【久保田委員長】ほかに通告をされた方でご質問はございませんか。

【西川委員】委員会の説明資料や皆様の質問で大体のことはわかったんですが、コロナが言われ始めてからの魚種による生産高とか、また、

魚価の推移などについてお聞きしたいと思います。

実は、平戸市でもドル箱的な漁協の組合員さんたちが、もう捕ってきても安かったり少なかったり、「漁に行くといやばい」というような寂しい意見も聞こえるようになりました。そういう中で、コロナに負けないよう頑張ってもらいたいんですが、水産部として漁業者に対してどのようなエールを送っているのかを含めて、この2点についてお尋ねいたします。

また、対策と主な事業などは、先ほどの山本(由)委員の質問にもありました浜の活力再生プランとか、県の地域別施策展開計画などについて関連しますから、重複した分は割愛しても結構です。

【渡邊水産加工流通課長】コロナについては、もう何度もお話していますように、非常にこの影響が大きくて、価格は天然魚、高級魚については3割、2割、一般の魚についても1割、2割下がっているという状況で厳しいということでございます。

昨年から様々な補正予算を組んで事業に取り組んだところですが、まだまだ道半ばかなという状況でございます。

こういう中で、昨年度末の補正予算、県産水産物販売促進緊急事業等を起こして、今現在、この事業に沿って天然魚についてイベントを行うところについて支援を行って、魚の流通をよくしようということで取り組んでいるところでございます。今後も、そのような取組を続けて、もし、今後まだまだどのようになるのか、先が見通せませんけれども、その状況をしっかり見ながら関係業者、また市町、様々な方々と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【西川委員】海面漁業における、要するに養殖じゃない漁業における主な魚種の価格の推移など、わかっていたら教えていただければと思います。

【渡邊水産加工流通課長】天然魚でございますけれども、これは令和元年と令和2年の比較という形です。高級魚で言えばアマダイなどありますけれども、単価でいけば、令和元年が2,773円だったものが、令和2年度は平均単価で2,500円になっています。アカムツで言えば、5,307円だったものが4,988円、イセエビで言えば5,169円だったものが4,874円、タコ類でいけば1,137円が915円という形で、様々な魚種、挙げればいろいろありますけれども、やはり単価が下がっているなということでございます。

【西川委員】季節や自然界の変異にもよると思いますが、漁獲高、量はあんまり変わっていないんでしょうか。

それと、よく海岸に行って漁師さんにお話を聞けば、「もう燃油も高っかとばい」と、燃油の高騰についても言われるんですけども、実際、ここ2～3年の油代はどのような推移をしておりますか。

【佐古漁政課長】令和2年の生産量でございますけれども、委員会の冒頭、部長からもご報告申し上げましたが、本県全体の生産量としまして25万トンで、前年比で91%という数字でございます。

それから、これは漁協の決算が今ほぼ出そろっておりますけれども、漁協から報告いただいています地区内での水揚げ高、これにつきましても341億円、これは金額の方ですけども、341億円ということで、これも前年と比べますと85%でございます。

ただ、この現象が全てコロナの影響かという

と、なかなか難しい。例えば漁獲量が落ちた一番の要因は、全体の3割程度を占めていますサバ類が3割程度減少しております。こういったいわゆる多獲性の魚種になりますと資源動向にも影響されますので、一概に全てがコロナの影響ということとは言えないんですけども、おっしゃいますように私どもの方で5月末に漁協を通じて実施したアンケートでは、出漁控え、もう出漁しないという状況が発生している漁協が、県全体で64漁協ございますけれども、3漁協。その前に聞いた時はもう少し多かったんですけども、5月末では3漁協。あるいは、個別の漁業者からもいわゆる窮状、コロナを受けた非常に厳しい状況になっているということもお伺いしておりますので、コロナの影響というのはまだ継続をしているという状況かなとは思っているところでございます。

燃油については、今手元に単価までは私が持っていないんですけども、平成29年以降、上昇傾向にございます。A重油の平均価格で申し上げますと、平成29年が60円を少し上回る程度だったんですけども、平成30年と令和元年度が1リットル当たり80円前後で推移をしております。

令和2年になりますと、若干落ちて六十数円程度まで落ち着いてはおりますけれども、令和3年につきましては、その影響が出てこようかということを思っております。

【西川委員】私も組合長2～3人に聞いたんですけども、やはり10%以上20%漁獲高が減っているというお話を聞きました。まさに、その平均と合致するんですけども、こういう中で気象の変化、要するに水温、気温の高くなったことも大分影響すると思いますが、そういう気象状況の変化の中で、今からの県の水産業の中

で大事なものは、私は通告していませんが、やはり養殖に力を入れるべきではないか。また、水産加工についてももっと力を入れるべきだと思います。今回は、その答弁は聞けませんが、そういう中でほかの委員の皆さんが養殖についての質問をしておりますので、養殖や水産加工に今後力を入れて、付加価値を高めて漁家の所得、水産業関係者の所得向上のために頑張っていたいただければと思います。

終わります。

【久保田委員長】ここで1時間経過いたしましたので、しばらく休憩いたします。

14時45分に再開いたします。

-----  
午後 2時33分 休憩

-----  
午後 2時44分 再開  
-----

【久保田委員長】それでは、委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

通告された委員の方で質問はございませんか。

【溝口委員】養殖業の振興についてですが、県の方としてはいろいろと養殖業がコロナ禍によって動かないということで、今、学校給食とか、いろんな手だてをして努力をいただいていると思うんです。やはり養殖魚の値段がだんだん下がってきて、特に小規模で運営している人たちが大変だと思うんですよね。その辺について、国の方としては、前回質問した時も積立ぶらすとか、いろいろな形で支援をしているということですが、県自体としてどのように支援対策を行っていくかとお尋ねしたいと思います。

【岩田水産経営課長】先ほど委員からご発言が

ありましたけれども、積立ぶらすにつきましては、養殖業者と国の方が支援をしているというところがございます。

もう一つ、養殖共済に入られる場合に、赤潮に備えての赤潮特約というのに入っておられます。これにつきましては、国が3分の2、それに県が3分の1を足して全額負担するという形で支援をさせていただいているところがございます。

それと、融資を行っているところですが、運転資金として近代化資金ですとか、あるいは負債整理資金などを借り入れられる場合において、基準金利が現在1.6%となっておりますけれども、これに県の方が1.3%の利子を補給いたしまして、末端0.3%で借りられるように金利のところで優遇措置をさせていただいているところがございます。

【溝口委員】ありがとうございます。ただ、値段が高い時にはいいんですけども、こんなに下がってくると原価を割っていると思うんですよ。だから、そこら辺を国に対してでも言ってほしいんですけども、ある程度安定した価格というのを定められるような支援策ですか、保険とか何とか、そういうものが積立ぶらすということになっているとは思いますが、まだそれよりほかのことができないかなと思うんですけども、何か考えはないですかね。

【岩田水産経営課長】もうこれにつきましては一般質問の中でも近藤議員からもご依頼がいただいているんですけども、県ではなかなか難しいとは思いますが、国の方でも、例えばこの魚種は1,000円を最低価格とすると、それより下がった場合は国の方で支援できないかというようなことを検討してもらえないだろうかというお話が実際にあります。

それにつきまして、我々も確かに県でやるというのは、財政的にとても無理があるような感じがありますけれども、どのようなことが検討できるのか、考えさせていただけないかなとは思っております。

【溝口委員】私も養殖業を営んでいた一人としては、なかなか価格が安定しないというのが本当に悩みだったんです。米価なんかは、ある程度一定の価格を設定されているということで、農業関係と漁業関係はものすごく差があったんですよね。今はもう米は自由になっているんですかね。そういうことを考えると、なかなか漁業だけということは言えないかもわかりませんが、世界的にTAC制度の関係で、今いる漁獲制限もされてきているんです。特に、県の方としては養殖漁業に力を入れていくということですが、国の方針として区画漁業権が空いているところは、大型にも貸しなさいという強制的な部分も出てくると思うんです。

やはり漁業を育てる、組合を支えていくということになれば、どうしても地元の組合員が必要になってくると思うんです。だから、そういう人たちを育てる意味でも、この養殖業というのは大変重要な役割を担っているんじゃないかと思うんですよ。

若い人たちは、陸で寝て、そして養殖で海に行って、そして生活をするというのが若い人たちの望みであると思いますので、ぜひ養殖業について、小規模でも運営ができていけるようなそういう施策を県の方でも考えて、国と一体となって努力をしていただきたいと、このように思っております。

それから、養殖漁業の近くで赤潮がいつも発生してきているんですけれども、ここ数年間、やはり大きな被害が何件かあってきていると思

うんです。その被害の総額について、わかる範囲で、5年くらいの範囲とか、3年とか、そういう形でもいいですから、その被害額についてお尋ねをしたいと思います。

【渡邊水産加工流通課長】被害ですけれども、ここ最近ということで平成31年に伊万里湾で5,687万円、令和2年、一昨年ですけれども、薄香湾で1億3,400万円の被害が起きているという状況でございます。

【溝口委員】赤潮というのがどのように発生してきているのかというのが、なかなか究明ができないんですけれども、県の方として、前回も言ったと思うんですけれども、原因究明についてどのように進めていこうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

【中村総合水産試験場長】赤潮の発生原因といいますのは、発生原因となるプランクトンの増殖、これはやはり栄養塩や日射量、それから海水温、流れ、風などの要因が複雑に関係してプランクトンが増殖すると。その増えたプランクトンが害を及ぼすような種であれば被害が出てくるといったような状況になってございまして、現在まで、まだ直接の発生原因を明らかにするところまでは至っておりませんが、例えば今、県北の方でカレニア赤潮というのが発生しておりますが、これについては5月下旬から6月上旬にまとまった降水があって、栄養塩の供給があり、さらに水温も20度を超えて、プランクトンの増殖に都合のよい条件が重なったためというふうに考えております。

それから、現在も継続しておりますが、これは珪藻類などの競合する種類、赤潮種と競合する種類が現場に少ないといったようなことも今回は影響しているのではないかと考えております。

【溝口委員】赤潮の対策というのは、なかなか難しいと思うんですけども、石灰とかをまいたらよかったとか、そういう話も聞くんですが、何か原因を究明しないと対策が打たれていけないと思うんですよね。だから、赤潮の発生する原因というのをある程度究明していただいて、その対策を現場の人たちに教えていただけないというのが一番いいと思うんですけども、今のところ、対策としては漁場の移動しかないと思うんですけども、その辺について、県の方として、今後、赤潮に対する対策としてどのような取組をしていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【中村総合水産試験場長】赤潮の対策では、まず、早期発見をするということが一番重要というふうになっておりますので、現在、主な養殖地域の10地区において、赤潮の自主監視、連絡体制というのを設けまして、それぞれ情報交換、観測活動に取り組んでいただいているところでございます。

それから、県では、県内8か所に自動観測するテレメータシステムというのを整備して、これは県のホームページでリアルタイムで漁場を監視する仕組みも整備をしているところでございます。

それから、カレニアにつきましては、海の中層付近で増殖するということがわかっておりますので、この中層に直接赤潮防除剤、これは粘土剤なんですけれども、こういったものを散布する簡易な装置も開発をいたしておりまして、現場導入を図っているところでございます。

それから、これは少し将来になりますが、被害が大きかった伊万里湾では、九州大学などと共同で赤潮の接近の予知、予測を目指した試験に取り組んでいるところでございますし、今年

度は自動で有害プランクトンを感知するセンサーの設置だとか、自動で遠隔で撮影をして、そのデータを送ってもらって、遠隔地から有害種を即時に検出するといった取組も今行っているところでございます。最新の技術とか、赤潮情報の提供によりまして、被害の軽減に現在のところは努めていくと。

原因の究明については、先ほど言いました大学等と連携しながら、全国的な組織の対応の中で進めてまいりたいと考えております。

【溝口委員】赤潮は予測しない時に出てくると思うんですけども、もし、赤潮が何かの特効薬というか、何かで消せるような品物であれば、何かを散布するとか何とかして殺していけると思うんですけども、その辺については、原因的なものはまだ研究の段階で何もわからないんですかね。

【中村総合水産試験場長】先ほど申しました防除剤というのがかなり今普及しておりますが、これは海に投入しますとアルミニウムイオンが出て、そして細胞を壊すということになっております。今、県内の各地でもスポット的にプランクトンがかたまっているところに、皆さん協力して粘土剤を散布すると、全くゼロにはなりません、かなり減るといったような現象が見えておりますので、こういうのを活用しながら取り組んでいきたいと考えております。

【溝口委員】今、カレニア赤潮が発生しているということですけども、九十九島の結構近くで発生していると思うんですよね。だから、その辺について、もしそういう対策ができるようであれば、指導していただいて、ぜひ漁民の皆さんがやれるような体制をしていただきたいと思いますと思うんですけども。

【中村総合水産試験場長】実は、この防除剤に

については、平成29年の伊万里湾で大きな被害が出た頃から、我々も普及指導に努めておりまして、今回の九十九島でも既にもう取り組んでいただいているところでございます。何回か散布をして、効果も得られていると聞いております。

【溝口委員】わかりました。そういうものが自分たちの近くの漁場でも発生していると聞いていますので、その辺についてまだ防除剤を散布したとか聞いてなかったの、そういう対策をしているということであれば、ぜひ相浦漁協の方にも、近隣の漁協の方にも言っていただいて、九十九島全体にある程度そういう塊があるというのを聞いているんですよ。だから、その防除剤をまくような指導を是非していただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

もう一つ、魚病対策ですけれども、やはり養殖をしていると、それぞれの魚に魚病がいろいろな感じについてくると思うんです。その魚病対策について、養殖業者からいろんな要望がきていると思うんですけれども、その辺についての対策をどのように取り組んでいこうとしているのか、お尋ねしたいと思えます。

【中村総合水産試験場長】委員ご指摘のとおり、魚類養殖の経営安定を図っていくうえでは、魚病被害をできるだけ少なくしていくということが重要な課題となっております。

水産試験場では、魚類防疫の専門家を置いておりますし、年間200件程度の魚病診断に取り組んでおります。それによって病原の特定と対策への技術指導というのをやっているところでございますし、さらに、抗菌剤とか、ワクチンの使用について使用指導書というのを発行して、適正使用の指導に関する業務もやっているところでございます。

それから、普及指導センター等と連携しまして、現地での学習会等を開催いたしまして、養殖業者の技術向上にも現在取り組んでいるところでございます。

【溝口委員】魚病対策は、大変難しいところもあるんですけども、やはりワクチンが開発されてから大分よくなったという面もありますが、新しくまた違う意味での魚病が発生してきていると思うんです。その辺についても漁業者からの陳情があっていると思うので、ぜひその辺についても研究していただきたいし、その対策として、今現在、どのように取り組んでいるのか、お尋ねしたいと思えます。

【中村総合水産試験場長】ご指摘がありましたのはトラフグの養殖に関することだろうと思えますが、現在、重篤になりますと大量にへい死することがあるという、通称でやせ病というふうに呼んでおりますが、そういう病気が目立ってきているところでございます。

この疾病自体は以前から存在しているんですけども、いまだに有効な水産用医薬品というのは見つかっていないということで、対策が大変難しい疾病ということになってございます。

現在、水産試験場では、実は家畜の鶏において類似の寄生虫、これは寄生虫によって発生するんですが、類似の寄生虫の被害低減効果があるという餌料添加物の情報を得まして、昨年度から試験に取り組んでいるところでございます。

今年度からは、近畿大学とも連携をいたしまして、複数のそういう餌料添加物の情報を得て、被害抑制の効果というものを検証していきたいと考えています。

なかなか難しい疾病ではあるんですが、少しでも早く有効な対策の糸口でも見つかるようにということで、継続して取り組んでまいりたい

と考えております。

【溝口委員】特に、長崎県としては、トラフグ養殖は全国1位ということで言われておりますけれども、そういう魚病が発生してくると、なかなかブランド化されていたものが本当に落ち込んでいくということになりますので、ぜひ早急にその対策ができるような研究を早めにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

【久保田委員長】ほかに質問通告をされた方で質問はございませんか。

【吉村委員】2点ほど挙げておりましたので、質問させていただきます。

まず、1点目は外国人材受け入れですが、これは先ほどの陳情書にも松浦の市場の荷捌きあたりでの人材不足ということで、いわゆる魚価の低迷、それから出荷ができないとか、そういうことが影響を受けよるという話が載っておるわけですが、そういうところで今の状況、人手が足りないというのがどのような状況で足りないか、こうなっているのかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

【渡邊水産加工流通課長】先ほど委員からご指摘の魚市場については、おっしゃるとおり魚市場では、漁獲物の選別・荷捌き等において非常に人手がかかると。そういうところで労働力の不足が生じているということでございます。この点については、令和2年4月の段階で調査を行っておりますが、地方卸売市場3か所で85名の不足があるということで卸業者から聞いているところでございます。

【吉村委員】今、具体的に85人とか、それは調査の結果じゃろうけど、不足が85人ということやけど、本当であればどれぐらいなからんば

いかんとか、そういう予測とかは立ててはおられなかったんですか。

こうやって調査しました、聞きました、こうでしたというのは子どもでもできるような話なんじゃけんか、さっきから溝口委員の話にも、解決に向けて今どういうプロセスでやっているかとかいうのがぱっと出てこないのがっかりくるのよ。だから、お願いしますね。

この長崎県の国への要望、これにも29番で載っていたので質問させていただいたんですけれども、この3番目の特定技能、こういうことでいろいろ外国人を登用する。しかし、今、コロナでなかなか進んどらんという状況はわかるんじゃないけど、この中でこの前から株式会社エヌとかがあって、ここに県も追加5,000万円出資をしたその理由はわかっておるんじゃないけど、そういう中で外国人を雇用していくというところでの、この株式会社エヌの中では、業種あたりが特定されとるのかなと思うんですが、いかがですかね。

【岩田水産経営課長】エヌの方では、そもそも農業の分野でされておりますけれども、現在、漁業分野でも派遣行為ができるというふうになっておりまして、今現在、いろいろ動いていただいております。

【吉村委員】いろいろというのは、具体的に、例えば株式会社エヌで農業にも派遣するけど、漁業関係にも派遣をできるようになったので、そっちの方にも動いてもらっとるということで理解していいですか。

【岩田水産経営課長】少し具体的に申し上げますと、現在、エヌの方では水産業に関する派遣と、それから登録支援機関としてのサポートが可能というふうになりました。

それで、インドネシアの方と交渉していただ



きまして、今現在、インドネシア人材の14名につきまして、県内で受け入れする漁業の経営体は決まっております。ただ、このコロナで入国が制限されて来れていないという状況で今ストップしているところでございます。

【吉村委員】わかりました。コロナが収束すると、その見込みがつくと14名が来れるという話になるわけですね。それは安心しました。

それから、いわゆるエヌばかりじゃなくて、特定技能というこの資格、これをつけて一段上の仕事ができるというふうに分なりに解釈をしとるんですが、この魚市場の中で荷捌きとか選別、ここら辺について、これが職業的にどこに当たるのかというのがここでも問題になるとるわけね。やっぱりこの食品製造関係の一環として扱えればそれがいいんだろうと思うんだけど、そこら辺について、県として国に対しても働きかけをやっていかんばいかんと思うんですけど、そこら辺どのような動きを今されているのかお知らせいただきたい。

【渡邊水産加工流通課長】政府施策要望で、この特定技能については、食料品製造業で対応できないかということをお願いしているところでございます。

ただ、この点について、そのまま要望してもだめですので、地元の関係業者、卸の業者、魚市場と話をし、何とかこれに沿った形のものがないかということをお話はさせていただいております。当然、加工業としての対応と、だから、加工に入れる前の作業なんですと、そういうふうなことをできないかとか、いろいろ様々な知恵を出し合いながら、そういう具体的な内容を国に上げていこうということで話をしているところでございます。

ただ、近年、さすがにコロナのこともあって、

そこまで具体的に話が、どうするかというところまでいっていませんが、今後もそういうような協議を進めて、しっかり進めていきたいと考えているところです。

【吉村委員】今の課長の話でわかるんじゃないけど、やっぱり先ほどから溝口委員の質問の中でも、現場の人はなかなかわからんと。わからんで仕事をやりよると。だから、そこら辺をご教授くださいよみたいな話になるわけね。だから、本当は自分たちも勉強せんといかんのやろうけど、やっぱりこの荷捌き作業とかいうのは、境界線上というか、今課長からもあったように、漁業という職種の最終段階か、食品製造業の入り口の段階かというその境界線上にあるわけね。そういうのを現場の人が判断できるというのはなかなかないので、そこはやっぱり行政がきっちりリードをして、早期にこういう特定技能の資格を持って就業できるというようなことで急いでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、海岸漂着物ですが、これはぱっと言うと環境部ですと、こういう話。でも、環境部はなくなったので、代わりに水産部で受けってもらうんですけど、漂着物の対策というと環境関係なんですけど、マイクロプラスチックが魚に与える影響というのがこの頃問題になってきております。

そこで、そこら辺の調査を行われておるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【一丸漁港漁場課企画監】今、委員のご指摘のとおり、海岸漂着物に関連して、水産サイドで非常に問題になってくるのは、マイクロプラスチックの問題でございます。これについては、基本的にはこういうプラスチック問題を環境省が中心となって様々な調査研究を行っている

ころではございますが、それ以外に水産分野で言いますと、水産庁が水産研究教育機構に委託しまして、魚がマイクロプラスチックを食べて、その影響がどうなのかというところを調査研究しているところでございます。

その結果、最近わかってきたことといたしましては、まだ実験レベルの段階ではありますが、魚がマイクロプラスチックを摂取して、その95%以上が25時間以内に直ちに体外に排出されるということもわかってまいりました。

また、マイクロプラスチックに有害化学物質が付着して、そのあたりが一番懸念されていて、それが魚にどう影響するか、その食べた魚を今度人間が摂取して問題ないのかというところで、その魚が取り込む有害物質の状況を調べた結果、懸念されるようなレベルから極めて値は小さくて、食品としてのリスクは非常に低いといったことも研究の中で今わかってきているところでございます。

【吉村委員】 そうしたら、あれですかね、マイクロプラスチックの魚に与える影響はほぼないので問題ないと言っているわけですか。どうですか。

【一丸漁港漁場課企画監】 まだ、水産庁が行っているのは、ここ数年の研究でございまして、完全に結論が出されているわけでもございせんし、調べている魚も一部の魚でございまして。

このマイクロプラスチックの問題は、我が国だけでなく、世界的にいろんな問題になって、様々な研究が世界各地で行われてきますので、そういった知見がどんどん積み重ねられていくことによって、本当に問題ないのかどうかというのがしっかり明らかになってくるものというふうに考えております。

【吉村委員】 今の答弁を聞くと、問題ないとは

言えないんだということになるわけね。だから、そこははっきり、まだ問題はないということではないと答弁してもらわんといかんわけね。

それで、この海岸漂着物と言うんですけど、これが昔から議論が分かれるというか、議論があるところだけど、海に浮いているごみ、いわゆる漂流ごみ、それと海岸に漂着した漂着ごみ、これで扱いが違うんですとか、所管が違いますとか、いろいろあるわけね。でも、やっぱり一番は海にいっぱい浮いているプラスチックとか何かの関係のごみがいろんな影響を及ぼしているというのは、もう自明の事実であって、海面漁業の人たちも非常に困っておるということになるわけだけん、それをやっぱり早急に解決をするということについては、水産部も一緒になって、環境は今何課になったのかな、そこと取組を進めんといかんと思いますので、そういう意味で、知らんじゃなくて、一緒に水産部としてやれることというのを、漁業者とも漁協とも意見の交換をし合ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。どうですか、そこら辺、今後。

【一丸漁港漁場課企画監】 委員ご指摘のとおりでございまして、本体の所管は県民生活環境部かもしれませんが、やはり影響を受けるのは魚であり、それを捕る漁業者でございまして、しっかり県民生活環境部と連携してやっていきたいと思っております。当面できることとして、委員の方からは漂着だけではなくて、漂流もあるではないかというお話もございました。私ども水産サイドの事業でもそういう漂流ごみを取る事業もございまして、また、県下各地の漁業者の皆さんと一緒に漂着ごみも一緒に取るというような取組もやっておりますので、そういったところをやりながら、県民生活環境部と連携して、

しっかりやってまいりたいと思います。

【久保田委員長】ほかに通告をされた方で、まだ質問をされてない方はいらっしゃいませんか。

【岩田水産経営課長】堤委員の方からご質問のあった件につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

180名の新規就業者がいる中で、高校を卒業した方が何名かというお尋ねがございました。これにつきましては33名、18%ということでございます。

それから、就業者フェアに昨年72名参加して、今年は45名だったんけれども、何か理由があるのかということでもございましたけれども、これは鶴洋高校の水産科の学生の数そのものが減っておりまして、昨年場合は3年生が76名いらっしゃって、そのうち72名が参加されたと。今年につきましては、45名在籍されておりまして、全員が参加されたということでございます。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか

【山口(経)副委員長】最後かと思しますので、よろしくをお願いします。

通告が稚苗育成と放流事業についてということでもありますけれども、説明書の7ページに有明海のタイラギ資源の回復に向けてという形で載っておりまして、一昨年からだったですが、母貝団地をつくって、そして稚魚というか根付くような形で、4県合同で対応していくということでやっておられましたけれども、昨年は大雨によって海水の塩分濃度が下がったということでへい死状態になってしまったということで、なかなか母貝団地としての対応ができておらんやったようですけれども、今年度はまた約7万個の稚貝ができましたよということでありまして、この取組について少しお知らせをいただきたいと思ひます。

【一丸漁港漁場課企画監】今、副委員長からご指摘のありましたタイラギの母貝団地でございますが、平成29年度からずっと取り組んできておりまして、有明海4県で13か所に母貝団地として14万4,000個の稚貝を移植してきたところでございます。

しかしながら、今、副委員長のご発言にもありますように、昨年の7月豪雨の影響を受けまして、かなりの稚貝が死滅してしまいまして、有明海4県合計で3万9,000個の生残が3月現在で確認されております。

目標は2万個を何とか造成しようとしていたところで、それを上回る母貝はまだ4県全体では残っているんですが、これに甘んじることなく、さらにもっと増やしていく必要があると考えており、7万個の稚貝、種苗なんかもできてきて、これからますますしっかり移植をしながら、この母貝を増やしていきたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】有明海再生の象徴的にこのタイラギの復活が望まれるわけですがけれども、なかなかこれは難しいということで、原因についてもノリ養殖の酸の散布であったりとか、潮流の影響であったりとか、そういったことが言われておりますけれども、今年度、新たな対策としてはこの母貝団地をつくるためにこういったことをやられるんですか。

【一丸漁港漁場課企画監】今現在、一番危惧しているのは、昨年度の豪雨で低塩分、これによって死滅したということでもございまして、これを回避する策をしっかりとらないといけないと考えております。

まず、一つ目としては、育成の期間中、どうしても降雨で塩分低下にさらされる海域に置いてしまうとリスクが大きいわけですから、今回、

4県で協議いたしまして、リスクが低かった熊本県に、この雨の影響を受けやすい期間は預託という形でそれぞれの種苗を預けて、そしてそこで育成するというのをし、また返してもらうという措置を一つとして考えております。

もう一つは、これは長崎県で今取り組もうとしていることですが、長崎県は死滅したところがほとんど干潟域でございました。やはりそういうところは水深が浅いために塩分低下の影響をすごく受けやすいところなので、今年度はその反省を踏まえて塩分低下の影響を受けにくい沖の海底のところに潜水して移植する、そういう計画変更を今しようとしているところでございます。

【山口(経)副委員長】 死滅してしまっただけじゃなくて、天然でそのままタイラギが繁殖しているところはないんですか、そういう海域は。

【一丸漁港漁場課企画監】 天然の稚貝が幾らか立つということも全くないわけではございませんが、今はまだ資源全体が少のうございますので、その天然発生の稚貝は非常に少ない状況です。そこで、私どもの取組としては、人工で生産して、それを親として次の世代を生み出して、また天然の発生が出るようにしていきたいということでございます。

長崎県海域の中でも、幾らか天然稚貝が見られたところがございまして、それが先ほど言った沖の海底のところにありましたものですから、やはりそういったところに漁場のいい場所をつくる必要があると考えて、今年の3月に諫早湾内に覆砂した漁場をつくりまして、そこにこれから移植をしていこうというふうに考えてございます。

【山口(経)副委員長】 ぜひタイラギの母貝団地、当初の計画どおりできますようにご努力をお願い

したいと思います。

それから、私の地元である大村湾の放流事業についてお伺いをしたいと思いますけれども、聞くところによりますと、ヒラメの放流事業がもう終了したということなんです。ヒラメに関して言えば、大村湾に放流しますと、沿岸域にもずっと回遊していくという形で、もう大村湾のゆりかご機能といえますか、そういったものも十分果たしきるようなものじゃないかと思うんです。

ヒラメが大村湾でも大分捕れるようになりまして、自然の循環が生まれていけば放流する必要もないかもしれませんが、まだまだヒラメに関しては放流の必要性があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

【吉田漁業振興課長】 ヒラメの放流につきまして、その漁獲に占める放流魚の割合、これにつきまして県の方で調査をしております。

まず、大村湾で放流したものが大村湾内で漁獲された場合の混入率が51%、その他の海域にも出ていっていると思われませんが、西彼海区では24%、橘湾では16%、また県北では13%、このように大村湾で一定期間、ゆりかご機能の中でしっかり育て、それが大村湾の漁獲にもつながり、外部にもつながっているというところでございます。

ただいま、ヒラメ共同放流強化支援事業が昨年度末で終了したということについてのお尋ねでございますが、県といたしましては、そうした放流適地や放流サイズ、放流手法、この事業によりまして、まず1月から3月に全長7センチから8センチ、これを有明海、橘湾、大村湾で放流すると高い回収率が得られると。そういう知見を得るために、これまでこの事業を実施してきたところであります。

その内容につきましては、すでに漁業者の方にお知らせしておりますので、今後は、漁業者や漁協が自ら、また県のほかの事業も活用されながら放流に取り組みれるということでございます。

【山口(経)副委員長】これまで、放流事業には自治体、あるいは関係機関を中心とする協議会が主体となって放流をやっておりましたけれども、大村湾沿岸域だけの協議会では、外に出ていくということであれば、もう県全体でいろんな取組をしないと、これは進まないものだと思っております。今後の放流の見通しというのがありますか、ヒラメについて。

【吉田漁業振興課長】まず、おっしゃいました県内で栽培推進協議会が各種放流事業を行っておりまして、それぞれが有機的に連携をしながら放流をやるというのは大切だと考えております。

県では、県栽培漁業センターが原価を安くして放流種苗を供給する、そこに対して県として支援を毎年してきているものでございます。

ヒラメにつきましては、市町とか、いろんな関係機関からの支援もありまして、直近で言いますと、5万尾ぐらいのオーダーで放流がなされてきておりますが、県の新規事業でもヒラメ放流種苗は対象としておりますので、栽培推進協議会等に活用を促していきたいと考えております。

【山口(経)副委員長】明らかに資源の回復が見られたという段階までは、まだきてないと思うんですね。ですから、県としても放流に対してどうしても支援をしていかなければならないと。予算面や稚苗の育成、そういったところで大いに支援をしていただきたいわけですが、今後、放流というのは、漁協単位とか、自治体

単位という形になりますか。

【吉田漁業振興課長】先ほどは説明不足で申しわけございませんでした。負担する方と受益を受ける方が違うというのが放流の中で大きな問題でございます。そういった魚種につきましては、各栽培漁業センターが原価を安くして、供給する際に県として3割、4割の支援を行っているということで、栽培推進協議会と連携して今後も継続をさせていただきます。

一方、対象外になっているものとしましては、地先で受益者がわかっているもの、効果がわかっているものということで、例えばアワビやカサゴ、そういったものにつきましては現在栽培センターからの支援からはだんだん外れていっているという現状でございます。

【山口(経)副委員長】明らかな資源回復が見込める、あるいは漁獲高が増える、そういったところまで行き着くまで放流事業というのは大変有効な手段だと思いますので、引き続きご支援いただきたいと思います。

それから、大村湾には、ナマコが特産としてありますけれども、ナマコの放流も大分盛んにやられているわけですが、これが水温の関係でしょうか、漁期が年末に重ならないといったことがあって、放流の効果がなかなかないんじゃないかという声も聞かれるわけですが、ナマコの放流についての見通しはいかがですか。

【吉田漁業振興課長】ナマコにつきましては、近年、15万から25万ぐらいの放流がなされてきており、これにつきましても栽培漁業センターの方で支援を行っております。今後につきましても、同じように支援を続けたいと考えております。

【山口(経)副委員長】先ほどの地球温暖化じゃ

ないんですけれども、海水温が下がらないと、なかなか砂場に出てこずに、網で捕獲ができないということなんですね。水温が高い時期は岩場についているものだから、一つひとつ採取する必要があると。そういう漁法の効率化がなかなかできないということを聞いているわけですね。

もともとのナマコの数が多いと、また漁獲も上がってくるんでしょうけど、なかなか放流してもどうなったのかというのが確かめられないというのが実情のようです。その点についてはいかがですか。

【中村総合水産試験場長】 ナマコは、実は生態がよくわかっていないところもありまして、夏場になりますと、冬場にいたものがいなくなる、どこかに隠れてしまうといったようなことも実はございます。

これまで、放流の効果を見るためには、標識をつけて放流をしていましたけれども、ナマコは体が柔らかいので標識をつけるところがございませんでした。最近、DNAの標識という格好で遺伝子レベルで判断するようになって、ようやく平成27年度からそういう格好の技術ができてきておりますので、今、水産試験場でもナマコの親子関係を判別したうえで放流をして調査をするといったところに取り組んでいるところでございます。

これまでの効果といたしましては、例えば放流する場所は、夏場は藻場の方がいいんだとか、あるいは秋については小石が点在しているところがいいんだと。あるいは14ミリと26ミリを比較して放流しますと、やっぱり若干大きい方が効果があるんだといったようなことが、徐々にですが、今明らかになってきておりますので、今後、ナマコの移動とか成長について追跡調査を

しながら、また、経済性も当然踏まえたうえで放流効果を高める技術開発というのを水産試験場としても取り組んでいきたいと考えております。

【山口(経)副委員長】 なかなかつかみどころがない魚種という形で、研究の方も引き続き続けていただきたいと思います。

大村湾の産卵場であるゆりかご機能というものを高めるために、ヒラメに限らず、いろんな魚種の放流というのも試験的にもやっていただきたいと思いますし、今後ともそういう研究成果を県民の皆さんに還元できるようにご努力いただきたいと思います。

終わります。

【久保田委員長】 それでは、これで全員終わりましたので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時31分 休憩

-----  
午後 3時31分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、7月5日（月曜日）は、午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時32分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月5日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時25分  
於 委員会室 4

農業経営課長 溝口 聖 君  
農産園芸課長 清水 治弥 君  
農産加工流通課長 長門 潤 君  
畜産課長 山形 雅宏 君  
農村整備課長 土井 幸寿 君  
諫早湾干拓課長 安達 有生 君  
林政課長 永田 明広 君  
森林整備室長 高橋 祐一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 久保田将誠 君  
副委員長(副会長) 山口 経正 君  
委員 溝口英美雄 君  
" 坂本 智徳 君  
" 外間 雅広 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 川崎 祥司 君  
" 吉村 洋 君  
" 山本 由夫 君  
" 堤 典子 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【久保田委員長】おはようございます。委員会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【久保田分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案及び報告議案説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】おはようございます。

私の方から、農林部関係の議案等についてご説明をいたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分、報告第6号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第7号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第8号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県営林

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農林部長 綾香 直芳 君  
農林部次長 吉田 弘毅 君  
農林部次長 渋谷 隆秀 君  
農林部参事監  
(農村整備事業・諫早湾干拓担当) 鈴木 豊志 君  
農政課長 小畑 英二 君  
農政課企画監 一丸 禎樹 君  
団体検査指導室長 村岡 彰信 君  
農山村振興課長 村木 満宏 君



特別会計補正予算（第4号）」であります。

はじめに、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分につきましては、歳入予算は国庫支出金500万円の増、歳出予算は農業費500万円の増となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。2ページをお開きください。

農山村活性化対策費について。

中山間地域において稼ぐ仕組みの構築を図るため、地域の農産物の特性を活かしたブランド化等の取組の支援に要する経費として、農山村活性化対策費500万円の増を計上いたしております。

次に、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、令和3年3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項についてご報告いたします。

はじめに、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分につきましては、歳入面で、国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で年、間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入総額は8億3,745万6,000円の減、歳出総額は13億7,472万3,000円の減となっております。

次に、報告第6号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入・歳出それぞれ86万6,000円を減額いたしております。

次に、報告第7号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うも

のであり、歳入・歳出それぞれ569万1,000円を減額いたしております。

4ページをお開きください。

報告第8号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入・歳出それぞれ3,363万2,000円を減額いたしております。

次に、「令和2年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分、5ページにかけての「令和2年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越計算書報告」及び「令和2年度長崎県県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」につきましては、それぞれ記載のとおりであり、後ほど関係課長から補足説明をさせていただきますので割愛させていただきます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、農山村振興課長より補足説明を求めます。

【村木農山村振興課長】私からは、農山村振興課関係の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料、令和3年度6月補正予算計上事業一覧の1ページをお開きください。

今回、農山村振興課の補正予算として計上しておりますのは、1事業500万円となっております。

2ページをお開きください。

事業概要といたしましては、1に記載のとおり、中山間地域において稼ぐ仕組みの構築を図

るため、地域の農産物の特性を活かしたブランド化等の取組を支援するものであります。

具体的には、2に記載のとおり、今回事業実施を要望された大村市が事業主体となり、マーケット調査、消費者動向調査を基に販売戦略の検討を行い、所得確保計画を作成した後、WEB等を活用した通信販売に取り組むものでございます。

補助率については、3に記載のとおり500万円の定額補助となっております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【小畑農政課長】繰越額について補足説明いたします。お手元にお配りしております補足説明資料の繰越事業理由別調書をご覧ください。

繰越額につきましては、9月定例会、11月定例会及び2月定例会においてご承認をいただいたところですが、その後の事業の進捗に伴い繰越額が確定したことから、改めてご説明申し上げます。

なお、繰越計算書報告の7ページから8ページに記載されております農林水産業費及び災害復旧費のうち関係部分の事故繰越につきましては、後ほど農産加工流通課長及び森林整備室長から説明させていただきます。

それでは、説明資料の1ページ、中段の表の最下段の計の欄をご覧ください。

農林部の繰越額の合計は、801件、153億130万3,000円でございます。そのうち経済対策分が85件、72億963万5,000円、災害復旧分が579件、17億3,060万6,000円であり、金額で経済対策分が全体の47.1%、災害復旧分が全体の11.3%を占めております。

また、繰越理由の主なものでございますが、上段の表の左側の欄をご覧ください。繰越理由としましては、「事業決定の遅れ」によるものが一番多く687件、103億1,145万5,000円となっており、件数で全体の85.8%、金額で67.4%を占めております。

その他の繰越理由としましては、「計画、設計及び工法の変更による遅れ」が39件、26億7,272万円でございます。主なものとしては、畜産クラスター構築事業において、建設用地に多量の転石が埋められていることが判明したため、工事内容の見直しにより年度内完成が困難となったものなどであります。

なお、課ごとの繰越額の内訳については、中段の表に記載しているとおりでございます。

2ページをご覧ください。これは9月定例会、11月定例会及び2月定例会において繰越のご承認をいただいた繰越額及び課別ごとの内訳を記載している表でございます。

3ページから6ページには、事業ごとに実繰越の件数及び金額を記載しております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

一番下の欄をご覧ください。前年度の繰越額と比較しますと、件数で280件の増、金額で39億2,590万8,000円の増となっております。

増減の主な理由でございますが、経済対策分で件数が18件、金額が9億5,939万円増加し、災害復旧費で件数が233件、金額が6億5,558万5,000円増加しております。

また、経済対策と災害復旧費以外で23億1,093万3,000円増加しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるもののほか、造林事業において施工箇所の境界確定に不測の日数を要したのや、治山事業において災害復旧に関連する事業の事業決定の遅れ等に

よるものが主な要因でございます。

今後は、残る事業の早期執行に向けて最大限努力してまいります。

以上で説明を終わります。

【久保田分科会長】次に、農産加工流通課長より補足説明を求めます。

【長門農産加工流通課長】続きまして、事故繰越についてご説明いたします。資料につきましては、同じ資料の7ページをご覧ください。

今回、ながさき農産物輸出促進事業費で1件、2億3,036万1,000円を計上しております。

本事業につきましては、令和元年度の補正予算として令和2年3月31日に交付決定があり、繰越処理及び翌債承認後、事業者が輸出拡大に向けたHACC対応レトルト工場の新設及び機器の整備について事業着手をしておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、五島市が島外、福岡県との往来を自粛した結果、福岡県の事業者による実施設計の作成が遅れまして、7月1日に入札公告を実施いたしました。工事作業員の安全を確保して実施する工期が不足するという理由から入札不調になり、年度内の事業完了が不可能となったため、やむを得ず事故繰越を行うこととしたものでございます。

なお、九州財務局とは協議済みであり、令和2年11月10日付で事故繰越の承認をいただいております。

今後は、事業の早期完了に向け、最大限努力してまいります。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、森林整備室長より補足説明を求めます。

【高橋森林整備室長】続きまして、事故繰越の

森林整備室関係分についてご説明いたします。

説明資料の8ページをご覧ください。

今回計上いたしておりますのが、森林整備室が所管する治山事業のうち、令和元年災害の復旧工事で発生したものの3件でございます。治山費で2件、林地施設災害復旧費1件、繰越の合計は1億2,769万8,000円となっております。

8ページの1件目でございます。県実施の上槻地区災害関連緊急治山工事2工区において、地滑り防止工事に必要な鋼管杭を県外工場で作ることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤者抑制などの影響によりまして、工事の使用資材である鋼管杭の工場製作に遅れが生じ、年度内の工事完了が困難となったものでございます。

9ページをご覧ください。

2件目は、国の補助事業により佐世保市が実施している下歌ヶ浦地区林地崩壊防止工事において、工事発注後、土留工設置に必要となる用地について地権者との再調整が生じ、不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったものです。

10ページをご覧ください。

3件目は、県実施の大宝地区林地荒廃防止施設災害復旧工事において、施工途中の防潮堤等が、令和2年9月2日に発生した台風9号の波浪により再被災したため、災害復旧方法の検討、手戻り工事が生じ、年度内の工事完了が困難となったものです。

なお、3件につきましては福岡財務支局とは協議済みであり、令和3年3月25日付で事故繰越の承認をいただいております。

上槻地区と大宝地区は工事が完了しております。下歌ヶ浦地区は今、事故繰越の早期完成に向けて最大限努力しているところでございま

す。以上でございます。

【久保田分科会長】ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【川崎委員】報告第4号、知事専決事項報告についてお尋ねいたします。

資料の34ページにあります農林振興費の中の長崎県産牛肉学校給食活用推進事業費についてですが、当初の予算額と事業内容について、まずご説明いただきたいと思えます。

【長門農産加工流通課長】お尋ねがございました当初の予算額でございますが、事業費については3億5,718万円を計上しております。

事業内容としましては、インバウンドや外食需要の減少により在庫が急増している長崎和牛等の需要喚起を図り、生産面への影響を回避するとともに、児童生徒の県内農業の理解醸成に寄与するため、県内小・中学校、特別支援学校、義務教育学校、定時制高校等518校において、生徒、教員11万7,000人に対して長崎和牛等を提供するものでございまして、一人当たり100グラムを3回提供するものでございました。

【川崎委員】そうしますと、2,439万4,000円の減額補正は、ある意味、誤差の範囲という認識でしょうか。それとも、なかなか執行がうまくいかなかったということでしょうか。ご説明いただきたいと思えます。

【長門農産加工流通課長】執行率につきましては、最終事業費としては3億5,700万円で66%程度となっております。

今回専決で2,400万円を落とす前に、2月補正で約1億円近く減額補正させていただいております。

要因としましては、一回当たりの牛肉の利用量を100グラムで取っていたんですけれども、

要望調査をとった結果、各学校から上がってきたのが約50グラム程度だったということと、もともと要綱上は上限が3回と設定されておりまして、国に対して要望することによって上限の撤廃がなされましたので、実際に利用回数は一人当たり5回程度まで増えて、一人当たり300グラムが上限という形でしたけれども、243グラム、約250グラム近くの牛肉を供給することができたような状況でございます。

それともう1点は、業者への見積り合わせを行ったことで、牛肉の価格自体も抑えられたという要因もございまして、価格的には執行率が66%となったという状況でございます。

【川崎委員】事情はわかりました。

そうしますと、この機会に長崎産牛肉を児童生徒の皆様が、上限撤廃でマックス5回という形で平均243グラム食されたということですけど、いろんな感想とか評価とか、そういったものは届いていますか。

【長門農産加工流通課長】食していただいた生徒からは、「おいしい」とかというお話もいただいたところでございます。

【川崎委員】それはよかった。まさにそういう子どもの頃から長崎産の和牛を経験していただくことが、しっかりと心の中に残っていくと。それが、成長してからも誇りに思って食していただく、あるいは皆様にPRしていただく、そういったことにつながっていかうかと思えますので、これを機に、ぜひ給食の分野でもお取り組みいただきたいと思えます。

同じく和牛ですが、38ページの長崎和牛生産拡大推進事業費についても減額補正があっていますが、いま一度、同じような形でご説明をいただければと思えます。

【山形畜産課長】長崎和牛生産拡大推進事業については、当初予算が1億4,165万1,000円で

ございました。2月補正でも4,811万9,000円を減額させていただいております、今回専決で2,796万7,000円の減額という流れになっております。

今回減額になった主な要因としましては、優良な雌牛を導入する家畜導入事業というのがございます、これについては県の単独事業のほか国の増頭奨励金がございます、この重複をしないと、国の増頭奨励金を優先するというところで、国の増頭奨励金が確定したのが2月で、予定していた増頭に対する家畜導入事業の予算が1,546万円マイナスになったと。

そのほかに肥育の導入事業もございまして、これは肥育牛を増頭した場合に交付する事業ですが、それで480万円のマイナス。

それから、全国和牛能力共進会に対する負担金を県から支出しておりますが、昨年、県の共進会がコロナの関係で中止になったことで426万9,000円減額しております。

主なものは以上でございます。

【川崎委員】様々、国も消費拡大に向けて予算をつけていただいているんですが、重複した増頭奨励の分があったということで、それは理解いたしました。

そうですね、これは議案外でもやらせていただきますので、回していきたいと思えます。また利用促進に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、41ページの農地防災費で、ため池整備事業についてお尋ねをいたします。24億3,422万2,000円の予算で行っておられますが、令和2年度の事業の進捗状況はいかがだったでしょうか。

【土井農村整備課長】ため池整備事業につきましては、現在採択されて実施中の箇所数が94箇所ございます。令和元年度までの完了地区は30

箇所ございまして、先ほどの令和2年度、予算で10箇所が完成をいたしました。よって、進捗につきましては全体で43%進んでいるところでございます。

【川崎委員】前回の委員会の時に繰越明許について確認いたしましたら、18件3億1,000万円という説明があったと記憶しております。理由は、材料の不足や工法の変更に時間を要したという説明でありました。

ため池が豪雨や地震によって決壊をすると住民や住居に被害を及ぼすおそれがあることから、対策は急いでやらなきゃいけないんだろうと思っています。

週末、静岡県の熱海で、梅雨の時期の1か月の雨量が2日間で降ると、こういうことが起こるので、地震による決壊よりも豪雨による決壊の方が格段に比率が大きいと国も言っているわけでありまして、しっかりと対策を急いでやらないといけないと思っているんですが、県内におきまして、堤体にひびが入っているなど危険性がある防災重点農業用ため池は、何か所ありますでしょうか。

【久保田分科会長】その前に、すみませんが、理事者側の方は、答弁する時には立ってからお願いいたします。中継で答弁者がわかりにくいということです。

【土井農村整備課長】県内にため池が2,960箇所ございます。そのうち、下流域に住居や公共施設がございまして決壊した時に被害を及ぼす可能性があるため池が、防災重点農業用ため池と位置づけられておりますが、その箇所が全部で718箇所ございます。そのうち、堤体にひびは入っておりませんが、余裕高不足であったり漏水等があるなど危険なため池が189箇所となっております。

【川崎委員】深刻なところはないにしろ、189

箇所は対策が必要と県が認識をされているということでした。

国が、2021年3月まで、つまり今年の3月までに防災工事推進計画を策定するように求めていると承知しておりますが、策定状況はどのようになっていますでしょうか。

【土井農村整備課長】防災工事推進計画につきましては、令和3年3月23日に策定済みでございます。

【川崎委員】策定されているので、それに基づいて計画を推進していくということですね。

その中で一つ確認ですが、使われていない防災重点農業用ため池があるのでしょうか。

【土井農村整備課長】718箇所のうち、使用されていないため池につきましては、昨年1か所廃止しましたが、廃止予定を含めて全部で6箇所ございます。

【川崎委員】使われていなくて対策が必要なところが6箇所もあるということですから、様々な権利関係もあるんでしょうけれども、早目に推進をしていただければ。農業に直接被害というか、水の供給とかないということでしょうか、まず手掛けていただければと思っています。

国はハザードマップの策定も求めているわけですが、前回、コロナで地域の座談会が開催できていないことから、ハザードマップもまだきちんと整備ができていないという説明だったかと思っています。その後の推進はどうでしょうか。

【土井農村整備課長】ハザードマップ作成につきましては、昨年、コロナの関係で集落座談会を開催することができずに、繰越等を行ってまいりました。

7月に入りましてコロナの状況も落ち着きましたので、佐世保市以外の南島原市、西海市、東彼杵町、佐々町につきましては、ワークショップを開催しているところでございます。

【川崎委員】新型コロナウイルス感染症も大分落ち着いた地域も多くありますので、速やかに。

県民の皆さんは、非常に意識も高いと思います。自分のことは自分で守らんといかんという意識も高まってきているはずですので、ぜひそこは、大変かと思いますが、進めていただければと思います。

先ほど、189箇所に対策が必要という説明でしたが、今後どのような形で、いつまでをめどに対策を講じて、いわゆる安心・安全な地域づくりに取り組んでいただけるのか、今後の取組についてお尋ねいたします。

【土井農村整備課長】今後の対策につきましては、まずは人命を守るという観点から、地域住民が豪雨の際に速やかに避難できるように、ハザードマップの作成を急ぎたいと思っております。

防災対策の工事につきましては、現在、採択されて実施中の地区が62箇所ございます。予算を確保して、対策工事を早急に進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ速やかに取り組んでいただいて、時間がかかる、コストもかかるのはよくわかりますけど、県民の命をしっかりと守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村委員】まず、今ずっと川崎委員も質問されよったですが、3月補正の専決分を見よって、初歩的というか、僕の頭が足らんとやろうと思うけど、支出で「年間所要見込みに基づく補正」とずっといっぱいあるよね。少額のものもあれば、結構大きい金額のものもあるとやけど、「年間所要見込みに基づく補正」って、どういう意味かをまず教えてくれんかね。

【小畑農政課長】「年間所要見込みに基づく補正」のご説明ですけれども、基本的には2月補正の時点で概ね見込みを立てまして、年度間の執行額をある程度見込み、その時点で確実に落とせるものは補正して落とすということで進めております。

その結果として、事業費が2月補正以降で若干上下がございますので、そういったものについては、年間所要見込み額に基づく補正という形で整理をさせていただいております。

額の多寡につきましては、それぞれ2月時点で見込めなかったもの等もございますので、そういったものが今回専決の中で大きく数字として表れております。

【吉村委員】頭の足らんもんじゃけんね、隣の溝口委員はよくわかっておると言わすけど。

2月の補正をして、それ以降に確定したものについて補正を加えているんだという説明だったかなと思って見ております。

そうすると、この専決の補正と、繰越事業理由別調書にいろんな理由で繰越してあるけど、ここの関係とか、つながりがあるのかなと思うんだけど、いかがですか。

【小畑農政課長】今回の2月補正につきましては、ほぼ減額だと思いますけれども、年度内に執行予定だったもので、結果として執行しなかったものを予算から落として年度の決算額をまとめているんですが、繰越事業につきましては、翌年度にまたがって事業執行を引き続き行っていくものでございます。例えば建設工事とか災害復旧とか、令和2年度の事業が諸事情で翌年度、令和3年度にまたがって執行する必要があるものについて、事業の繰越という形で整理をさせていただいております。

【吉村委員】最終決算と繰越の関連性の中で専決処分の補正も関連があると考えていいのかな

と思います。

それはそうやけど、金額の多寡はあれどと言うけど、もっとできんやったのかなと思うわけよ。「年間所要見込みに基づく補正」と書いてあるものだけん、予算を組んでおったのに、なんでそがん大きく減額補正をするのかなと、もっと仕事をしてくれればよかったのにと思う。

当初予算と、要らなくなったという、そこら辺にもっと事業ができたんじゃないかと思うんじゃないけど、どうですか。

【小畑農政課長】事例を挙げてご説明した方がわかりやすいかと思えます。

農政課の分でいきますと、19ページの中ほどに企画調整費で競争的研究資金導入促進事業費がございますが、6,022万5,000円と多額の減額となっております。これにつきましては、大学や他の試験研究機関、企業と連携して、国とか国の研究機関が実施する公募型の研究資金に応募をしているんですけども、本来、毎年12月の時点で大体公募等が終わっておりますので、確定して2月補正で落とすんですが、今年度はコロナの影響で、国の公募期間が1月まで延長されたものがございまして、当然できるだけ資金を獲得したいということで、2月補正で落とせるものは落とすたうえで、残っているものは残して引き続き取ったいこうという形で思っていたんですけども、結果的に採択されなかったものが複数ございまして6,000万円ほど減額になったものでございます。

ほかにも多分、いろいろと諸事情がありまして、2月で本来は落とすべきところが落ちていなかったものがありまして、額が大きくなっているものが含まれております。

【吉村委員】農林部で特にその字が多いものだからね。今の課長の説明を聞くと、「年間所要見込みに基づく補正」という言葉自体が何か合

わんみたいな気がするんじゃないけど、それは私だけかなと思うけど。何か別の言葉で書いてもらえば。事業概要だけ、あれけど。もともと余計に予算をつけておったけど、年間の所要見込みがこうなったのでこうですという、何かそこら辺が、言葉の話なんじゃないけど。

中身は今の課長の説明だけど、どうですかね、「年間所要見込みに基づく補正」という書き方、これでいいのかね。どうかね課長、ちょっと教えて。

【小畑農政課長】委員ご指摘の趣旨はよく理解できます。この言葉だけで減額の内容を説明するのはかなり難しいお話でして、理解もいかならないかなと思います。

ただ、通例的にこういった形で整理をさせていただいたものでございますので、例えば表記の仕方については、議会事務局とも相談をしながら、より妥当なものにしていくことは可能だと思いますので、そういった形で整理できればと思います。

【吉村委員】検討してみてください。僕以外の人はそんなに思わさんとかもしれんけど、何となく、ちょっと違和感があるので。

それから、中山間地域所得確保推進事業の説明がさっきあったんですが、全国で20地区、総額1億円の国の補助事業に長崎県から1箇所、大村市に最大500万円の国の定額補助があるわけです。

これが大村市に決まった経緯というか、そこら辺をもう少しお知らせいただけんでしょうか。

【村木農山村振興課長】この事業につきましては、国の第3次補正予算で1月28日に決定された予算でございます。その後、各市町に対しまして、要綱、要領等をご説明しながら推進を図ってきたところでございますが、結果的に大村市のみ要望でございました。

この要因といたしましては、ほかの市町からは、この事業の成果目標が10%の販売額の向上ということと、現在のコロナ禍の中で、なかなか先が見通せない状況もあるということで、今回は見合わせたと伺っております。

【吉村委員】今の理由でわからんこともないんじゃないけど、大村市だけが手を挙げてくれたと。

ただ、国の3次補正で、時間的な余裕もなかったんじゃないかと思う。だから国も、こういうのを当初予算の時点で事業の枠組みをしてくればいいのかと思うけど、「出たぞ、さあどうですか」と言ったって、どこもなかなか手を挙げきらんという現状になるんじゃないかと思えます。

大村市が今度やって、この事業自体は、今後とも国の事業として継続していくものですかね。

どうですか。

【村木農山村振興課長】これは補正予算として措置されておりますので、今年度の補正の中で措置されるかどうかについてはまだよくわかりませんが、この事業は、新たな販路を拡大することで農家の皆さん方の所得向上につなげていくという大事な事業でございますので、国の方には、総額で1億円というところもございましたけれども、この事業の継続的な措置並びに予算の増額等について要望してまいりたいと考えております。

【吉村委員】これは農家の販売額の向上につながるものが想定されるので、続けてほしいということ。

この事業内容を見ると、マーケットの調査とか消費者動向調査とか販売戦略の検討とか、こういうのは結局、事業主体は大村市だけど、農家とかがそこに関わってくるのか。例えば、調査会社に頼んで成果物を出させて、これに向かって取組を進めましょうというだけなのか、そ



こら辺の中身をもう少し教えてくれませんか。

【村木農山村振興課長】まずはコンサル会社に委託をしまして消費動向調査、マーケット調査をいたします。その結果をもとに市の方で所得確保計画、販売戦略等を練っていきます。その段階で、これに取り組む受益者である農家の方もその場に入っていて、皆さんで協議をして次につなげていくというふうな流れでございます。

【吉村委員】コンサルの調査をもとに、市と農家と一緒に計画を作成するということね。

作成して、通信販売の試行、販路拡大の取組ということになるんじゃないと思うけど、そこら辺については新たな手当があるのか、結局、この500万円の中でそこまでしてしまいなさいというのか、そこら辺はどうですか。

【村木農山村振興課長】ネット販売については、既存の民間が運営している産直ネットに参入をしたうえで、その中でやはり他県の産地との競合になりますので、大村市の産物をしっかりとPRすることで、全国の皆様方に大村市の産物を買っていただく仕組みにつなげていくと大村市から伺っております。

【吉村委員】それなら、基本的には500万円の中でそこまで完成させなさいというわけね。

そういうふうに考えると、国は定額で500万円、20か所に試験的にやりましたというような話になるとよね。

そうしたら、今も課長からあったけど、全国的に競合していくんですよと。そうならば長崎県は、そこに一步抜け出すことに取り組まないといかんわけね。

そうしたら、国から定額でくるんだけど、都道府県を通して、また市町村を通してという左下の絵づらで、長崎県の場合は県がプラス幾ら、市町村がプラス幾らとして、事業費全体額は

500万円プラスアルファというふうなことが考えられんのかなと思うけど、そこら辺は検討されたかどうか。

【村木農山村振興課長】今回の事業につきましては、県及び市が上乘せということは考えておりません。

ただ、今、県では、集落や地域の顔となる産品づくりを進めております。その中で集落、地域に入りまして、皆さん方と一緒に、例えば高来の「幻のそば」とか、外海の「ゆうこう」とか、そういった産物を今からつくっていこうと今年から動いております。その中である程度商品化のめどが立ってきましたら、こういった事業を活用しながら、産品づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】新たな産品を創出するということまで考えているわけね。そうすると、500万円で、定額でできるのかということが出てくるんじゃないかなと思います。

これを積極的に進めて、今回は大村市だけやけど、県内全域に拡大をしていくことを考えるならば、やはり県、市町合わせて、もう少しここにプラスアルファをして具体化していくことも考えておかんばいかなとじゃないかなと。当然そういう要求が途中で出てくるんじゃないかなと思うかと思えます。その時に、それじゃ、こういうことでやりましょうというような心構えをしておってもらいたいと、この事業を見る時に思うんですが、いかがですか、そこら辺について。

【村木農山村振興課長】この事業のまだ不十分な点とか、大村市がやっていく中で課題等がございましたら、国の方にも追加する措置がないのかということも要望してまいりたいと思えますし、県、市、地元が一体となって産品づくりを進めていく中で、県の支援、あるいは市の支援が必要なのか、そういったところは今後検

話しながら進めてまいりたいと思います。

【吉村委員】 ありがとうございます。

いつも言うけど、農林の予算だから、農林だけでやります。でも、やりよることはマーケット調査とか、販売戦略の検討とか、新たな販路開拓とかとなると、例えば産業労働部とか地域振興部とか、いろいろ関わってくるわけね。県産品を販売、拡大していくというようないろんな団体が県内にもあって、そういうところとの情報交換も忘れんようにやって、連携の中で効果を高めるようにしていただきたいと思いますが、そこまで考えておられるかどうか。

【村木農山村振興課長】この産品づくりを県としても進めていくうえで、農林だけではなく、産業労働部なり関係部署とも連携を密にしながら、一体となって進めてまいりたいと考えております。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山口(経)副会長】繰越明許費の関係でお尋ねをしたいと思います。

先ほどの説明で、コロナの影響というのが「その他」の事由になっておりますけれども、事故繰越の中にもあります。対前年比でいくと、その他が29件、約23億円の影響があったということです。昨年のコロナで、経済活動の抑制でこういう影響が出たというふうに見てとれます。

コロナの影響で、繰越して3か月たっておりますけど、その後の進捗はどうだったのでしょうか。（「ちょっとお時間を」と呼ぶ者あり）

【久保田分科会長】しばらく休憩します。

-----  
午前10時49分 休憩

-----  
午前10時49分 再開

-----  
【久保田分科会長】再開します。

【長門農産加工流通課長】新型コロナウイルス

の関係で影響を受けた繰越事業の、現在の工事進捗状況ですが、6月の第3週の時点で工事の柱及び屋根等の基礎工事は終了しております、外観は概ね完成しております。これは先ほどご説明したHACCP関係の施設で、現在は内装の工事に取りかかっており、進捗度としては全体の約6割程度の進捗状況となっております。

【高橋森林整備室長】森林整備室関係では、先ほど事故繰越の方でご説明申し上げました対馬市の上槻地区の関係の鋼管杭の製作が遅れておりましたけれども、工事自体は完了いたしておりますので、その地区については100%ということでございます。

そのほか、地滑り防止工事で用地交渉ができなかったものがございますが、そこも順次工事を進めておりました、ほぼ完成に近づいているところでございます。

【土井農村整備課長】その他の繰越につきまして、ハザードマップ作成については、コロナの影響で集落座談会ができないということで繰越しておりますが、先ほど申したとおり7月から再開をして、順調に進めてまいりたいと思っております。

工事につきましても、新年度に入りまして順調に進んでいるところでございます。

【山口(経)副会長】コロナが長期化して影響が及んでいるわけで、ほかの所管する部でもコロナの影響という形で繰越した分が結構多かったわけですね。そういう中で経済活動が抑制されてしまうと、資材高騰という形まで見えてきて、余計な心配かもしれんですけれども、資材高騰によって契約額の見直しという形まで懸念されるんじゃないかと思っておりましたので、こういう質問をしたわけですが、そういう契約額の変更というような事案はなかったと捉えてよろ

しいですか。

【小畑農政課長】委員ご懸念の件ですけれども、工事契約について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、一部の建設資材の単価上昇は見られる現状がございます。しかしながら、現在のところ、農林部関係の建設工事の施工に直接影響が出ているという状況にはございません。

しかし、仮にそういったものが進みまして工事に影響が出るといった場合には、契約書の中に、請負代金等が物価の動向に応じて不適当になった場合には請負代金額の変更を請求できるという規定を設けておりますので、そういった形で対応させていただきたいと考えております。

【山口(経)副会長】多少の影響はあったけれども、契約額の変更をする事案はなかったと捉えてよろしいですね。

コロナの影響で不測の事態ということなので、繰越については仕方ないかなという思いはしておりますけれども、経済対策とか、いろんなほかの事業も出てきましたので、本当に忙しかった部分が結構あったのかなというふうに推察をいたしております。

そういう中で、県民の皆さん方が一番求めていらっしゃる、こういう工事に対しての事業の進捗をしっかりと早めていただければと思います。その点について、部長、いかがでしょうか。

【綾香農林部長】繰越をした案件、それから今年度新たに取組もうとしている案件も含めまして、公共工事等については、地域経済の活性化に大変寄与する効果もございますし、先ほど副会長がご懸念された資材の高騰が招かれる前に、なるべく早く、工事費を抑制した段階で工事がしっかり完了できて、低コストで地域にしっかり経済効果を及ぼすよう、できるだけ早く、

このコロナ禍ではございますけれども、事業進捗をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案及び報告議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分、報告第6号乃至報告第8号については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

1時間近くたちましたので、ここで休憩し、再開を11時10分といたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時56分 休憩

-----  
午前11時11分 再開  
-----

【久保田委員長】それでは、再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所

管事項について質問を行います。

農林部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】私の方から、農林部関係の議案等についてご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料 農林部」並びに同資料の「追加1」をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大による本県農林業への影響について、新規就農者・新規雇用就業者の確保について、農林分野における外国人材のリレー派遣について、県内におけるミカンコミバエの誘殺と防除の実施について、農林産物輸出の取組について、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会「肉牛の部」子牛の受け渡しについて、優秀な県有種雄牛「晴太郎」「晴久」について、「ながさき森林環境税」について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてでございます。

そのうち、主な事項につきましてご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

新規就農者・新規雇用就業者の確保についてでございます。

本県の基幹的農業従事者は、高齢化の進行に伴い、2020年農林業センサスでは2万5,107人と平成27年に比べ21%減少しており、本県農業の維持・発展のため、新規就農者313名、新規雇用就業者301名、合計614名の確保を目標として取組を進めているところです。

令和2年度においては、長崎県新規就農相談センターやながさき移住サポートセンター等の関係機関と連携し、東京・大阪での就農相談会やコロナ禍を踏まえたオンラインによる就農相

談などを実施したことに加え、産地とJAが就農希望者を受け入れて研修を実施する「産地主導型就農ルート」の取組を「JA長崎せいひ」や「JA壱岐市」で開始したことや、雇用型経営体など儲かる農業経営体の育成が進んできた結果、新規就農者266名、新規雇用就業者348名、合計で614名を確保することができました。

今後は、「産地主導型就農ルート」の取組を県内各地域に拡大し、県内外からのUIターン者等の就農を促進する「地域に呼び込む」対策を強化するとともに、県内農業高校や農業大学校等との連携による農家子弟等を対象にした先進農家研修や農業法人等への就農相談会などの「地域にとどめる」対策、他産業に従事している県内外の後継候補者に就農情報を提供し、就農意欲を喚起していく「地域に呼び戻す」対策の3対策を積極的に取り組むことで、新規就農者や新規雇用就業者のさらなる確保・育成に努めてまいります。

次に、農業分野における外国人材のリレー派遣についてでございます。

本県における農業分野での外国人材の活用につきましては、令和元年12月から株式会社「エヌ」が派遣業務を開始し、5月31日現在、カンボジア国の47名を派遣しており、また、面接済みで入国準備中の120名が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限が解除され次第、県内産地へ派遣される予定となっております。

「エヌ」では、農繁期である11月から5月までの間だけ外国人材を活用したいという本県の多くの農業者の声に対応するため、本県の農閑期に当たる6月から10月が反対に農繁期となる長野県・北海道へ派遣する「リレー派遣」に取り組むために、先の県議会において、「エヌ」の長野県・北海道への事業所設置に必要となる

県の増資について承認をいただいたところです。

現在、長野県においては、6月に「エヌ」の支店を開設し、既に6名の外国人材を派遣しているところであり、また、北海道においても支店開設の準備を進め、7月から4名の外国人材の派遣を予定しているところです。

今後も、「エヌ」による外国人材の確保・派遣が進むように、県としても関係機関と連携し、住居の確保等、外国人材の就労環境の整備などを支援することによって、本県農業者のニーズに即した労働力の確保を図り、産地の維持拡大、農業者の規模拡大、所得向上に努めてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の4ページをお開きください。

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会「肉牛の部」子牛の受け渡しについてでございます。

鹿児島県で令和4年10月に開催される第12回全国和牛能力共進会「肉牛の部」へ出品するため、県内各地で育成・選抜された60頭の候補牛を、去る4月27日に、優れた技術を持つ県内の15名の肥育農家へ受け渡しました。

受け渡し後は、全国和牛能力共進会長崎和牛推進協議会の出品対策委員による毎月の巡回を行い、農家ごとの飼養管理マニュアルや超音波画像診断装置による脂肪交雑等の肉質診断に基づく飼養管理の確認と管理を徹底し、最終的には7頭の県代表牛を選抜することとしています。

今後も、推進協議会と連携しながら、鹿児島大会での日本一奪還に向けて出品対策の強化に努めてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の5ページをご覧ください。

「ながさき森林環境税」についてでございます。

「ながさき森林環境税」につきましては、県民の皆様には森林整備にかかる費用を広く負担していただくことで森林づくりにご参加いただき、将来にわたり継続して公益的機能を発揮できる森林の維持造成に努めていくことを目的として、平成19年度に創設をし、以来、5年ごとに効果検証を行いながら、現在、平成29年度から令和3年度の5年間とする3期目の事業に取り組んでいるところであります。

第3期の5年間におきましては、荒廃した人工林を経営が可能な森林とするための伐捨間伐を1,374ヘクタール、農山村地域における市町・集落と連携した里山林の整備を187ヘクタール、高性能林業機械による効率的な搬出間伐を行うための作業道を1,197キロメートル開設するなど、森林の公益的機能の維持向上を図るとともに、地域の森林づくりや県産材の利用促進に向けた市町提案による地域の独自性と創意工夫による多様な取組、県民参加による森林整備や森林学習等への支援などにより、森林ボランティアとして延べ4万73人が参加するなど、社会全体で支える森林づくりの推進に取り組んでいるところであります。

県としましては、今年度をもって、第3期の課税期間及び事業期間が終了することから、令和4年度以降の森林環境保全事業についての基本方針案を取りまとめているところであり、今後は、9月の定例県議会でのご意見やパブリックコメントの実施による県民の皆様のご意見を賜りながら、今後の森林環境保全事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当課長より補足説明をさせていただきます。

最後に、本日配付させていただきました農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）の県内

におけるミカンコミバエの誘殺と防除の実施については、後ほど担当課長より補足説明をさせていただきます。

その他の事項の内容につきましては記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】次に、農産園芸課長より補足説明を求めます。

【清水農産園芸課長】本日、追加でお配りいたしました補足説明資料、「県内における『ミカンコミバエ』の誘殺と防除の実施について」をご覧ください。1ページ目でございます。

ミカンコミバエは、体長7ミリほどの小型のハエの一種でありまして、中国、東南アジア等に分布し、現在、国内には定着しておりませんが、植物防疫法上、かんきつ類やビワ、その他の果菜類等に大きな被害をもたらす重要害虫に指定されています。

例年、梅雨前線や台風等の強風により国内に飛来するため、従来より、誘引剤を入れたトラップを県内各地に設置し、農林水産省の植物防疫所と県が連携して侵入を警戒しており、侵入が確認された場合には、国内への定着を防ぐための防除対策を実施しております。

本県におけるミカンコミバエの捕獲状況でございますが、昨年は1頭でございましたが、本年は5月25日に捕獲された後、7月1日までの間に長崎市、対馬市、時津町、西海市及び佐世保市で合計18頭が捕獲されています。

これまでの捕獲地点は、補足資料の別紙1の地図に星印で表示をしております。

なお、本年は、本県以外でも鹿児島県、熊本県、直近の情報では沖縄県でも捕獲されております。

現在、ミカンコミバエの定着及び蔓延防止のため、ミカンコミバエのオスのみを引き寄せて殺虫するテックス板という資材を設置するなど防除対策を強化するとともに、防除を行う地域の農業者及び住民の皆様にも、防除への理解と発生源となる果実の除去などを呼びかけているところです。

テックス板につきましては、別紙2のチラシの右下の写真にあるような、4.5センチ四方の大きさの板でございまして、これを針金で木の枝に括り付けるなどにより設置をしております。

補足説明資料1ページに戻りまして、防除体制でございます。

ミカンコミバエがトラップで捕獲された場合、捕獲地点から半径5キロ圏内にトラップを増設し、侵入の警戒レベルを高めるとともに、捕獲地点から2キロ圏内にテックス板を設置し、ミカンコミバエのオスを集中的に防除して繁殖を防ぎます。

現在、長崎市の潮見町及び飯香浦町、対馬市厳原町、西海市大瀬戸町並びに佐世保市吉井町において、この初動防除を実施しております。

さらに、1日に同一地域の3地点以上で捕獲されるなど高い密度や頻度で捕獲された場合や果実被害が確認された場合には対策を強化し、テックス板の設置地域を捕獲地点から半径5キロ圏内に拡大するとともに、発生源となる果実を園地や庭先に放置しないよう依頼することとしております。

また、薬剤が雨に流れやすいため、作業は梅雨明け後になりますが、捕獲地点から半径50メートル圏内に、ミカンコミバエのオス・メスを問わずに殺虫できるベイト剤という薬剤を散布することとしております。

現在、長崎市の西海町及び多以良町、時津町

と長与町の一部において、初動防除を強化しております。

別紙1につきましては、現在までの捕獲地点と、防除を行っている5キロ圏内のエリアを記載した地図でございます。

別紙2は、防除を実施していることを住民の皆様にお知らせしているチラシ、そして別紙3は、産卵場所となる採り残した果実を園地や庭先に放置せず、埋設または処分するよう呼びかけているチラシです。

これらのチラシにつきましては、市町を通じて自治会単位でお知らせしているほか、農協の生産部会等を対象とした説明会や県ホームページへの掲載を通じて、県民の皆様にお知らせしているところであります。

県といたしましては、ミカンコミバエの蔓延を何としても阻止するため、今後とも国や市町、関係団体と連携し、侵入の警戒と早期の防除に全力で取り組んでまいります。

以上で補足説明を終わります。

【久保田委員長】次に、林政課長より補足説明を求めます。

【永田林政課長】私の方から、ながさき森林環境税につきまして、「令和3年6月定例会県議会、農水経済委員会補足説明資料、『ながさき森林環境税』について」という資料でご説明をさせていただきます。

まず、1ページの一番上の1、第3期ながさき森林環境保全事業の進捗状況を表に記載しております。左の事業が、第3期で取り組んだ事業のメニュー、その横に目標、実績見込、達成率となっております。

その中の上から2番目の農山村地域における市町・集落と連携した里山林整備を行う「環境保全林緊急整備」、下から2つ目、県産材によ

る木造・木質化の取組を支援する「ながさ木・なごみの街づくり」の進捗率が低い状態となっております。

中段の「2 ながさき森林環境税の成果」でございますが、（1）にこれまでの事業の実績をそれぞれ項目ごとに記載しており、その成果を（2）に記載しております。

森林環境税を活用した7,312ヘクタールの伐捨間伐による森林の持つ水源涵養、地球温暖化防止、県土の保全の3つの機能を貨幣価値に換算いたしますと、年間約106億円の効果を発揮しているところでございます。

また、森林ボランティア活動に参加された方は、平成19年度の森林環境税の創設から令和2年度までの14年間で延べ18万4,000人、森林ボランティア登録団体数は、税導入前の平成18年の13団体から42団体へと3倍に増加しており、森林保全に対する県民の参加と理解促進につながったものと考えております。

2ページをご覧ください。

「3 ながさき森林環境基金の運用状況（見込み）」でございますが、第3期の積立金が約19億5,000万円に対して、取崩額が20億1,000万円、最終的な基金の残高は、令和3年度末で約1億9,000万円となる見込みとなっております。

その下の4、今後の見直しのスケジュール（案）でございます。ここには記載はございませんが、令和3年2月に県政モニターを対象とした県民アンケートを実施しております。その中では、森林の荒廃や森林の機能の低下の現状を6割の方が認識し、森林環境税の継続について、8割の方が理解を示している結果となっております。

今後は、7月に外部有識者からなるながさき森林環境基金管理運営委員会に意見を聞き、8月に基本方針案を取りまとめ、9月に本委員会

において基本方針案をご説明、ご意見を賜りたいと考えております。

その後、10月のパブリックコメントを経て、11月定例県議会にながさき森林環境税条例改正案を上程するスケジュールを考えております。

以上で補足説明を終わります。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。番号は24番、30番、35番、36番の4つです。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【吉村委員】30番の佐世保市からの陳情の39ページ、2番の地域防災・減災事業の促進について。

先ほど川崎委員からも、防災ため池の緊急性が指摘されよったんですけど、佐世保市においても結構あって。

最初にため池調査をやった時、例えばAからDまでとか段階をつけて、一番危ないのがAとすると、それは公表できないとなっておったわけよ。公表すると、その下に住んでいる人たちが「怖か」となるたいね。だから内緒にしておかんばとかと言ったけど、もうそういう段階ではないと、対策を打たんばいかんということでもやりよるんですけど。

事業概要で7か所進んでおるんですけど、この進捗状況についてお知らせをいただければと思います。

【土井農村整備課長】佐世保市の要望に関して、ため池の進捗状況ということでございます。

まず佐世保地区の六郎ため池、柳の本、赤新田ため池につきましては、令和2年度までの進捗率で84%となっております。

佐世保2期地区の道清田ため池、二反田ため池、鳥越ため池につきましては、現在のところ75%の進捗でございます。

それと流矢ため池につきましては、令和2年度当初までの進捗率で12%となっております。

【吉村委員】どうせ説明するなら、そこに加えて、予定どおり進捗していきよるのかということまで言うてもらえばよかとばってん、どがんか。パーセントは出たけど、これは大体、事業予定に遅れんようにできよるのかどうかということよ。

【土井農村整備課長】佐世保地区につきましては、令和4年度までの予定で進めておりますが、現在のところ84%ですので、何とか予定どおりでいけると思っております。

佐世保2期地区につきましては、令和5年度を工期として進めているところで、現在のところこれも順調にっております。

流矢につきましては令和元年度に採択をされまして、令和4年度の完成を予定しておりますが、現在のところ12%ですので、少し遅れているのかなというところでございます。

【吉村委員】陳情としては、早期完成に向けた事業費の確保をお願いしてあるんだけど、大体予定どおりに進捗はしていますと。それと、農業の作付から刈取りまでとかのスケジュールに合わせてやらんばいかんけん、そういう意味ではちょっと前後するんじゃないかと思いますが、今が危険なわけよね。完成して初めて危険がなくなるわけだけが、そこは工事中においても危険がないよなということ念頭に置いてやっていただきたい。

大体順調ということですけど、一日でも早い完成ということで取組を進めていただきたいとお願ひしておきます。

【久保田委員長】ほかにございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はございませんか。

【川崎委員】まず、給食用食材への県産品使用の促進についてお尋ねいたします。

先ほどは和牛の取組についてご説明いただいて、このコロナを契機に、少し県産品を体験していただくということで、いい流れができたのかなというふうに思っています。

近年、児童生徒の皆様の食物アレルギーの問題が重要な課題となっていて、給食はほとんど小・中学校ですから、あまり県議会の方で議論することはないんですけども、多くの声を承っているところです。

先般、国産で農薬が少ない、あるいは無農薬でつくられた農産物の利用で安心できる給食提供を行ってほしいと、保護者の団体の方が、なんと8,277名の署名を携えて県の教育委員会に要望書を提出されました。

これは、子を持つ親としては、安心・安全な給食が提供されているかと、日々、給食の素材とか献立表とかをチェックをしながら、こういったものが食べられませんと学校に通知をすることもあって大変負担もあるし、何よりも学校の先生、さらに作り手の方も、児童生徒の命を守るという観点から、全員が目くばせ、気くばせをしている状況かと思っております。

そういった中で千葉県のいすみ市で、給食で使用のご飯の全量が無農薬、無化学肥料の有機米に改めたということを知りました。スタートしたのは2013年でございまして、当初は農家

が3名、面積は0.2ヘクタール、収穫量は0.24トンだったということですが、その後、増加をして2017年には23名、14ヘクタール、収穫量はなんと50トンまで拡大をしたという取組が紹介されていまして。農家の方も、そういったおいしい食べ物を子どもさんたちに食べていただいて大変うれしいと、まさに誇りに思っておられるお取り組みだというふうに思いました。

毎日こういった農薬を抑えた、あるいは無農薬の食材を給食に提供することは非常に困難だとは思いつつも、このような取組が実際に各地で行われている状況でございます。

まず、こういったことに対する県の認識を聞きたいと思っております。

【村木農山村振興課長】学校給食におきまして、有機農産物に関わらず地元の農産物を活用することは、新鮮な食材の供給と、子ども、生徒の農林水産物や郷土への理解促進につながるという食育推進の観点から、大変重要な取組であると認識をしております。

一方で、県内で有機農産物、あるいは農薬等を地域の慣行より半減している特別栽培農産物を生産されている団体、あるいは個人の農家の方に現状をお聞きしましたところ、学校給食以外で販路が既に確立をしていると、現状では学校給食には供給されていないと伺っているところです。

また、以前、有機農産物を栽培されている団体の方、あるいは個人の方が、地元の小学校等取引ができないかと協議をした経緯がございまして、有機農産物の生産そのものが安定しないと、あるいは価格が若干上がるということで取引にはつながらなかったとお聞きしているところでございます。

県といたしましては、委員からも紹介がございました千葉県はいすみ市など他県の事例を市

町へ情報提供をするとともに、例えば「県内まるごと長崎県給食」を11月に設定しておりますので、その場で限定的に使用できないかといった具体的な提案を市町に働きかけできないかも含めて、教育庁とも協議をしてみたいと考えております。

【川崎委員】極めて前向きなご回答で、大変ありがとうございます。

ご指摘のとおり生産が安定しない、価格が上がるということは、別に長崎だけの話ではなくて、千葉県にしても同じことだと思います。

そう考えていく中に、先ほどくしくも言われた子どもさんたちの食育、そして健康を守る、命を守るという観点から、こういった取組に県内の皆様も何とか取り組んでいただけるような環境づくりといたしますか、意識の改革、そして様々な支援、そういったことについてもご検討いただきたいと思います。

海外でフランスは、2022年までに給食食材の有機比率、オーガニックの比率を50%にすると法律で決めているそうです。韓国は2021年、今年から全ての小・中・高校でオーガニックの給食を全面施行と、海外は進んでいるなど、国挙げてということではあるものの。日本では比較にならないくらい低い状況で、ぜひ意識改革も図ってほしいと思います。

就農者も、なかなか人手不足でありながら、一方では若手の意欲のある方がおられると考えると、こういう安心・安全な食材を自治体が採用してくれるとなれば、就農者の意欲というか新たに組み込んでみようという流れも出てくるかと思えます。

また、聞くところによると、そういう取組をしている自治体に、安心だから、安全だからといって転入までされると、アレルギーとか切実な問題で転入をされる事例もあるやに聞いてお

ります。そう考えますと、UIターンの促進、作り手の転入、そういった皆様方が求めて来られる。人口減少に悩む長崎県として一つの切り口といたしますか、そんなことも考えられるかというふうに思います。ぜひ推進を取り組んでいただきたいと思いますが、いま一度、ご見解を賜りたいと思います。

【村木農山村振興課長】今、委員からご紹介がございました、安全・安心な食材提供を推進している自治体にUIターンが促進されている状況について情報収集をしていながら、地域づくり推進課など関係部局とも共有、あるいは協議して、今後の市町への推進についても具体的に何かできないか、そういったことを検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ流れをつくっていただければと思います。何もしなければ何も起こらない。取り組んでいくことによって新たな流れが出てくると思います。ぜひチャレンジをお願いしたいと思います。

次に、農業分野におけるドローンの活用状況についてお尋ねいたします。前回もドローンの件については説明をいただきましたし、意見も申し述べたところでありますが、鳥獣害対策でドローンが何とか使えないものなのかと、素人ながら思いつきレベルでいろいろ考えるんです。ぜひドローンを鳥獣害対策で使っていただきたいと思うんですが、現在の県内における状況はいかがでしょうか。

【村木農山村振興課長】本県においてのドローンの活用状況でございますが、ドローンに赤外線カメラを搭載いたしまして、イノシシの生息状況調査に取り組んでいるところです。イノシシが生息しているかどうか、初期段階で把握することが可能であり、初動の被害対策を講じるうえで有効であると考えております。

【川崎委員】 そこから一步踏み込んで、ぜひ、農作物への被害から守るのが農林部の役目と承知しているものの、普通の民家の庭先まで出てくる、身の危険を感じる場所もありまして、部局横断的なことになってしまうのかもわかりませんが、ぜひそういった観点で、ドローンとかICTを活用しながら賢く鳥獣害対策に取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、こういった取組を強化してほしいと思いますが、いま一度ご見解をいただきたいと思います。

【村木農山村振興課長】 まず、ドローンの活用につきましては、国の試験研究機関などが行います技術開発の情報収集に努めながら、本県で利用可能な技術については実証導入等を進めてまいりたいと考えております。

併せまして、ICTを活用した有害鳥獣対策ということで、スマートフォンのアプリを活用いたしまして、捕獲従事者がイノシシを捕獲した時に写真を撮影しますと、いつ、どこで、誰がどのような個体を捕獲したかがクラウド上に保存されるとともに、地図上に即座に地図化されるということで、移動傾向を踏まえたわなの設置なり、あるいは捕獲の強化といった戦略的な活用を推進していきたいということで、本年度から、県内で捕獲に従事される方に実際に触ってそれを実感してもらって、来年度以降、本格的な普及を図ってまいりたいと、今まさに進めているところでございます。

【川崎委員】 その取組も以前にお聞かせいただきました。いろんなアイデアを駆使して、機材も駆使して、先進の技術も駆使しながら対策を、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、長崎市の赤首地域の地滑り対策工事の概要と進捗についてお尋ねいたします。

【土井農村整備課長】 昨年7月6日から7日の豪雨により発生しました赤首町の地滑り対策工事

の概要につきましては、抑止工、地滑りを止める工事の杭打ち28本、地滑りの原因となります地下水を排除する水抜きボーリング10本、崩壊部の土砂撤去と法面保護工の法枠工2,600平方メートルの実施を予定しております。7月現在、杭打ち工事については完成をしております。引き続き、水抜きボーリング工事を本年9月末までの工期で実施をしているところでございます。さらに、年度末までには崩壊部の土砂撤去の実施を予定しております。崩壊部の法面保護工につきましては、令和4年度に着工し、令和4年度末の完成を見込んでおります。

【川崎委員】 昨年7月、ちょうど1年前ですね、本当に大変な災害でした。速やかに着手をしていただきましたが、なかなか広範囲ということもあるし、難工事なんでしょう。当初、今年度の完成だったのが、今の説明では来年度、1年延びたということでありまして。ぜひ速やかに、安全・安心な地域づくりにお取り組みいただきたいと思います。

最後に、コロナ禍における農産物の需要低迷対策ということでお尋ねいたします。全体的な話は、一般質問等、また部長説明でも伺いましたので、大体理解をいたしました。とりわけ花きについては非常に深刻であると思っております。

新型コロナウイルス感染症経済対策特別委員会に委員外で私も参加をさせていただいて、オンラインでしたけれども、長崎花き園芸農業協同組合から実情を伺いました。

県も、下のフロアで販売促進に取り組んだりしておられるんですが、なかなかですね、このコロナで様々な行事が縮小されたり、抑制されたりする中で消費が減っているということで、特に主要の輪菊、これは葬儀の縮小で厳しい状況が続いているという説明をいただきま

した。

私は、コロナが収まれば元に戻るという期待もありつつ、新たな生活スタイルが文化や価値観まで変えてしまうんじゃないかと非常に懸念をしております。つまり、収束してももう需要が戻らないんじゃないかと、葬儀のあり方とか、そういったものが戻らないんじゃないかという懸念をしております、いずれ収束すればという期待感もありつつも、こうなってくるとなかなか、さらに厳しい状況が継続していくわけですから、文化の変更というか価値観の変更ということに非常に懸念をしております。

まず、県の認識を聞きたいと思います。

【清水農産園芸課長】今、委員からご指摘がありました花きに対する新型コロナウイルス感染症の影響でございます。

需要の変化は、イベントや葬儀の縮小のみならず、その一方で巣籠り需要と言われる家庭需要の増加、それから非接触型の販売ということでネット販売の増加というような形で花きの分野でも表れているかと思っております。

これがどの程度固定化するかは、なかなか読み切れないところはありますけれども、その可能性はあると考えておまして、そうした需要の変化への対応は非常に重要なことだと思っております。

【川崎委員】需要の変化に対応するために、ネット販売等のご紹介がありましたけど、葬儀とか大規模にやっていたところが、家族葬でやってしまったのでお知らせしますというのが最近よく、パターンとしてあってですね。これが定着をすると消費に結びつかないと懸念しているので、そういったことに対する認識をとということだったんですが、いま一度。

【清水農産園芸課長】昨年度も、この需要の変化への対応の一つといたしまして、花の生産者、

流通業者で構成しております長崎県花き振興協議会が新しくホームページを起ち上げる際の支援をさせていただきました。

先日の新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会におきましても、そのホームページの内容充実といったお声があったところです。また、需要の変化に対応した新たな品種の導入など、前向きな取組を進めていくことが重要だというお話がありました。

県といたしましても、このような現場の皆様のお声をよくお聞きしながら、今後どのような対応が可能か、よく検討してまいりたいと思っております。

【川崎委員】最後に意見だけ。

現場の方が、恐らく今の空気感を捉えておられると思います。よく意見を聞いていただいて。需要が戻れば別にいいんですけど、そのままというのを非常に心配しております。ぜひ、その空気感をしっかりつかんでいただきながら、次の対策を講じていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【久保田委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時55分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

午前に引き続き、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【吉村委員】まず、スマート農業の現況について質問したいと思います。国要望にも書いてはあるんじゃないけど、もう何年か前からずっとスマート農業にいろいろ取り組んできよるとやけど、

そこら辺がどがんなって、今後、もう少しどう  
いうふうに具体化していくのかなというところ  
が気になるものだけん、お知らせをいただけれ  
ばと思います。

【一丸農政課企画監】スマート農業の現況につ  
いて、ご説明させていただきます。

まず、これまでの取組についてですが、本県  
では、収量の向上、省力化、低コスト化などを  
目的に、平成29年度からいちごなどの施設園芸  
の環境制御技術、平成30年度からは水稻、バレ  
イショなどのスマート農業の技術の開発、改良  
実証に取り組んでまいりました。

また、令和元年度からは国のスマート農業実  
証プロジェクトを活用し、生産者、企業、JA、  
県が一体となって、ミカン、ブロッコリー、ピ  
ワ、アスパラガスなどの品目で実証に取り組ん  
でおります。

さらに、一部の市町におきましては、国の事  
業を活用し、生産者や関係機関などを構成員と  
したスマート農業に関する協議会を設置し、実  
演会等を実施しながら、地域に合ったスマート  
農業の実証、普及にも取り組んでいるところで  
ございます。

【吉村委員】県の国要望を見ると、書いてある  
のが、なかなかわからんっちゃけど。

例えば、もう何年前になるかね、小値賀でス  
マート畜産、放牧か、ああいうことをやります  
と。それから、オランダ型農業のハウス栽培の  
長崎版のものとか、そういうことをこれまでず  
っとやってきよったけど、その成果とかを全然  
聞かんままにここにきよるなと思って、そこら  
辺についてはいかがですか。

【山形畜産課長】小値賀町でのスマート放牧の  
取組でございます。県では、平成27年から小値  
賀町において、牛舎から離れたところで、遠隔  
地で操作をしながら肉用牛の飼育をするという

スマート農業の実証に取り組んでまいりました。  
いろんなシステムを入れているんですけど、そ  
の中でも遠隔操作カメラによる放牧牛の監視と  
か、音響装置での牛の呼び寄せであるとか、遠  
隔操作のゲートによって牧区を移動する技術、  
こういったものの実用化が確認されたところで  
ございます。

現在、この実証の結果をもとに、県内のスマ  
ート放牧技術の普及に取り組んでおりまして、  
昨年度において西海市で、放牧場に監視カメラ  
を付けて牛の行動を確認するといったものも、県  
の単独事業、補助率2分の1の事業を創出して推  
進をしているところでございます。

【吉村委員】推進はしよるとじゃろうけど、具  
体的な成果を聞きたいわけよ。これぐらい所得  
が上がったとか、出荷量が増えたとか、そうい  
う具体的なところを答弁していただければあり  
がたいんじゃないけど。そこが今、準備ができてお  
らんとかもしれんけど、後もってでいいですか  
ら、そういう資料を作ってもらえればと思いま  
す。

畜産の部分で、この前から宇久の市場を閉め  
て平戸口の市場に統合しましたね。そして毎月、  
市を開催するようになりました。キャトルステ  
ーションを増築して、離島ばかりではなくて、  
繁殖農家の牛をそこにある程度置いて、質の高  
いところで均一化して市に出すと、価格に反映  
されていくということになるわけよね。

いろんなことが考えられると思うんだけど、  
具体的な数字で、これがこういう効果が上が  
ったということがなかなか見えてこんもんだけ  
んが、頑張ります、頑張りますではいかんと思  
うので。

さっきの大村の500万円の国の事業でも、農  
業新聞を見よったら、地域商社が経済の活性化  
と、これは地銀が出資をして地域商社をつくる

と、そして儲かる農業をやるというわけよ。そういういろんなものがふくそうしておるわけよね。それを取りまとめて、つないで、シンプルにわかりやすくして、よって儲かる農業につないでもらいたいと思うので、よろしく願いをしたいと思います。

続いて、有害鳥獣対策についてお尋ねをしたいと思います。有害鳥獣対策のこれまでの実績をまずお知らせいただけますか。

【村木農山村振興課長】対策の実績でございますが、令和2年度につきましては、防護柵439キロの整備を支援しております。捕獲につきましては、現在精査中ではございますけれども、過去最高となります4万7,000頭余りのイノシシの捕獲に対して支援をしているところでございます。

いずれにしましても、市町、地元の要望に基づいて事業が実施できているところでございます。

【吉村委員】具体的には出てこんのがちょっと残念ですが。

ワイヤーメッシュの総延長、これまで何千キロか何万キロかわからんけど、やってきました。これは国の補助事業でやるよるんだけど、なかなか100%要求どおりには出てこない。そういう状況を踏まえて、地域の要望がどれくらい通ってきよるのかということについてはどうですか。

【村木農山村振興課長】今まで防護柵につきましては、延べ1万5,000キロメートルを整備しているところでございます。

それと、イノシシとのすみ分け対策につきましては、129か所の緩衝帯整備をしているところでございます。

併せて人材育成といたしまして、地域の実態に応じて対策を指導するイノシシ対策A級イン

ストラクターを、これまで464名育成をしてきております。

地元の要望に対してどうなのかというところは、ここ2~3年につきましては地元の要望どおり事業が実施できていると把握しているところでございます。

【吉村委員】そこら辺、把握はされているんだろうとは思いますが、なかなか被害が収まらんというのがあって。

実は昨日も、県北地域の状況を視察して回ったんじゃけど、やっぱり水稻やね。農家の精神構造の中心を構成するのは、やっぱり水稻栽培やね。そこが全然できんとなると、もう生産意欲がなくなっていくということで、捕獲と防護とあるけど、捕獲も当然しながら防護もせんといかん。

ワイヤーメッシュについては14年の耐用年数と国が勝手に決めてくれているんじゃけど、これをもっと短縮する要望を強くやらんといかん。そういうふうにはせん、もう今はさびて、それを付け替えたいけれどもできない。

それとか、最初に対策をぱっと急いでやらんといかんから全体を、圃場何十枚分とかを一週に囲うておらすわけよ。それで事業が一回完結しているものだけんが、それでは効果がないけん、その中を細分化していこうとすると、それはできませんと、14年待ってくださいと、こういう話。

だから、そういうのは避けて、すぐにでも対応できるような態勢をとらんといかんで、国に対してもっと強く要望をして、答えを早く出すよう努力をしていただきたいと思いますので、お願いします。

それと、この頃、県北の方もシカが出てくるようになって、野生動物もたまらんとやけど、シカも顔を見ればかわいかとやけど、そうやっ

て被害が出ると、もうたまらんわけよ。

それで、ワイヤーメッシュの上にネットを張るという事業があるんじゃないけど、この事業をやるうとすると、今年から計画して来年の予算にのせて要望してとなると、どんどん遅れていくわけ。それとコストということもあるので、昨日、見て回りながら、簡易にこうやればどうにかならんとやろうかという農家からの提案もあるわけよ。そういうのをすぐ実現してやると、農家の人たちもやる気が少し出てくるかもしれないね。

だから、地域を決めて実証試験みたいにやって、国の補助金でやるというんじゃないで県単で手当てをしていく。多額な費用がかかるわけじゃないので、実証試験だけ。そういう実証試験というようなやり方を使って少しずつ対策をするというのも一つの手だろうと思うので、そこら辺は地域の農家の人たちと意見交換をしながら、すぐ取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【村木農山村振興課長】今、委員からご指摘がございましたように、防護対策としてワイヤーメッシュ等の導入は進めておりますけれども、一方でコストを縮減することは大変重要であると考えております。

昨日、委員が現場を見回られたといことですが、県としましても、県内の現場での取組状況について、地元の方とも意見交換をしながら、実態を把握したうえで関係機関と協議しまして、実証試験の実施について検討してまいりたいと考えております。

【吉村委員】そこら辺はすぐにできることなので、そういう整理をして対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それからジビエについてです。これも有害鳥獣対策として、イノシシの肉とかシカの肉とか、

ちゃんと料理して出すと高級料理になっていくわけよね。この前から新聞とかを見よると、諫早のイノシシ肉を味わってとか出よるんじゃないけど、江迎も昔から立派なイノシシ肉を出しよるわけ。グラム450円もするんだけど、うまい。

ここが一緒にやりよる事業で、宿場町構想というのでやりよるんじゃないけど、残念ながらそこにイノシシのジビエ料理とかというのが全然のってこんど。これは農林がしよる事業ではないんじゃないけど、農林もその中に入って、こういう料理もつくってくださいよというようなことをやらんといかんと思うんだけど、そういうところの取組について、ご意見を。

【村木農山村振興課長】まず、ジビエの振興につきましては、地域資源の有効活用によりまして地域の活性化、そして所得向上につながる重要な取組であると認識しております。

このため現在、国の交付金を活用いたしまして、食肉処理業者が地元の飲食店と連携したジビエフェアの開催や新メニューの開発など、そういった取組に対して支援しているところでございます。今後もジビエの振興のために、国の制度も積極的に活用しながら、地元市町にも積極的に推進をしまいたいと考えております。

【吉村委員】ありがとうございます。いつも連携してねと言うけど、何となくその連携がうまくいっておらんというのがあるので、こういう記事を見ると、そこら辺をもうちょっとやってほしいと思いますので、よろしく願います。

次に林業についてお伺いをするんですが、時間がないので、一つ一つ聞かれんとですが、先ほどからもあったように伐捨間伐から搬出間伐になって、今度は全伐をしていかんばいかとやけど、そこら辺の状況について、木の値段が安いので、全伐して新しい苗を植えるところに

うまく回りよらんとかなと思うんだけど、そこら辺の状況について、ちょっとお知らせをいただければと思います。

【高橋森林整備室長】今、ご質問のありました搬出間伐でございますが、令和元年度が最新版のデータでございます、ながさき森林環境税を活用した搬出間伐への支援とか作業道の開設、それから高性能林業機械の導入といったところで、令和元年度は5年前の1.7倍となります2,081ヘクタールに増加しております。

委員がおっしゃいました全伐、主伐と県では言いますが、これも5年前の4.5倍となる59ヘクタールに増加しております。これによりまして、令和元年度の木材の生産量も1.8倍となる16万8,000立米に増加しております。

主伐後の植栽は、一番高かった昭和50年代から約6分の1の木材価格になっておりまして、経費の問題もありまして、なかなか進んでいないのが現状でございます。

今後進めていくためにどういった支援の必要があるのかとか、コストの削減、そういったところで取り組んでまいりまして、関係団体と一緒に進めていきたいと考えております。

【吉村委員】価格との関係もあるし、県行造林の契約をしているわけですね。それが安いので売れんと延ばしていきよると、高くなればいいけど、そこら辺も林業農家の人たちとよく話をしながらやらんといかなと感じるので、そこら辺の意見交換はやっていただきたいと思います。

それと、県北の山を全伐、主伐して、苗を植えたよ。そいばってん、シカの被害よ。伐採した木は、伐採するんじゃけん、40年とかたつとるわけよね。しかし全部チップになったと。いわゆる丸太で売れない。なぜかという、シカの被害に遭っているからということで、やっ

ぱりこれは深刻ね。少しお金が入るばいと思うておらした人たちが、スズメの涙に。スズメの涙でもあったけん、よかったというぐらいの話やけど。そうすると、次を植えて回していこうという意欲がそがれてくるので、そこら辺も対策を。

ネットを張りますよと言うけど、山の何ヘクタールというところをずっと巻くというのも大変だろうし、そこら辺、現場の森林組合とも意見交換をやって、どういう効果的な対策があるのかを考えていただければと思います。

それと、地域で頑張る林業農家の人たちもおられるけど、高度な機械の導入について、リース事業とか補助事業があるのを知らなかったりする。これも併せて。

やる気のある林業農家なので、どんどん仕事をしてもらいたい。しかし、そういう補助事業とかを知らないので、例えばハーベスターとか何千万円とかするものを、ちょっとでも補助があれば、どんどん仕事が進んでいくわけよね。そういうことの周知についても意を用いていただきたいと思います。この前感じたことで、よろしく願いしたいと思います。

それから、これはこの前からちょっと冗談めかしの言いよるとやけど、長崎県民の森の運営は林政課がやりよるわけね。県民の森の年間行事表が載っておったわけよ。森に親しむ、そして子どもたちの森林に対する気持ちを醸成していくと、そういう事業なわけよね。これはいい事業やなと思ったんじゃけど、次に思ったのが、これならちょうど合うのがあるなど。というのは、世知原少年自然の家となるわけよ。

あそこは教育委員会が所管しているわけね。千々石少年自然の家と、佐世保青少年の天地、それと世知原少年自然の家、3つ一緒に一つの管理者でやりよる。果たしてこれでいいとかな



と。それぞれの施設のカラーがあるわけよね。役割とか違うのよ、それぞれ。

世知原少年自然の家の場合は、自然に親しむ、森林に親しむ、緑を大切に、そういうことが醸成される施設なのよ。そういうことを考えると、教育委員会にやっておけばよかばいというんじゃないかと、これは積極的に農林部林政課で運営をすればいいんじゃないかと思うんじゃないけど、部長、どがんですか。

【綾香農林部長】3月の委員会でも、委員からご質問、ご提案がなされましたけれども、世知原少年自然の家につきましては、県の行財政改革プランの中で、財政上の理由を主として、佐世保青少年の天地と、機能は持たせたいという方向で移管すると、そして統合していくという方向が決まっている状況でございます。

そういうこともございまして、現時点で農林部林政課での所管は困難と言わざるを得ませんけれども、教育庁と地元の皆様との話し合いが進んでいると思いますので、その中で農林部として何か、例えば県民の森のソフト面での運営の手法とか、そういう面も含めましてご協力できるものがございましたら、ぜひご協力はさせていただきたいと思っております。

【吉村委員】今、部長が言うことはわかったうえで言いよるんじゃないけど、教育委員会の考え方の中には行財政改革の窓口が関わって、どうにか減らしてくださいとかなんとかかんとかで、本来の役割を理解したうえで、その施設をどうするのかというところが欠けてきているんじゃないかと。そこを補完できるのが地域の皆さんであり、農林部でもあるんじゃないかと思うので、そういう話し合いがこれから行われる中で農林部としても、全然よその畑の話というんじゃないかと、自分たちにも何かできることがあるのかもしれないということで注視をしてお

ていただければありがたいと思います。引き続き情報の収集とか意見交換をやっていただきたいと要望しておきます。

あともう一つ、諫干を言おうと思うつもりでしたが、時間がオーバーしましたので、ほかの委員も諫干については質問がえられるようで、ここで終わらせていただきます。

【久保田委員長】ほかに、通告をした方。

【山口(初)委員】通告をしておりましたので質問させていただきます。

ミカンコミバエの防除、蔓延防止については、午前中に農産園芸課長からしっかりご説明いただいたんですが、少しお尋ねします。

このことについては、私の地域はミカンの産地で、JAを通じて、ミカンコミバエについてのチラシが各戸に配布をされたところなんです。ということで、各地域の皆さんに周知がなされた状況にあるんです。

これは歴史が古いようなので、少し昔のことを聞いてみます。昭和43年から根絶作業を始めて、昭和61年に一応、根絶させたというご報告をいただいています、この18年間程度でですね。

その当時、どの程度の被害があったものかというのをお尋ねしたいんですが。

【清水農産園芸課長】ミカンコミバエにつきましては、歴史をさかのぼりますと、大正8年に沖縄本島で発見されたという経緯があります。その後、南西諸島、小笠原諸島等に蔓延し、防除活動、根絶事業が始まったのは昭和43年からということになっております。

昭和61年にかけて防除作業、先ほど申し上げたテックス板を地道に設置を続けて、繁殖を防いで根絶をしたと、沖縄での根絶が昭和61年ということでありまして。

それ以降は定着、蔓延は国内ではないということですが、先ほど補足説明させていただきま

したように、台風とか梅雨前線で毎年のように風に乗って飛来をしてくるので、その侵入を警戒し防除をするという対策をやっております。

【山口(初)委員】 昭和61年に根絶をしてから、今は令和3年ですね、30数年経過をしているんですが、その間にはこの種の被害等の特別なことはあったんでしょうか。

【清水農産園芸課長】 その間は、毎年のように定着して被害があるということではありません。近年ですと平成28年、5年ほど前に鹿児島県の奄美大島で発生といいますが、なかなか防除をしても収まらないという状況になりまして、その際には緊急防除ということで農林水産省から改めて告示が出まして、果実を島から移動させない、要は果実が出荷できなくなる事態が生じました。その際には、寄主植物となる果実の移動を制限したうえで、先ほどのテックス板を改めて設置をして防除を徹底し、当時はおよそ半年、6か月ほどをかけて発生を抑えたというふうに聞いております。

【山口(初)委員】 そういう状況の中で今年度発生を見たわけですが、ご説明いただいたように7月1日現在で県内で18頭出ているということですが、7月1日から今日まで4～5日たっていますが、その後はないんですか。

【清水農産園芸課長】 本年は7月1日までで18頭、本県で確認されておりますが、7月2日以降は新たな発見はありません。

【山口(初)委員】 18頭が確認をされているということですか。

これはちょっと俗な質問になるんですけども、このミカンコミバエを1頭、そのまま放置したとして、トマト、スイカ、キュウリと、こういうところが今の時期の作物だろうと思うんですが、1頭で及ぼす被害の想定はできているんですか。ちょっと見逃すことはあると思うん

ですが、いかがでしょうか。

【清水農産園芸課長】 実は難しいご質問で、必ずしも1頭放置されたからといって直ちに作物への被害が生じるかということ、なかなかそうとも言いきれないところであります。

このミカンコミバエは、熟した果実に産卵、卵を産みつけます。卵を産みつけた後、幼虫がかえって、幼虫が果実を食い荒らすことで被害が発生します。大体、1頭が1回の産卵で十数個の卵を産むといわれていまして、1回だと十数個ですが、繰り返し産卵をすることがあるので、もしも交尾をしたメスが産卵をし、幼虫がかえって成虫になるとすると、10倍以上の倍率で増えていくというようなことは考えられます。

【山口(初)委員】 そういう面では、早期に退治しておかんといかんと思います。イノシシ1頭とミカンコミバエと、どっちが被害が大きいのかなと地域の人たちと話をしている状況もあるんですけども。

ミカンの関係からいけば、カミキリムシとかの退治のための奨励金等々が出ったんですが、ミカンコミバエについては、その制度は全然考えられていないんですか。

【清水農産園芸課長】 イノシシとの比較がありましたが、ミカンコミバエについては今現在は飛来したのを見つけている状況で、果実の被害までは見つけておりません。そういう意味では、まだ作物被害は発生していない状況です。

ミカンコミバエの防除に当たりましては、テックス板を人海戦術で設置をして防除を行うということになっております。このテックス板という資材は国の植物防疫所から提供していただいておりますので、県及び生産者の方の負担はないということになります。

【山口(初)委員】 わかりました。

私も現物を見たことがないんです。皆さんがおっしゃるには、どうやって見分けるのかという話になりましてね。ここはちょっと聞いておこうかという感じで今お聞きするんですが、そのポイントというか、あったら教えてください。【清水農産園芸課長】例えばミカン園で、あるいは畑で小さな八エを見つけた時に、それがミカンコミバエであるかどうかを見分けるのは、ちょっと難しいことかもしれません。

姿かたちでいえば、本日お配りいたしました補足説明資料につけているチラシに写真があります。別添3のチラシです、体長7ミリほどの小さな八エで、拡大すると、このような形になっています。

ミバエは何種類かありますけれども、黄色い模様がついているのがミカンコミバエの特徴だと言われておりまして、一つの目安にはなるかと思いますが、なかなか外に飛んでいるのを見分けるのは難しいかと思えます。

【山口(初)委員】わかりました。一般的に、これがそうだと見分けるのは、素人目には難しいかなと思いますが、写真を見ると特徴的なものはあるような気はします。ありがとうございます。増やさないように、とにかくよろしくお願ひします。

次に移ります。農免農道の整備状況についてということで通告していましたが、農免農道の話をお個別にする前に、いわゆる農道といわれるものについて、農免農道、広域農道、一般農道、あるいは基幹農道という形で言われていますけれども、この類分けを、大体わかっているつもりなんです、概略を教えてくださいませんか。

【土井農村整備課長】委員ご指摘の農道の種類ですが、現在、県内では3か所、農道を実施しておりまして、川棚町の川棚西部地区が広域農道という位置づけで実施をしているところです。

伊木力第3地区というのを諫早市で実施しておりますが、これは従前の名称では農免農道という言い方をしておりましたが、現在は基幹農道という言い方をしております。

それともう1地区、壱岐市の立石地区で実施をしておりますが、これにつきましては一般農道という形になっております。

【山口(初)委員】そういうことで、伊木力第3地区の関係についてお尋ねをします。

今の状況、いわゆる完成見通しを含めての状況をお知らせいただけますか。

【土井農村整備課長】伊木力第3地区につきましては、本年度、1億2,400万円をいただきまして農道工265メートルを予定しておりますが、全体延長が約3キロメートルほどございまして、令和5年度の完成を目指して、進捗率が57%というところになっております。用地交渉が難航しておりましたが、昨年、それが解決しました。それまで片方から農道工事ができませんで、少々遅れておりますので、なるべく予算を確保して早期完成を目指してまいりたいと思っておりますが、2年ほど、もう少しかかりそうな感じでございます。

【山口(初)委員】用地買収にかなりご苦労いただいたことは十分承知しているんですが、用地が整う関係から、ぜひ早期に整備をやっていただきたいと思えます。

伊木力の状況はそうですが、川棚と壱岐の関係の、完成見通しを含めて状況を教えてくださいませんか。

【土井農村整備課長】川棚西部地区につきましては、全体延長が6,049メートルございまして、現在の進捗率が54%でございます。完了年度を令和6年度の目標で今頑張っているところでございます。

それと、壱岐の立石地区につきましては、全

体延長950メートルで実施をしております、進捗率が96%でございます。これは令和4年度の完成を目指して今、頑張っているところでございます。

【山口(初)委員】 そういうことで、計画に準じて整備が進んでいると理解します。

吉岐は間もなく終わるとしますと、今後の農道の新たな取組はどのように考えられているのか、お尋ねします。

【土井農村整備課長】 農道については、現在実施中の3地区のほかには、新規計画をしている農道はない状況でございます。

【山口(初)委員】 わかりました。農家を取り巻く環境、高齢化もあって、こういう農道整備等々でやりやすい農業をサポートしてやらんといかんとお思いますので、今後ともしっかりお願いをします。

あと1点、特定技能外国人の受け入れについて通告をしました。人手不足もありまして、やはり外国人の労働者の方に加勢してもらわなきゃいかんという状況の中で、特定技能という制度も今は設けられています。

技能試験とか日本語の試験に合格した人、それから技能実習2号を良好に終了したことで5年間の就業が可能になるわけではありますが、まず、技能実習生が特定技能を得るための手順とございますか、その関係からいくと、どこで試験をするのか、資格は誰がどういう形で与えるのかという制度について、いま少しご説明いただけますか。

【溝口農業経営課長】 技能実習からの特定技能へは、基本、試験はなくて、良好に終了した場合はそのまま上がることができる、技能実習の方はそのまま特定技能に移ります。

技能実習を受けておられない方は、今おっしゃったように日本語の試験、それから技術の試

験がございます。これは国内、国外でも実施しております、国内の方は国内で受験をしていただき、国外の方はその国で受けていただいて、資格を取ってから在留資格の申請をして、特定技能ということで入国して就労していただくことになろうかと思っております。

【山口(初)委員】 どこで、どういう形で、その資格を与える試験をするのかについて、少し教えてください。

【溝口農業経営課長】 まず、技術的なものは、農業に関しましては全国農業会議所というところがしております。こちらが実施主体として試験を実施し、海外においても相手国とも調整しながらさせていただいていると。

日本語につきましては、日本語のN4のレベルの試験を受けていただく、それも当然海外、国内で受けることになっております。

【山口(初)委員】 そういうことで、日本全国に特定技能の方が何人おられて、長崎県内で何人が特定技能所持者なのか、教えていただけますか。

【溝口農業経営課長】 特定技能、3月に法務省が発表しておりますが、全国で2万2,000人以上の方が働いておられると、うち長崎県は276人となっております。これは全14産業でございます。うち農業につきましては、国内で3,359人、本県内では153名が就労しているというふうに報告されております。

【山口(初)委員】 長崎県内においても150名を超える外国人の方が、特定技能をもって就労されているということです。

ちょっと話が変わりますが、これは農業と直接関係ないと思うんですが、マスコミ、テレビ等で、ミャンマーのサッカー選手が亡命をしたいということで報じられているんです。なかなか簡単にはいかんのかなということも報道され

ています。

手法として、技能実習生として採用して、その後、特定技能を取得してもらって、更新をして5年程度は在留できるわけです。その後、ミャンマー国が落ち着くでしょうから、帰国できるのではないかと思うんです。これはある種、合法的ではないかなと思うんですが、農業に就くかどうかは別にして、このやり方はどうなんですか。合法的とは思いますが、ちょっと難しい話かもしれんけど。

【溝口農業経営課長】ただいまのミャンマーのサッカー選手の話につきましては、いわゆる普通の就労ではございませんで一時的なもの、いわゆる特定活動というようなものでございます。

これは、技能実習で雇止めしているところ、例えば会社が技能実習を続けられなくなった場合、現在、コロナが起きているので、この暫定措置の期間を半年とか1年間もつとなっております。この間に、特定技能で就労を目指す方は、その資格を取っていただいて特定技能に移るということ。

今、コロナの状況もございますので、このように一部に緩和しながら進めていくよう国が施策をとられていますので、その手続を相談しながら進めていくことになるかと思っております。

【山口(初)委員】 ありがとうございます。

コロナについても最後にお聞きしようと思ったんです。今、コロナの関係で外国人の方、技能実習生含めて行き来がかなり難しい部分があると思うんです。それがどのような状況なのか。後でエヌの話とかが出ると思うんですが、一般的な話で結構です。コロナ禍が、技能実習生あるいは特定技能の外国人の入国に関わって、今どういう状況にあるのかというのを教えていただけますか。

【溝口農業経営課長】委員ご指摘のとおりでございます。昨年1月から入国ができない状況になっております。したがって、技能実習の方で特定技能に上がる方はおられますけれども、新しい方が入って来られない状況でございます。

私どもの進めているエヌにつきましても、カンボジア等から入れようと進めておりますけれども、外国人は入って来られないという状況になっております。

農家の方は、今の状況をご理解いただいて、作付の計画を若干縮小する手続をとったり、現在の既存のメンバーで時間外等を含めながら、そこは対応していただいているところですが、影響は出てきているところでございます。

【山口(初)委員】 いずれにしても、県内の農業者も外国人労働者の皆さんを頼りにしている部分があるので、オリンピックもあるんですけども、これはもう極めて大事なことだと思います。それはコロナが落ち着くことを希望しながらですね。時間がきましたので、これ以上話できませんので終了したいと思います。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

【久保田委員長】 ほかにございませんか。

【堤委員】 2項目の事前通告をしておりましたので、ご質問します。

午前中の説明で、ながさき森林環境税のことについて、第3期の森林環境保全事業の進捗状況で、2項目の環境保全林緊急整備、6項目のながさ木・なごみの街づくりについて、今年度の見込み値を含めても達成率が低いということでした。この達成率が低い2つの項目について、説明をお願いします。

【永田林政課長】 午前中に補足説明いたしましたけれども、2項目、非常に達成率が低い事業がございます。

1つ目、環境保全林緊急整備事業につきましては、主に荒廃した里山林等の整備を行う事業でありまして、事業の実施に当たりましては事業区域を面的に取りまとめる必要がありますが、森林の所有規模が零細であること、不在地主や共有名義が多いことから、同意の取得や境界の確定が困難ではないかということは当初から想定していたところでございます。

このため、同意取得などの地域を取りまとめる活動に対する補助を行い、事業の要望のある地域から優先的に事業を推進するなどの対策をとってきたところでございますが、事業区域を面的に取りまとめることが想定以上に困難で、平成29年から令和元年までに事業対象、事業をやりたいとご要望が約2,000ヘクタールあったんですが、3か年で実施できたのが140ヘクタール、6%程度しかできなかったということで、面的に取りまとめることが非常に難しかったことが主な要因となっております。

それともう1点、ながさ木・なごみの街づくり事業が達成率38%ということでございます。PR効果の高い、利用者の多い民間施設や民間の教育施設、保育スペースなどの壁や床の木質化、椅子などの木製品の導入にかかる経費を支援する事業でございました。

達成率の低い理由といたしましては、保育所、保育園など教育施設については国の有利な補助事業が活用できるケースがあったこと、また、事業所等では工期とか材料の搬入の時期とか、県産材をどれだけ使いなさいとかという要件が結構ありまして、施主、施行者としては、そういった要件に縛られずに事業をしたいということで、ご相談が10件あって1.5件ぐらいが事業までいったと、ご相談はあるものの、なかなか実施までは至らなかったということでございます。

今後につきましては、里山林の整備、県産材

の利用拡大というのは非常に重要な事業であると認識しておりますので、現在、関係者や関係団体のご意見を伺っているところでございまして、令和4年度以降のながさき森林環境税の方向性について基本方針案を取りまとめ、そのあり方を検討してまいります。それと並行いたしまして、事業の内容についても、皆様からいただきましたご意見が反映できるような形で事業の組立を今後考えていきたいと考えております。

【堤委員】令和元年度ながさき森林環境税取組の報告という冊子があります。この中でも、今ご説明があったようなことで達成率が低くなっていると触れられていたように思います。

入口に戻るんですけど、環境保全林緊急整備で、間伐等整備という一覧表があって、市町別があって、事業区分として環境保全林整備、里山林整備、生活環境保全林整備と区分がされているようですが、この違いを説明していただけないでしょうか。

【永田林政課長】そこに記載しています環境保全林整備というものは、森林経営計画という森林組合、事業体等が立てる計画がございまして、その区域内で間伐をする分については、もう一つ前の未整備森林緊急整備という形でやっています。その区域外の人工林の間伐を行っている事業でございまして。

里山林の整備につきましては、いわゆる天然林、民家近くの広葉樹などの里山の整備を行う事業です。

生活環境保全林整備につきましては、以前、森林公園として整備したところがございます。大村でいうと諏訪ノ森であるとか、裏見の滝とか、そういった整備をしているところについてのリニューアルをする事業を実施しているところでございます。

【堤委員】今のご説明で区分はわかりました。

規模が小さくて零細で、地域を取りまとめることに補助をしているけれども、なかなか進まない、本当にご苦労されていると思うんですが、これについては、もっと画期的なといいますか、他県とかで実施されている好事例とか、事業を進めるのに有効だというようなことはないものか、お尋ねします。

【永田林政課長】人工林、人が植えたスギ・ヒノキ林においても、所有者不明であるとか境界不明ということで、かなり特定に手間取っています。こと里山林となったら、誰の山かわからないというのがかなりあって。以前は集落などで管理されていたりしてわかっていたんですけど、それもなかなかできていないという状況で、他県においても同様な形で、なかなか難しいという状況でございます。

今後は、令和元年12月に閣議決定されたもので、全ての固定資産台帳を内部利用できると。地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することが可能になりましたので、そういったものを活用しながら、市町と連携しながら、所有者の特定というか、固定資産台帳でいわゆる管理者、誰に話をすればいいのかがわかってくると思いますので、そういったものも活用しながら進めていくことで、少しでも進捗を伸ばしていきたいと考えております。

【堤委員】閣議決定された内容に従って、今後進めていきたいというご答弁でした。

里山が荒れ放題になっているのを整備する必要があるし、午前中からずっと話題になっている有害鳥獣対策という面でも非常に重要だと思いますので、しっかり進めていただきたいと思えます。

それと、ながさ木・なごみの街づくりで、事業要件を見直したけれども、皆さんがこれに手を挙げていただくことが厳しいというようなこ

とです。今後、また皆さんの意見を聞きながら進めていかれるとは思いますが、こういった要件が一番ネックになっているんでしょうか。

【永田林政課長】要件として県産材を8割程度は使ってくださいと、それが決まった段階で、床材とか壁材を発注します。

壁材だったら、そんなに強度は要らないので県内の製材工場でもできるんですけども、床材であればそれ相当の強度が要るので県外の製材工場に発注をすると、そうしたらどんどん、どんどん時間がかかっていくので、そこまで時間をかけてしなくてもいいかなという話を聞いています。

あと、どうしても書類をつくるのが面倒と、県産材を使わなくても木質化できるというお声もありますので、次期からは、県産材を使うことについて、木造の良さを提言できる建築士を養成しております。養成された建築士を通じて、しっかりとPRをしていくこと。また、書類の関係についても、そういう方がしっかりと作成することで一定は伸びていくのかなと思っていますけれども、まだまだそれでも足りない部分はあるかと思えますので、実際に施行された施工業者や施主にもしっかり話を聞いて、対応を考えていきたいと思っております。

【堤委員】時間がかかったり書類が面倒ということですけども、コストの面でも高くなることがあるんでしょうか。

【永田林政課長】県産材と材料を指定することで一部、やっぱりコストは高くなるお聞きしております。

【堤委員】県民の皆さんに県産材、県でとれたものを利用させていただくのは本当に大事なことだと思います。

ながさき森林環境税は、個人だったら1人年

間500円、法人からも集めています。森林に対する県民の理解を深めるとか、森林を守る意識の醸成をこれによって図ってきたところは非常に大きいと思うんです。そして、長崎県の森林を次の世代にしっかり引き継いでいくためにも、保全事業は大変大事な事業だと思います。

そういう中、先ほど吉村委員からもお話がありましたけれども、県立世知原少年自然の家は、本当に自然と触れ合う施設としてあるわけですが、県民の森林に対する理解を深めるとか、森林を守り育てると意識の醸成のためにも、ぜひそういったところを活用した取組ができないかというふうに思っています。

今後、第4期の事業の計画を進めていかれるに当たって、県民の森林に対する意識を高めるための有効な取組を検討する中に、そういった施設の活用なども考えていただけたらと思っています。

2点目、諫早湾干拓事業について。

毎回、委員会ごとに、資料の中で諫早湾干拓について触れられています。開門するのしないのということは横に置いて、今、2つの事業者が裁判になっています。営農者に対する土地改良賦課金相当額の支払いを求めるための提訴についてという資料を前にいただいています。説明の中にもありました。

この2つの事業者のことが私もあまりよくわからないので、どういう経過をたどってこんなことになっているのか、お尋ねをします。

【安達諫早湾干拓課長】2件の訴訟に関してのお尋ねです。

諫早湾干拓農地は、所有者である長崎県農業振興公社と営農者との間で農地のリース契約を結んでおりまして、その期間は5年となっております。5年ごとに公社と営農者で契約を結ぶことになっておりまして、最近では平成30年に

契約を結んでおりますが、この平成30年3月までで契約が終了して、所有者である長崎県農業振興公社が利用権の再設定をしていないにも関わらず、土地を返還していない2経営体について、長崎県農業振興公社で農地の明渡しを求めて行っているのが土地明渡し訴訟でございます。

そしてもう1点、賦課金の関係につきましては、農業振興公社が土地改良区に納めている賦課金がございますが、本来は農地を耕作されている方が納めるものでございます。これについて、いわばその2者が不法に占有している状況なものですから、公社が、その分について賦課金の支払いをいわば立て替える形になっておりますので、その請求の訴訟を起こしているものでございます。

【堤委員】そこら辺はわかるんですが、この2つの業者が次の契約をされなかった事情は、県の方ではどういうふうに掴んでいらっしゃるんですか。

【安達諫早湾干拓課長】2者の契約の更新をしなかった理由についてでございますが、最終的に公社と2者との間では合意に至らず、契約を終了したというものでございます。

合意に至らなかった点でございますが、1者につきましては、再設定の手続におきまして、リース料の支払いに関する同意書というものがございまして、これの提出を拒み、同意書は、営農を希望する入植者の方が等しく提出していただいているものですが、これを提出していただけなかったものです。

もう1者につきましては、経営の審査の過程で提出されました経営計画につきまして、裏付けとなる直近の決算書などの資料が出されないということで、十分な資料が提出されなかったために、外部の委員で構成される審査委員会が、経営計画の実現が見込めないという判断をした



ものでございます。公社は同者に対しまして、理解を得るために繰り返し圃場や事務所を訪れて、丁寧に説明を行って資料等の提出を求めたところでございますけれども、理解が得られなかったということでございます。

それで、この2者につきましては、公社と営農者との間で平成30年からの契約が行われなかったということでございます。

【堤委員】リース料の支払いについて同意書を提出されなかった、それから経営計画、決算資料などを提出されなかったということですね。

それと別に、カモの被害とか、調整池からの寒さの害ですか、そういったことも主張されていたように思うんですが、その点はどうですか。

【安達諫早湾干拓課長】委員ご指摘のとおり、この2者につきましては、平成30年1月30日に、潮受け堤防の内側の調整池から飛来するカモによる食害が起きているということで、県、公社や国は対策を怠ったとして、損害賠償と開門請求の訴訟を起こしているところでございます。

その訴訟の中で、加えて冷害、熱害とか排水不良を理由にした損害賠償を求めています。

【久保田委員長】堤委員、残り1分ちょっとです。

【堤委員】ほかの農業者は、こういった被害は言われていないんでしょうか。

【安達諫早湾干拓課長】例えばカモ食害につきましては、令和元年度、諫早市で1,950万円の被害が発生しておりますので、ほかのところでも被害はあっています。ただ、冷害、熱害についても同様でございますが、自然の災害でございますので、基本的には営農者自らが被害対策を行うことが基本かということでございます。

それに関しまして、関係する財政上の支援及び対策にかかる指導や助言に、県や関係市町が一体となって取り組んでいるところでございま

す。

【堤委員】干拓地の排水対策のことで、適切な管理が行われても問題が生じているところには工事が計画されているとありますけれども、不適正な管理をされている営農者がどのくらいあるのか、お尋ねします。

【安達諫早湾干拓課長】諫早湾干拓の排水不良の改善につきましては、営農者自身が管理を行ってもなお排水性が悪い農地につきまして、排水の整備を行っております。

暗渠洗浄を管理者が行っていない農地は、平成29年に調査をいたしましたところ、5圃場、10.3ヘクタールが洗浄未施工ということでございます。

【堤委員】残りは、別の時にお聞きしたいと思います。以上です。

【久保田委員長】ここで、1時間たちましたので休憩をします。再開は2時50分といたします。暫時休憩します。

-----  
午後 2時40分 休憩

-----  
午後 2時50分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

【安達諫早湾干拓課長】先ほど、堤委員の質問の中で、暗渠管の洗浄管理が行われていない圃場と面積について、5圃場、10.3ヘクタールとご答弁いたしましたけれども、誤りでありまして、平成28年度の聞き取り調査の結果、28圃場、96.9ヘクタールで暗渠洗浄等の管理が行われておりませんでした。

ただ、その後、平成30年度から随時、暗渠洗浄等を行われているところでございます。

【久保田委員長】ほかに質問はございませんか。

【山本(由)委員】まず1つ目が、高収益作物次期作支援交付金についてお伺いします。

昨年4月に、新型コロナウイルス感染症の影

響で需要が減少し市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜、花き、果樹、茶などの高収益作物について、次期作に取り組む生産者を支援する高収益作物次期作交付金が創設をされました。

この交付金につきましては、当初、多くの農家の方が申請されましたけれども、想定を超える多くの申請があったということで、国が10月に交付金の運用の見直しを行われたと。この結果、多くの農家の方に交付金が交付されなかったり、減額されたりと混乱が生じた。この結果、本事業の開始から10月までの間に既に新たに施設の整備とか資材の購入等を行った人に対して、それに限って取得費や、かかり増し経費等の支援がなされる追加措置がとられたというふうに伺っております。

そこで、昨年10月の見直しの内容と、混乱による本県農業者への影響、そして最終的な交付件数と金額の実績についてお伺いをします。

【清水農産園芸課長】高収益作物次期作支援交付金についてのお尋ねでございます。当初、この次期作支援交付金は、個々の農業者がコロナによって減収したかどうかを問わず、減収した品目の野菜なり果実なりの次期作に取り組んだ農業者に対し、10アール5万円などの定額で支援をする仕組みで始まりました。

ただ、昨年10月の運用見直しによりまして、品目としてだけでなく、申請する個々の農業者の方がコロナにより減収を受けていることが要件に加わりまして、減収したかどうかの証拠書類も必要になっております。

またその後、救済措置としまして、個々の農家がコロナにより減収したかを問わず、10月の運用見直しまでに次期作交付金を見込んで機械なり肥料なりに投資した部分については、その投資額を対象に支援をするということになりま

した。

その結果、本県では、野菜や花きなどの農家2,368戸が対象となり、19億2,400万円の交付金が交付されたというのが昨年の次期作支援交付金の活用状況でございます。

【山本(由)委員】今度は第4次というんですね。今年に入ってもコロナが収束をしないということで、1月には東京、大阪など大都市で緊急事態宣言が発令されたため、高収益作物について次期作に取り組む農業者を支援する次期作支援交付金が再度創設をされて、6月18日から第4次公募が開始されたと伺っております。

今回の交付金の内容と、去年の第3次との相違点、それから県内でどれくらいの件数と金額が見込まれるかということにつきましてご説明をお願いします。

【清水農産園芸課長】ただいま行われております第4次公募は、国の令和2年度第3次補正予算の残額を使って実施されているものであります。

第4次公募の内容としましては、今回は対象となる品目自体が絞り込まれたことが一つの相違点です。つまり、今年1月の緊急事態宣言の再発令に伴って、今年1月から3月までに、需要の低迷によって市場取扱額が平年比で2割以上減少した品目を対象にするということになりました。これによりまして、全国一律で対象になるのが切り花、メロン、つまもの類、香酸柑橘の4つでございまして、そのほか都道府県域で別途、データがそろっていれば対象になる品目があり得るということで、対象品目が絞り込まれたというのが相違点の1点目です。

また、支援の水準につきましても、昨年の10月の見直しでは、コロナによる減収の範囲内ということで減収の10割が上限となっておりましたが、今回はコロナによる減収額の8割を上限として支援することとなりました。これは国

の収入保険の補填水準を超えないようにということで、このような水準で上限が設定されているという違いがございます。

本県におきましては、今回の4次公募で切り花の生産者が対象になると考えております。今、公募中ですので、まだ申請者、申請金額は固まっておりますが、切り花の生産者は本県で約300名おられますので、最大で300名の活用を見込んでいるところでございます。

【山本(由)委員】 第4次の公募の中で、全国で支援対象品目となる高収益作物とは別に、都道府県単位で支援対象品目となる高収益作物という区分があります。

全体がわからなかったのが断片的になりますけれども、例えば佐賀県ではトマト、熊本県でハウレンソウとかセロリと、他の都道府県で支援対象品目となっているんです。

例えば長崎県で考えたときに、今回の第4次募集では、前回までは対象品目になっていた野菜が入っていないと。これについては、今回の要綱の中に「豊作等の影響によらず」という文言が新たに入ったからではないかと言われてるんです。

本県は、農業産出額の部門別で見た時に野菜が最も多い。特に島原半島では基幹農業ということで、昨今の価格下落で大きな打撃を受けていると聞いております。また、この多くが農協等を通じて大阪方面に特に出荷をされていますので、豊作の影響はもちろんあるんでしょうけれども、コロナの影響も受けているのではないかなと思うんです。

地域特有の影響として野菜を対象にできなかったのか、そのあたりで野菜を対象品目に追加している都道府県はないのか、そこをお伺いします。

【清水農産園芸課長】 今回の第4次募集におき

まして都道府県ごとに追加をしている品目は、都道府県がデータをそろえて農林水産省に相談をし、財務省の了解を得て追加した品目ということになります。これは実は、全国的にどの県でどの品目が追加になったというのは公表されておられません。

各県のホームページ等でわかる範囲で調べましたところ、九州では宮崎県でプチベール、沖縄県でセルリー、水前寺菜、クレソン、埼玉県でうど、かいわれ大根等々、静岡県でえびいも、岡山県で黄にらといったものが対象になっております。これらの品目については、豊作ということではなくて、特定の販売先との間での売上が減少したというデータがそろったものと考えられます。

あくまで要件として豊作により市場価格が下落した品目は除くということになっております。通常の市場出荷をしている野菜につきましては、豊作で出荷量が多くなると価格が下がるという関係にあります。例えば本県においては、レタスがこの冬、価格が下がりました。それはやはり出荷量が多くなって、多くなった時期に価格が下がる、逆に出荷量が少なくなった時期に価格が上がるという関係にあります。そういうことで、本県では野菜は対象に加える申請をしておりません。

なお、野菜につきましては野菜価格安定制度という事業がありまして、市場価格が下落した場合に国と県と生産者が積み立てた基金の中から補給金が支払われます。実際にこの冬、レタスあるいはだいこん等についてはこの補給金が支払われて、市場価格の下落に対するセーフティネットとして機能しているところでございます。

【山本(由)委員】 データをそろえてということですが、一般的に確かに豊作だと聞いて

いるんですけれども、大阪という地区を考えた時に、やっぱりコロナのまさに震源地というか、そういったところでもあるわけで、数字的に、この部分が豊作で、この部分がコロナと分けることは難しいかもしれないけれども、多分にその影響を受けているんだろうと思うんです。全部ではないけれども、その影響を受けているんだということで申請はできなかったのかなというふうな疑問があるんですけれども、もう一度いいですか。

【清水農産園芸課長】今回、本県におきまして、この第4次公募に当たりまして、品目の追加をするかどうかと議論いたしました。その過程で生産者団体、全農とか花き農協にご相談をし、野菜等で、豊作の影響ではなくコロナの影響で価格が下がっている品目はないかと確認いたしました。野菜以外でも、花であれば切り花以外で鉢物、鉢花なども価格が下がっていないかと確認をいたしましたところ、いただいたデータの中では2割以上の減収、市場取扱高の減少が認められなかったことから、追加で申請をしなかったということでございます。

【山本(由)委員】ちょっとずれますけれども、2月補正で県が行った事業継続支援給付金、島原市あたりもまだ今、受付をしているんですけれども、1月または2月の売上が20%以上減少した事業者を集計した中で、農業者が6分の1くらい。全体760件くらいあるんですが、うち127件が農業者ということで、これも豊作の影響と言うてしまえばそれまでなんですけれども、小売業に次いで業種的に2番目に売上が減少したと多かったんです。私は、一般的に農業は、花とかを除けばあまり影響は受けていないと思っていたんですけども、やっぱりそれなりの影響が、単に豊作で片づけるだけじゃなくて、どうもコロナの影響もあるんじゃないかというふう

な印象を持っています。

確かに保険であったり、共済であったり、その他の制度で救済できる部分はあるかと思うんですけれども、こういった状況を、収束に向かっていっているとはいえ、まだわからない部分もありますので、そこをできるだけ細かく拾ってあげていただきたいというふうに思いますので、ここではそれだけ要望をしておきます。

次に、2項目でながさき農林業・農山村構造改善加速化事業についてということで。

これは昨年度までは新構造改善加速化支援事業という形で行われていたものと理解をしています。旧制度といいますか、これが平成28年度から5年間、県単独事業で行われているんですが、この5年間の予算額と実績額、成果についてご説明をお願いします。

【小畑農政課長】平成28年度より実施いたしております新農業構造改善加速化支援事業の5年間の実績等でございますが、この5年間で、補助金額が約10億円で、144件の事業が採択されております。その内訳といたしましては、野菜、花卉、果樹の園芸用ハウスが113件で約8割を占めている状況でございます。最終的には、163件の要望に対しまして144件、採択率でいきますと約9割の事業が採択できました。

事業の要望が多くあり、採択にならなかった事業もございましたけれども、新規就農者とか認定農業者の方が、生産施設や農業機械等の生産基盤の整備推進に当たって、十分活用していただいたものと理解いたしております。

【山本(由)委員】次に聞こうと思っていたんですけど、5年間で163件の申請があったと言われたですね。採択が144件ということで、約20件が採択をされていないわけです。この不採択、採択されなかった農業者について、その後どうというフォローをされたかということをお伺いし

ます。

【小畑農政課長】事業の要望が多かったため採択にならなかった事業につきましては、国庫事業への誘導とか、市町単独事業での実施、もしくは事業内容について見直し等を図っていただきまして翌年度の事業で実施をするなど、そういった対応でできるだけ補助事業の対象として推進をしております。

【山本(由)委員】令和3年度から新しい事業に変わっているわけですがけれども、従来の事業との違い、それから現時点での令和3年度の取組状況について伺います。

【小畑農政課長】令和3年度の事業につきましては、先ほどの改善加速化支援事業の後継事業となります、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業という形で実施をしております。これまでの事業の中で一定、所得向上、産地づくり、規模拡大等には寄与してまいりましたが、担い手の減少等に伴い、産地や集落の維持が困難となっているような状況が進んでおりますので、さらなる担い手の確保のために、新規就農者や事業者などの多様な担い手に対する支援が必要という課題を持っておりましたので、それに対応いたしまして、令和3年度の事業におきましては、新たに集落への移住者の確保や、集落自らが地域資源を活用し生産活動に取り組む活動を支援するメニューを創設いたしております。

併せまして、離島部でのハウス導入の要件緩和についても一定見直しをしております、そういった形で担い手の確保を推進していこうということで進めております。

【山本(由)委員】従来の新構造改善加速化支援事業では品目別に基礎事業費というのが設定されていて、実際の事業費ではなくて、基礎事業費に対して5分の2などの補助が行われている

と。

要望がありましたのは、例えばスイカの場合に、旧事業で基礎事業費が反当たり627万円となっていて、これはA Pハウスという定番のパイプハウスの規格を想定したものだと思っています。ところが、地元の施設栽培で多く見られる春白菜、スイカその他の品目の作型の場合、A Pハウスだと台風などに弱くて2作目に対応できないと、多くの農家が強度の高いH KタイプとかS R Hタイプといわれる規格を導入していると聞いています。この規格だと総事業費が反当たり1,400万円、1,450万円と必要になると。一方で基礎事業費が627万円で、基礎事業費に対する補助率5分の2では、実際には5分の1以下になってしまう、8割以上が自己負担になってしまうというふうに聞いております。

市からも、この品目別の基礎事業費の金額を、各地域の農業の実情に即したハウス規格に見直して、基礎事業費の上乗せをお願いできないかというふうな要望が出されています。この点についての県のご見解をお聞かせください。

【小畑農政課長】基礎事業費についてのお尋ねですけれども、園芸用ハウスの導入に当たりましては、現在、附属施設の高機能化等もあり、総事業費の増加傾向が見られます。

そのため、生産者にとって過剰な投資を抑制する意味合いとか、一方では、限られた県の県単事業でございますので、財源を広く農業者に活用してもらおうという意味合いもございます、それぞれの品目の栽培に最低限必要なハウスの規格、暖房機、換気施設、保温資材等の10アール当たりの費用を積算したものを基礎事業費として設定し、令和元年度から適用しております。

先ほど委員からお尋ねがございましたように、例えば白菜については、通常は露地やトンネルの栽培が中心でございますが、実際に島原地区

においては白菜とスイカ、キュウリなど複数品目を栽培する事業もございますので、単純に白菜での基礎単価でいきますと補助上限額に引っかかって、実際の設定に対しての補助は十分ではないと伺っていますけれども、やはり先ほどの基本的なスタンスでいきますと、過剰な投資にならないようにということも一つあるかと思えます。

そういった複数の品目を単年度に連続して行う場合については、その中での主要な作物の基礎事業費を採用いたしまして、それを補助事業の対象とするというようなことも考えられますので、それについては個々の事情を踏まえまして柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。そこは品目などの地域の実情とか、ハウス資材の時勢、もしくはその事業の実績等を見ながら、装備や単価が実際に見合うような検証を行ったうえで、状況に応じて、いろいろな基礎事業費の見直し等も行っていこうと思っておりますので、そこはご相談いただければというふうに考えています。

【山本(由)委員】先ほど、国庫の利用という話があったんですけど、基本的には国庫の要件になかなか合わせきれない、厳しいというか、そういうことがあるからこの事業が非常に人気があるんだろうと理解をしています。

先ほど、予算の話が出ましたけれども、これ、じわじわと減っていますよね。5年前に2億円を超えていたようなものが1億9,000万円、1億8,000万円、1億6,000万円というような形で、もちろん県単独事業の見直しということはあるんだろうと思うんですけども、この事業が、いわゆる農業所得の向上はもちろんですけども、地域の活性化であったり人口減少対策であったり、そういったものに実際に効果を上げていると、施策として非常に効果が高いと理解を

していますから、一律に下げていくということではなくて、予算の縛りがあるから、なかなか難しいと、上乘せとかができないということだと思います。個別に対応できるというふうに私は理解しましたので、そこはぜひお願いしたいと思えます。全体的な予算に関しても、県単事業の中で成果が出ているものという理解の中で、できるだけ削減幅を抑える取組もぜひお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

【外間委員】その他は削除をいたします。

収益性向上に向けた6次産業化の取組について、現状と課題、その取組についてのお尋ねをいたしますが、私の体験に基づいて少しお話をさせていただきたいと思えます。

実は1990年に、生産法人の認可をいただいて、サラリーマン4人で農業を始めまして、じゃがいも5トン、だいこんを3,000本、烏骨鶏、米、そういったことを年ごとにやっていったんですが、作物をつくることの難しさ、まして素人、民間でそういうことをやった経験から、農作物は簡単にもうからないという体験をいたしました。

議員になって、6次産業化というものについて、生産から加工、流通まで、行政の一定の支援を受けながらやっていけば、相当な農作物の生産向上、所得向上につながっていく大きな期待を感じることができました。

それは、皆さんと一緒に、京都の伏見区の九条ねぎの生産畑、その加工場、ねぎのカット工場、そして流通、販売のスーパー、デパート、そういったところまでの、生産から販売に至るまでの一貫した企業努力によって、当初売上目標1億円が7年後には10億円と、今では目標200億円ということで、鹿児島県、長野県、こういった業者と連携をして、価格の決定権を持つよ

うになったというふうな一番の喜びの部分まで、6次産業化にもてる期待と可能性は非常に大きいものであるというふうに感じたところでありました。

問題は、こういったリスクを抱えること。私も経験したことですけれども、人件費は当然ながら払わなければいけないし、赤字を抱える。しかしながら、毎年同じような製品、作物を提供しなければいけないというこの大きなリスク、自然相手の中で大変難しいところでもあります。

そういったことを考えた時に、質問は、実際に本県でそのような優良の事例はあるのか。ただいまの九条ねぎのような、生産から販売までやって、実際に売上を上げて収益を上げているというふうな事例がありましたら、お聞かせいただきたいと存じます。

【長門農産加工流通課長】外間委員からお話がありました6次産業化の取組でございますが、農産物の市場出荷のみでは得られない、加工などの付加価値をつけることで、農家の所得向上が見込まれます。そのほかにも、例えば加工をすることによって業務を拡大する、雇用が増えていくだけでなく、農閑期に加工業務をすることで労働の均一化を図っていくメリットもございます。こういった部分で所得向上や雇用の創出、地域の活性化につながるということで、県としても推進しているところでございます。

先ほど、優良事例があるかというお話でございましたが、流通までにつなげているような優良事例としては、五島の農業生産法人がございまして、この生産法人は、40ヘクタールの農地を利用いたしまして、かんしょの生産をしております。加えてかんしょの加工施設を造りまして、そこで加工の製造、販売を行っているところでございます。

さらに、輸出まで見据えて、生産圃場とか施

設とともに有機JASの認証を受けて、付加価値をつけた生産体制を作り上げてきているということで、最終的に売上がどのくらいまで上がったのかという部分を私どもは把握していませんけれども、青果用で約200トンのかんしょの出荷、加工用で160トン、合計360トンを生産されまして、全国の小売店や生協、大手コンビニ等に販売していくことで、現在の従業員の方がパート等を含めて約36名が雇用されていると、こういった地域の活性化にも寄与している優良事例がございます。

【外間委員】大成功事例というふうな受け止めさせていただきました。雇用の創出にもつながっている、パートも含めて36名の職員と、一つのかんしょを通して6次産業化の成功事例ではないかと、大変ありがたいと課長の答弁をお聞かせいただきましたが、そこに至る県としての関与は、どのような形で下支えといえますか、そういった方々に対してのお手伝いのできたものが、その辺の具体的なことについてお話を聞かせいただきたいと存じます。

【長門農産加工流通課長】まず、かんしょの栽培面積を拡大していかなければいけないと、自作地自体は小さかったので、自作地以外の圃場を約20ヘクタール借りていく中で農地中間管理機構を活用し、振興局を中心に市や農業委員会の方々と連携しながらマッチングを支援することで、40ヘクタールのうちの約20ヘクタールを借り受けることができたという状況です。

また、私どもが国の補助金を使いまして6次化サポートセンターを設置しており、そこから民間の専門のプランナーの方々を派遣して商品の企画や加工技術のアドバイスをするとともに、商談会への出展にも支援をさせていただいたところです。

また、加工場の整備につきましても、離島活

性化交付金を活用しまして平成30年度に整備をしましたが、その際の整備計画の作成支援を行いました。輸出につきましても体制構築を図るために、令和2年度からの3年間、国のグローバル産地づくり推進事業を活用するための計画作成支援を行ったり、輸出協議会によるパイヤーとのマッチング等の支援をさせていただいているところでございます。

【外間委員】聞きなれない言葉が幾つか出てきました。

農地中間管理機構で20ヘクタールの土地の仲介をしたと。それは、どこかの空いている土地を、かんしょを栽培する企業に仲介すると。

その中間管理機構というのは、国の機関か、県が単独で持っておられるのでしょうか。

【溝口農業経営課長】農地中間管理機構につきましては、現在、各都道府県に1か所設置となっております。本県は県農業振興公社を指定しております。その中で公社から市町に委託して事業を進めているところでございまして、そこで斡旋、いわゆる受け手と出し手の間を取り持ちまして、農地を担い手に集約して、集積して、うまく活用をしていこうと7年ぐらい前から活動しているところでございます。

【外間委員】農地中間管理機構の活用で、相手業者のマッチングに寄与できたと。6次化サポートセンターからプランナーを派遣して、商品の開発等を支援したと、県としての関与ということで一定理解をさせていただきました。そのような成功事例を、ぜひとも今後、長崎で、どうしてもリスクが大きいということで、なかなか前に進めていけない方々の背中を押すような6次産業化は、大きな収益事業につながるものと期待ができますので、ぜひとも、この6次産業化を大いに進めていただきたいと思います。

それから、海外事務所の農作物の取扱いに関

して、その現状と課題についてお尋ねをいたします。

知っている限り、海外への農作物の輸出は大変貧弱、非常に少ないものでありまして、何としても本県のおいしい、武器になる、付加価値の高い農作物を、東アジアや東南アジア等に積極的に輸出ができる、そのようなことをいつも思っておりますけれども、本県の農作物の輸出に関する現状、課題、その取組状況についてお尋ねをいたします。

【長門農産加工流通課長】本県の農産物の輸出に関する現状と課題ということでございますが、まず、本県内で輸出に取り組む農業者や事業者の方々はまだまだ少ない状況でございます。こういった方々が実際に輸出をやってみようとか取組の拡大を図るために、現在、農業団体、農業法人、流通関係者、市町とで構成した長崎県農産物輸出協議会を設置いたしまして、ここを中心に輸出に関する情報の提供やテスト輸出、商談会参加への支援、そういったものに取り組んでいるところでございます。

主な輸出品目につきましては、いちごやみかん、びわ、牛肉等で、主な輸出国としましては香港やシンガポール、台湾等の東南アジア方面ですけれども、輸出量の7割が香港という現状でございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で輸出拡大の取組が制限された状況でございますが、例えば国内で開催された貿易商談会のオンラインでの参加に対する支援とか、本県と取引がある輸出業者の方々と一緒になって連携して、相手先国で長崎フェアをしてもらうとか、そういった取組をすることによって、輸出額につきましては前年並みの4億3,000万円を維持したところでございます。

本年度も、輸出ルート拡大に向けて、引き続き



きオンラインでの商談会の参加促進や、産地や輸出業者のマッチングに取り組んでまいりますとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えた折には、海外バイヤーを産地の方に招聘したり、そういった取組を進めることによって輸出拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

【外間委員】ありがとうございました。一定理解ができました。

議員になって海外のデパートやスーパーを視察した際に、本県の作物があるのかどうかの確認をついついいたします。やっぱり自分の県のもので販売してあると大変うれしくて、その金額も確認し、こういう作物がたくさん海外に、特に東アジア、東南アジア等のデパートを盛り上げていけばいいんですが、行くところ、行くところ、熊本とか福岡とか他県のものばかりで、なぜ本県のものであまりないのかなと。これはやっぱり、今、課長がお話しになったようなところで、こういった輸出をやるバイヤーも含めて、現状と課題ということでご答弁をいただいた内容が、どうもうまくいっていないのかなとも感じながら。

議員同士で九州未来創造会議という会をつくって、福岡を中心に10年近く、「九州はひとつ」というくくりで、様々なこういった販売をうまく展開して、観光とか、農作物となった時に、海外事務所をうまく利用できないものなのかなというふうに思っております。

調べたところ、九州で海外に事務所や派遣事務委託、こういったものを抱えている。本県は上海とソウルに事務所がございますが、例えば福岡県はサンフランシスコ、フランクフルトにも派遣事務所を持っておられて、実は九州全部で、そういう派遣、委任事務所、独自の出先の事務所を合わせますと何と43か所ございます。

そういったところをうまく使って、本県のびわ、いちご、こういったものを販売することはできないものかなと。海外の人は、梨もりんごもみかんも、これは長崎のもの、これは佐賀のもの、これは福岡のものという感覚ではなくて、日本のものとして受けてくれるわけでありますから、九州というくくりで海外事務所をうまく利用しながら販売展開ができれば、もうちょっとうまくいくものか。

当時の議長にもご相談をして、九州議長会議や九州知事会議でも、そういった販売戦略を展開していくことはできないものかと問題提起をしたこともございましたけれども、なかなか地域間競争も厳しくて、福岡の「あまおう」にも負けられないわけでありますから、そうそう本県の手の内を相手先に見せるというわけにもいかないというもどかしさもあるかと思えます。

難しいとは思いますが、九州は一つというくくりで、協働して輸出の取組を進めてはいかがかと思うのですが、いかがでございましょうか。

【長門農産加工流通課長】九州は一つというふうな取組に関して、ご説明させていただきます。

九州、山口一体となって、海外での農林水産物や食品の認知度向上、輸出拡大を図ることを目的に、福岡県が事務局になりまして、九州地域戦略会議輸出分科会が平成29年度から設立されました。各県が連携して海外でのPR、販促活動に取り組んでいるところでございます。

実は令和2年度に、1月から2月の28日間、香港の無印良品、M U J I（むじ）で九州フェアという形で開催をさせていただきまして、本県でもいちごとミニトマトを出品して販売促進PR活動をさせていただきました。

九州各県様々、気候も似ていますので、いろんな同じような品目が出てまいりますけれども、

九州が一体となって、こういう九州の産物があるんだという形で、フェアでPRをさせていただいておりまして、本年度も10月以降に香港やシンガポール、こういったところでフェアをすることを計画しているところでございます。

委員おっしゃいます海外事務所や委託事務所の活用ということにつきましては、やはりそれぞれの県の事情もございまして、そこを活用するのはちょっと難しいかと思えますけれども、今後とも九州・山口各県と、こういった取組を通じて九州は一つ、オール九州という形で取組を進めることで、効果的な輸出促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

【外間委員】ありがとうございました。今、最後に課長がおっしゃった、難しいということでもありますけれども、これはトップ同士が腹をくくって決めてやっていけば、もしかしたら前に進んでいく、その切り口として、課長からお話をいただいた香港で行われた九州フェアとか、これは大変いいことであり、こういったイベントをこれからも重ねていただいて、日本のおいしくて新鮮で甘くてすばらしい農作物がアジアの人たちに安定供給できれば、さらに現状と課題を解決できる大きなきっかけになっていくのではないかと大いに期待をして、当然議員としても働きかけに努力をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

もう一つありました、女性の活躍推進と働き方改革についてであります。実はこれは産業労働部、水産部からも聞き取りを行いまして、それぞれの各部門別に知事が一定、所得向上についても数値目標を立てて、製造業、サービス業、観光業、農業、水産業、それぞれ令和7年度までの目標を掲げ、農業部門も93億円の増額を令和7年度までにやられるというふうに私は

理解しているんですけど、686億円ですか、こういった数値をどうやってつくっていくのかとなった時に、やはり女性の関わり方というのを根本的に変えていくしかないんじゃないかと。女性の市場、女性の求めるものが、これからの世界の経済の市場の中に大きく広がっていく時に、需給のミスマッチにならないように、女性の活躍する場をもっともっと、別の角度でつくっていくべきであるというふうな認識で質問通告をさせていただきました。

現状は、経理部門とか女性の役割はここだというふうなお話でもありましたし、あるいは数値を具体的に、理屈抜きに農林部も7%というふうに、他県よりもさらに2%以上大きい数値目標を掲げて、女性の働き方に関する具体的な数値を掲げてのお話もお聞かせいただきましたので、これからの農林部における女性の活躍という分野の内容については、また私もしっかりと勉強をして、どうしたらこの分野において女性が輝いていけるものなのか、そんなことを感じながら、この間お聞かせいただきましたので、数値については一定理解をいたしましたので、この内容の質疑、答弁はなしということで、以上で私の質問は終わらせていただきます。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【溝口委員】株式会社エヌについてです。

当初、令和元年に設立する時には、長崎県だけに外国人就農者を募って派遣するというところで設立したと思うんです。その時に大体400名ぐらいは需要があるんじゃないかということでしたが、現在、大体どのぐらいの必要性が出てきているのか、お尋ねしたいと思います。

【溝口農業経営課長】エヌでございますが、現在、特定技能外国人を国内に47人入れて取り組んでいるところでございます。その後も受け入れに向けた手続を進めておりますけれども、新

型コロナウイルスの影響によりまして、現在は進んでいないところでございます。

主要な受入国としましてはカンボジア国等となっております。相手国で面接から雇用契約、在留資格の申請というような一連の手続をした、いわゆる入国の準備は120名を超える方々をしている状況でございます。

一方、受け手の方も、現在、地元の農業者の方から120名を超える発注をいただいています。現状は農家の方も少し様子見もあるんですけれども、この後、コロナが収束しますと、人材等の確保につきましては進んでいくものと考えているところでございます。

【溝口委員】最初、とっかかりの時に400名ぐらいは必要になるんじゃないかと聞いたような気がするんですけれども、コロナ禍で今のところ、まだまだ要望が出てこないという形なんですかね。

カンボジアからの47名の派遣をしているということですが、47名の方々は今、どこに派遣をしているのかお尋ねします。

【溝口農業経営課長】現在、一部リレー派遣ということで長野にも6名出しております。それ以外の方々につきましては、島原のJAや法人が主体のところは7割近くになっておりまして、それ以外に、例えば諫早とか五島地域のJAや法人に派遣を行っています。

【溝口委員】前回、2月補正で5,000万円の増資をしたんですけれども、その時に事務所を設置ということでした。今派遣しているのは長野県だけと理解していいわけですか。

【溝口農業経営課長】外国人を派遣するに当たりましては、近くに事務所等の設置が必要でございます。いざ派遣が始まってから手続を行うということで、長野につきましては設置を終わりました。北海道につきましては今月に予定を

していると聞きますので、合わせた事務所の設置になると理解しております。

【溝口委員】先ほど、入国手続準備中が120名と言ったんですけど、それは大体どこですか。カンボジアか、インドネシアか。

【溝口農業経営課長】カンボジアとインドネシア、半々ぐらいでございます。

【溝口委員】昨日の水産部で、インドネシアの人たちを14人ぐらい派遣しているという話を聞いたんですけど、それはエヌの方から派遣をしているんですか。

【溝口農業経営課長】先ほど申しました120人のうちには、水産関係も10名を超える方々を予定しているとお聞きしております。

【溝口委員】エヌの経営状態がですよ。外国人を派遣する業務ですから、エヌ自体の経営がどのようなになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【溝口農業経営課長】現在47名の派遣をしております。今後120名の方々が入ってきますと、ランニング的には、回していくことが可能であり経営は安定していくのではないかと思いますけれども、当然設立当初からのかかった経費もございますので、今後、それらを見ながら進めていくことになるということでございます。

【溝口委員】利益の分岐点というのがあると思うんです。大体何名ぐらいを派遣したら、利益が少し出る形になるんですか。

【溝口農業経営課長】コロナの状況によりますけれども、先ほど言いましたように170~180名前後派遣しますと、経営が安定する段階になっていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

【溝口委員】令和元年からで、今度の12月で2年になると思うんです。赤字になって負債がたまってくると、なかなかそれを取り戻せなくな

るんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、県としてはどういうふうな形で携わっていかうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【溝口農業経営課長】県では、例えば前回一部入ってきた時に、コロナのために2週間待機しなければいけない状況がございまして、いろいろ経費がかかるところがございまして、そのようなところを含めまして、私どもとしては支援をするところは支援してまいりたい。

当然エヌとしましても、経営の問題がございまして、経費節減に向けた取組等は行うとお聞きしておりますので、そういうのを含めまして、エヌの要望に対しまして支援してまいりたいというふうに考えております。

【渋谷農林部次長】先ほど、損益分岐点のお話がありました。今、エヌの方からご報告を受けているのは、130名を超えると収益が出てくると聞いておりますので、今後入国が再開されまして、今の受注件数が派遣できるようになると黒字に変わっていくと認識しております。

【溝口委員】今、120名の外国人を準備しているということ。早く日本に迎えて派遣していかないと、だんだん、だんだん赤字がたまることになるんです。その辺について、めどとしては大体いつごろまでに、準備している120名の方々を日本に呼ぼうとしているのかお尋ねします。

【溝口農業経営課長】現在、正直言いましてコロナの関係で入国できていない状況でございます。これにつきましては、今後の見通しがなかなかわからないところではございます。

ただ、今後、ワクチン等を含めましてコロナの収束を見据えて、それが開き次第にすぐでも入れるような形で取り組んでまいりたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。それが長く続くと赤字がたまってきて、追加増資とかなんとかをお願いせざるを得ないような形になってくるんじゃないかと思うんです。

その辺について、部長はどのように考えていますか。

【綾香農林部長】先ほど農業経営課長からも申しましたが、損益分岐点130名に対して、今はまだ47人しか働いておりません。これとは別に120名が国外で待機しています。その方が入ってくれば170名近くになりますので、損益分岐点はクリアをします。同等の受注をもう既に県内の農家からいただいておりますので、外国人が来れば、そこに派遣をするマッチングまで今はできているところでございます。

ただ、その外国人がいつ入ってこられるかというところが、残念ながら見通しが立っておりませんので、エヌとしましても、金融機関から低利の運転資金を借入れる手はずを整えておまして、そちらを一旦運転資金として、ショートしそうな場合にはお借りした上で回しながら、そして入国ができてから稼いでお返しをしていくということで、その辺の資金繰りの手当てもしっかりめどを立てておりますので、私どもも心配はしておらず、早く入国できることを願っている状況でございます。

【溝口委員】わかりました。ただ、120名が来て、すぐにマッチングができればいいんですけども、その辺についてはもう完全に準備はできているんですか。

【溝口農業経営課長】現在、120名に対しては受注を受けておまして、そのあてというのは当然しております。その中で、入ってくるということ。

ただ、当然ガイダンスとか、そういうこともございますので、手続については一定のことを

行いながら、速やかな入国、そして就労に向けた取組をしていきたいと考えております。

【溝口委員】 もう一つ、国との関係があるのかわかりませんが、当初はベトナムの方を受け入れていこうという動きがあったんですけど、ベトナムのことについてはどのようになっているんですか。

【溝口農業経営課長】 現在、私ども、ベトナムの農大とはずっとやり取りをさせていただいております。ただ、相手国、ベトナム国の方からなかなか、特定技能につきましてはカンボジア国ほど熱心ではないという状況でして、ベトナム農大そのものの、いわゆる特定技能の送り出しということに対して資格もとれないというような状況もございまして、ベトナム国、農大とは協議をさせていただきながらも、なかなか前には進んでいないという状況でございます。

【溝口委員】 せっかく株式会社エヌを立ち上げたんですから、外国人を派遣していくという特殊な業務ですから、ぜひそれを成功させるように、皆さん方で努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから諫早湾干拓です。現在、2事業者が賦課金の滞納をしているということですが、耕作地の総面積は大体どのくらいあるんですか。

【安達諫早湾干拓課長】 諫早湾干拓地の農地は666ヘクタールでございます。

【溝口委員】 666ヘクタールある中で、契約者が何人くらいいるのか、そして全て契約ができているのか、お尋ねしたいと思います。

【安達諫早湾干拓課長】 現在の経営体の数は35経営体でございます。農地で耕作放棄されているところはございません。

ただ、先ほどから話になっております2者が占有している土地があります。そこだけ貸付け

が行われていない状況でございます。

【溝口委員】 2業者が使用していた耕作地は何ヘクタールですか。

【安達諫早湾干拓課長】 休憩をお願いします。

【久保田委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 3時49分 休憩

-----  
午後 3時49分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開します。

【安達諫早湾干拓課長】 2者の面積は41.5ヘクタールでございます。

【溝口委員】 今問題になっている賦課金の滞納額とか、リース料の滞納とか、1者ごとには問題があるかわかりませんが、2者の合計はどのくらいになっているんですか。

【安達諫早湾干拓課長】 まず土地リース料の損害金は、平成29年度分の滞納が250万円ございます。それと平成30年4月から令和2年度までの3か年度分のリース料相当額を合計しますと、2,657万円の損害額が生じております。

それから賦課金につきましては、1者分が年間209万円でございます。1者分が81万円で、合計290万円でございますので、平成30年度から令和2年度までの賦課金相当額は合計で872万円でございます。

【溝口委員】 わかりました。そうしたら、両方で3,500万円くらいになっているということですね。

この2者のほかには、もうないのかどうか。

【安達諫早湾干拓課長】 この2者以外に、現在入植されている方でのリース料の滞納はございません。ただ、過年度、これまでに入植されていた方の滞納は、4経営体で2,963万円でございます。

【溝口委員】 賦課金についてはないんですね。

【安達諫早湾干拓課長】 賦課金については、県

の農業振興公社が立て替えをしているものはないということでございます。

【溝口委員】土地改良区が出している分はないと言ったのか、そこら辺がちょっとわからなかったんですけど。

【安達諫早湾干拓課長】今、農業振興公社が土地改良区に対して賦課金の立て替えはないということでございますが、土地改良区に対して過年度に入植されていた営農者が滞納されている分はございます。金額につきましては、平成21年度以降令和2年度までの間で2,503万円とお聞きしております。

【溝口委員】 そうしたら、合計したら9,000万円ぐらい、1億円近くなっているような形ですけども、その辺の回収はどのように努力していこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【安達諫早湾干拓課長】 まず、裁判を起こしている分、先ほどから申し上げております2者につきましては、賦課金も含めまして裁判の中で債権の回収を行っていきたくと考えています。

リース料を滞納されている方のうち2経営体については、農業振興公社が既に裁判を起こして判決をいただいております。ただ、差し押さえる財産がないために、強制執行ができない状態でありまして、引き続き定期的な面談を行って債権の回収に努めていきたいと考えております。

リース料の滞納は4経営体ございまして、2経営体につきましては既に裁判で判決をいただいておりますけれども、財産がない状態でございます。

残りの1経営体については、督促をしているにもかかわらず支払いがされておらず、引き続き定期的な面談を行って債権の回収に努めていきたいと考えております。

残りの1経営体につきましては、土地明け渡し訴訟をしているところの1経営体でございますので、訴訟の中で債権の回収に努めていきたいと考えております。

【溝口委員】 このように多額の滞納が出ているということであれば、入植する時に、ある程度の厳密な審査をやっていかないと、このようになってくると思うんです。先ほど聞いた中では、現在の35者についてはそういうことは全然ありませんということですか。

何年か前にもそういう問題があって、5年1回の更新時に、滞納があったらもうやめてもらいますよという契約書まで交わした方がいいんじゃないかと言っていたと思うんです。その辺についての話を契約する時にやっているのかどうか。

【安達諫早湾干拓課長】 現在、5年ごとに契約する際には、契約更新時にリース料の滞納があった場合、リース契約の更新をしないとか、あるいは、途中で滞納があった場合にも裁判例に基づいて裁判を起こしますよといったようなことについて同意をしていただく同意書について、今は全部の経営体から同意書をとることにしております。

【溝口委員】 今、同意書を取るという話をしていますということですけど、今まで取ってなかったんですか。

【安達諫早湾干拓課長】 平成30年の契約の更新の時から同意書を取るようにしております。ただ、この内容については、平成25年度の更新の時にも、同意書という形では取らなかったんですけども、口頭で、今申し上げたようなリース料の確実な納付についてご説明を申し上げて、入植者の理解をいただいているところでございます。

【溝口委員】 終わりにしますけど、口頭で言い

渡すと書類に残らないわけですから、口頭だったから、いや、それは約束していないですよということになるかもわかりません。だから、やはり書類で交わしていかないといけないんじゃないかと思うんです。

部長、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

【綾香農林部長】先ほど平成25年の再設定時のことを申しましたけれども、その次の平成30年の再設定の時から、同意書をしっかりいただくというふうに改めております。その同意書の提出に応じてくれなかった方には利用権の設定をしておりませんので、そういうことで明渡し訴訟をさせていただいている状況で、法的な措置にまで訴えながら、そういう方については立ち退いていただきたいというふうに考えております。

【溝口委員】本当に素晴らしい諫早湾干拓の農地でございますので、ぜひ、使う人たちには喜んで使っていただけるように、でも、そういう滞納をする人たちには厳しい措置をやっていくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。頑張ってください。

【西川委員】私も2件通告しておりました。時間も大分過ぎたようですし、コロナ禍における農業生産高とか主要作物の価格の推移等につきましては、午前中の川崎委員の質問にも少しありましたので、簡単にいいですから、お答えいただきたいと思います。

【小畑農政課長】コロナ禍での農業生産高、出荷量と主要作物の価格の推移でございますが、園芸品目につきましては、統計結果等が出されていないため、その動向は正確に把握できませんが、畜産物について県で把握したデータにおいては、子牛、肥育牛、豚の出荷頭数の減少は見られておりません。

しかしながら花きにつきましては、各種イベントの中止や規模縮小により需要が低迷しており、時期によっては出荷本数が減少している状況が見受けられます。

なお、価格面については以前からお知らせしているとおりで、昨年春から秋にかけて、和牛枝肉や花き等の価格が2割から3割下落したほか、木材価格も一時的に2割程度下落しております。しかしながら、現時点におきましては、各種対策の効果とか家庭消費の拡大などもあり、多くの品目でコロナ禍の前の水準まで回復しております。

一方で輪菊につきましては、種々説明をしておりますけれども、葬儀等の縮小などにより需要の低迷が続いており、完全に回復しきっていないというような状況でございます。

【西川委員】この春のたまねぎとじゃがいもの価格について、例年と比べて高かったか、安かったか。生産量の関係もあると思いますが、わかっておればお答えいただきたいと思います。

【清水農産園芸課長】ばれいしょは、北海道、鹿児島、長崎という産地リレーをしております。本年産につきましては、その産地リレーが比較的うまくいったということで、平年を上回る価格で推移をしております。

たまねぎについては、すみませんが、今手元にはないので、確認してお答えいたします。

【西川委員】実は、この春はたまねぎも豊作と聞いていたんです。佐賀の白石などを中心に、諫早平野方面が安いというような噂を聞いておりましたので、その辺がどのように農家の所得に関係したかなと思ったわけですけど、数字がすぐに出ないなら、後から教えていただければいいです。

【渋谷農林部次長】市況等を見てもみますと、早生の時期、4月の時期に一旦、佐賀産と長崎産

が競合しまして値段が落ちたんですが、その後、中生から晩生にかけてはまた単価が上がって、6月の一番多い時期については平年並みの単価とわかっております。

【西川委員】 了解しました。そして安堵しました。

次に、コロナ対策についての主な事業と、その成果など、2年度以降から何か効果が出てきたとわかったところがあれば教えていただきたいと思います。

【小畑農政課長】 昨年のコロナ禍を受けまして、農業団体や市町と連携いたしまして、影響を受けた生産者の皆様が、資金繰り対策をはじめ持続化給付金など国の制度を活用できるよう、相談対応とか各種支援対策に取り組んでおります。

その中で生産対策といたしましては、優良な肥育牛生産に向けた経営体質強化とか、野菜や花きなどの高収益作物を生産する農家への次期作への取組、経営を継続する農家の機械設備の導入等への支援を行ってまいりました。

一方で、消費拡大対策として、これも既にご説明いたしましたが、県内の学校給食に対しまして県産牛肉、もしくは県産の地鶏等を各学校へ提供したほか、花きにつきましては、県庁や各支庁、長崎駅における装飾などに取り組んでおり、また、県内量販店での長崎和牛等県産食材の販売促進、県内小学校への花の展示などを実施してまいりました。

具体的な数値を挙げてこの効果をというのは難しゅうございますけれども、こうした取組を含めまして、出荷量や価格は、多くの品目でコロナ禍の前の水準まで回復をしております。一定、関係団体からも評価をしていただいているような状況でございます。

【西川委員】 大方、お話を聞いて安心しました。終わります。

【久保田委員長】 ほかに、通告をされた方で質問をされていない方。

【山口(経)副委員長】 ちょっと、早く終われという熱い視線を感じておりますので、手短にやりたいと思います。答弁も簡潔にお願いいたします。

部長の説明にございましたが、新たな就農者の取組として産地主導型就農ルートが上がっております。「地域に呼び込む」、「地域にとどめる」、「地域に呼び戻す」という3の取組をやられておりまして、新たな取組という形で期待も大きいんじゃないかと思っております。

今年、JA長崎せいひ、あるいはJA壱岐市で始まっておりますので、この内容について具体的にご説明をお願いいたします。

【溝口農業経営課長】 新規の産地主導型の取組でございますが、本県は新規就農対策に取り組んで昨年は266名の新規就農者を確保しました。地元の農家の出身の方が非常に多くなっております。JAや産地の取組が非常に大きな貢献をいただいているところでございます。

このため、県の中で打ち合わせをしながら、新たな研修機関をJAが立ち上げて、新規就農者を産地も含めてしっかり受け止めてもらうということで取り組んだところでございます。

県下7つのJAがございまして、昨年はJA長崎せいひとJA壱岐市でスタートいたしまして、JA長崎せいひではいちご、畜産を含めて7名、JA壱岐市ではいちご2名ということで、9名の研修受入実績になっております。

本年度につきましては島原雲仙市や長崎西海、JA五島で取組を進めておりまして、県下7JAで将来的に進めていきたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】 生産部会まで巻き込んだ実践型の研修もやられているとお聞きしており



ます。生産部会が絡むとなりますと、担い手としての期待も大きいということになります。

新規就農の場合、親元就農、それから農家出身の方が途中で帰ってくる定年帰農とか、いろんな形で農家の後継ぎ、担い手となる形が多いと思います。農家出身の方々がこういった形態で就農しているか、そこら辺の分析をされていますか。

【溝口農業経営課長】 去年は266名が入ってきたところでございますが、このうちUターン、遠くから入ってこられた方が15名でございます。県内の出身で県外におられてUターンで帰ってこられた方が33名でございます。一番多いのが、県内におられる方がつくということ、これが183名でございます。

あとは新規、いわゆる農大とか、そういうルートで入ってこられる方がおられまして、合わせますと266という数字になるということでございます。

【山口(経)副委員長】 今後、県内のJAでも徐々に広げていこうということですが、農協の取組について、こういったご指導といたしますか、農協の就農型のルートに任せるのか、それとも、こうした方がいいですよという指導をやるのか、いかがですか。

【溝口農業経営課長】 これにつきましては、JAと一緒に検討させていただいておまして、例えば農業次世代人材投資事業、いわゆる準備金ということで国の方の新規就農者の支援策がございます。これを受けるに当たっては、一定のカリキュラム等を組まなければいけない、時間を持たなきゃいけないということになっていきますので、この辺も併せて現場サイドで話して、また、研修に当たりますとも、研修のカリキュラムの中には地元の普及員等も入って進めていくということでございます。

一方、県の就農支援センターを諫早に置いておりますので、こことよく情報を共有しながら、新規就農者をしっかり確保していきたいと、一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】 親元就農であっても、この研修機関の中で給付金を受けられる形になるわけですか。

【溝口農業経営課長】 実は、少し縛りがございまして、先ほど農業次世代人材投資資金の話をしましたけど、まずは就農準備に関する準備型がございまして、こちらにつきましては就農者が5年以内に経営を継がなければいけないという規則がございます。それは親元就農でも出ると。

ただし、経営開始型は独立自営で新規就農する場合、リスクがある、いわゆる基盤がないところに新規就農で入ってくる制度でございますので、品目が変われば対象ですけれども、同じであれば対象にならないことになっておまして、こういった部分は政府施策要望とかを含めまして皆様の要望を国にも伝えながら進めていきたいと考えております。

【山口(経)副委員長】 就農者に対するいろんな手厚い支援があるわけですが、先ほど言われた、就農して部門別に開始すれば支援が受けられるということですが、果樹の場合は永年作物でありまして、そこで別の部門を開始するというのはなかなか難しい状況になってきている。

私のところも息子が跡を継いでくれましたけれども、そのままの状態で経営を渡したという形になって、そこら辺の支援が全然なかったわけですね。

そういった場合、果樹農家は永年作物であるという部分が、ちょっとばかり考え方が欠落しているんじゃないかと思うんですけど、い

かがでしょうか。

【溝口農業経営課長】 おっしゃいますように、果樹につきましては永年作物でございます、何年もかけて農家が育ててきた品目でございます。それが代がわりする時に野菜にかわるというものでは決してございません。産地を継続的に維持していくことは必ず大事なことでございます。これにつきましては、国に対する要望は当然させていただきながら、県としましては進めていきたい。

また、一方で、国の新たな事業としまして、経営を継続した後に一部、100万円程度交付される国と市が持つ事業も今年度にできましたし、私どももまた、産地の中で農地を遊休しないような取組としまして、施設等の関係の流動化に対する事業も今回設けておりますので、いろんな事業を組み合わせながら、国には要望しながら、県としてはしっかり取り組んで、農家の皆様が親元で就農できるようにしていきたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】 今回の産地主導型就農ルートは、新たな取組として、JAとか、その中の生産部会とか、積極的に関わって担い手を増やしていくという形で、非常にいい取組じゃないかと思っておりますので、ここをもっと広く展開していただくということで、部長、最後に見解をお示しいただきたいと思っております。

【綾香農林部長】 本県の農業後継者、JA、就農者、見た目は順調に、5年前と比較して100名以上増えております。160名が260名ということで、5年間で100名、単年度の数が増えております。

これは今までの施策もあるんですけども、それでもなお認定農業者がまだ減少傾向にありますので、そこを埋めていくには新しい血を今まで以上に入れていかなければならない。260

名ではまだ足りないと思っております、そのためにもJAのお力も産地部会のお力も借りながら、県だけではなく関係機関総出で農業の後継者、産地の後継者をしっかり確保して、長崎の農業が安定的に発展するような姿を目指して、今後も一生懸命頑張っていきたいと思っております。

【山口(経)副委員長】 第1次産業と言われる農林水産業は、地域基盤、集落基盤の基となっておりますので、人口減少対策とか、いろんな形で影響してまいりますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思っております。

それから、ながさき森林環境税についてであります。これは前に質問があつておりましたので、なるだけ重複しないようにやりたいと思っております。

今、NHKの朝ドラがあつております。それが海と森と空のつながりという形で、森林環境税に対して応援するような朝ドラになっているんじゃないかというふうに思います。

森と海のつながりというのをしっかりとPRをしていただきたい。長崎県は閉鎖性海域、代表的には大村湾、有明海、そして伊万里湾、そういった本当に環境を大事にしなければいけない海を有しております。その中で森林環境税と銘打って、森林のことに力を入れているという形に見えてしまうわけで、海と森のつながりをもうちょっとPRをしてほしいと思っております。自然林、それから人工林がございますが、自然林がしっかりと水をためる力、あるいは栄養分を外に水として徐々に流していく力、いろんな形であるわけです。

人工林に対して、なぜ森林環境税を使うかということが、伐捨間伐なりで人工林の中に日を当てて、下草、あるいは低灌木を生やして、自然災害にも強く、そしてまた栄養分の堆積もあ

ってというような役割を果たすんですよと、しっかりとアピールをしていただきたいと思います。ちょっとアピールが、私に言わせれば、へたくそかなというふうに思っておりますので、この辺についてはいかがでしょうか。

【永田林政課長】副委員長ご指摘のとおり、人工林を間伐することによって機能を回復、維持させるということを我々は訴えているところでございますけれども、先ほど言われた海との関係に関しては、なかなか上手にPRできていないのが現実でございます。

山に雨が降ると、土壌の養分と合わせて海に流れ込みますので、一定、海に対する影響もあるということは、しっかり何らかの形でPRをしていきたいと。

ただ、数字的に出すのがかなり難しゅうございます。平成19年度に森林環境税を導入させていただきました折に、漁業者と一緒に漁民の森とかという活動をしていました。今、森林ボランティア支援センターがございますので、そういうところでしっかり音頭をとっていただきながら連携をして、山と海がしっかりつながっているということのアピールをしていく取組も今後はやっていきたいというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】それから、これもご指摘にありましたけれども、荒廃した里山林の整備という形で23%の進捗に終わっているようです。住民の皆様身近な里山林を整備することが、非常に大事になってこようかと思うんです。所有者の問題とか、地元の合意とか、そういったところが進捗にちょっと障害になったということでしたけれども。

里山林の整備で、切り捨ててそのままの状態、後に入って行かれない形でやっていらっしゃる事例もあります。

そしてまた、里山林の入札を行った際に、人力施工であるために、それが単価として合わないということで入札不調になったりしております。ですから、里山林の整備に一番小型の重機が使えるように、そこに道路をつけて、あとは遊歩道的に使っていただくといった工夫が必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【永田林政課長】里山林の整備が進んでいない、達成率が低いことは先ほどご説明をさせていただきました。重機を入れるということもありませんけれども、里山林整備を始めたのが、第3期に特出しをしてやっております。その中で、地域の住民の方とか、いろんな方とご相談をしながら、最終形はこういうふうにしましょうということで進んでいたんですけれども、1年たつて山に入ろうと思ったら、ご指摘のとおり、等高線状には歩けるけれども、上の方に上っていけない現状があったと、それを地元で管理するのはなかなか厳しいよというご指摘も受けております。

そういったご意見も伺いながら、今後は、現場によって、勾配によって重機が入る山なのか、もし入らない山であれば歩道をつけるといった工夫もやっていきたいと思っております。

それともう1点、不調・不落の件でございますが、確かに人工林を切るのと違いまして、竹を切ったり広葉樹を切る、特にバランスの悪い広葉樹を切るのは非常に危険であったり、技術を要する作業となっております。

不調・不落に対しては、業者ともしっかり意見交換をして、ここの部分が設計では非常に不足している、こういうところをもうちょっと見ていただかないとできないというご意見も伺っております。昨年度に不調・不落で終わったところについては、そういった意見を取り入れ

て歩掛りを見直して、再度発注をして事業を進めているところですので、ある程度、合意形成が取れたところについては一定進めさせていただいています。

今後、そういった皆様のご意見を伺いながら、よりよい里山林整備を進めてまいりたいと思います。

【山口(経)副委員長】 この事業を、住宅地に隣接した大木を切ってくれる里山林整備事業というふうな勘違いをなさっておられる方も多いわけです。そうじゃなくて、里山林として地域、集落で、それをずっと管理をしながら森に親しんでくださいよと、あるいは子どもたちに、これが環境保全に大事なんだという勉強の場にしてくださいよと、そういった当初の目的をしっかりと意味合いを持たせてやっていただければとお願いをしておきます。終わります。

【久保田委員長】 これで全員の質問が終わりました。ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理をしたいと思いません。

しばらく休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時22分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 4時23分 休憩

午後 4時23分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 4時24分 休憩

午後 4時24分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時25分 閉会

分科会長 久保田 将誠

副分科会長 山口 経正

署名委員 西川 克己

署名委員 山本 由夫

---

書記 平古場 俊一

書記 武次 潤

速記 (有)長崎速記センター